

第五章 廃藩置県後の地方制度

(明治四年—明治十一年)

第一節 熊本県の成立

明治四年七月一四日、新政府は府藩県三治の制をやめて府県制をとることとし、旧来の藩を廃してこれを県に改めた。新政府がこれに踏み切るには非常な決意と周到な用意が必要であったが案じた程の危機もおこらず、それまでの三府二八県二七四藩は、三府三〇二県となり、爾来幾変遷を経て明治二十一年によく、三府四三県に固定する。熊本県もまたこの時期に数度の変遷を経ることになるのである。

一、廃藩置県

廃藩置県の素地 明治二年の版籍奉還によって、それまでの大名は領民に対する生殺与奪の権力者の地位を失い、新政府の役人として知藩事に任命された。これは非常な変化ではあったが、二百年以上も主権者であった旧藩主が、そのままの地位に坐つていれば実権には変わりはなく、これは新政府にとって決して喜ばしいことではなかった。

また知藩事を中心にして政治上の改革が行われていけば、名は知藩事でも、実質は封建制度の延長に他ならない。新政府がそのような地方分権的な政治を歓迎する筈もなく、再三に及ぶ藩制改革令によって各藩の制度を画一化し、又藩の財政に関する規制を行うなど中央集権の方向に強権をもって臨み、さまざまの法令を発していった。

このような新政府の態度は諸藩に藩政改革を強行させて多くの出費を要求し、幕末以来の財政難と戊辰の役の出兵負担に苦しむ諸藩財政を極度に圧迫した。そしてその弊は小藩において特に著しかった。明治二年七月以降中・小藩知藩事の辞職願が相ついでのはこのような理由からであり、政府も同年一二月吉井藩・狭山藩知事の辞職を許したのをはじめとして四年七月にかけて一三知藩事の辞職を認め、最後には一知藩事の罷免更迭をも実施している。

しかし当初新政府には、多くの雄藩を押さえて、廃藩を一挙に全国に及ぼすだけの勇気はなかった。ところがそうこうする中に廃藩の意見は次第に中・大藩からも出されるようになった。明治四年三月二六日、長州藩知事毛利敬親は封建の余習を除かんことを遣表し、名古屋・鳥取・徳島・熊本各藩知事も郡県の制を布くべしと建白し、特に熊本藩知事細川護久はこの時と五月の二回にわたり知藩事の辞職を願うとともに官制改革、人材登用の建白書を提出するなど廃藩置県への機運は次第に熟しつつあった。

廃藩置県 このような形勢に歩調をあわせて、政府首脳も廃藩置県に踏み切る決意を固めていった。明治四年二月一二日鹿児島・山口・高知三藩の精兵一万を召集して新政府の親兵とし、警備を厳にするとともにその威を外に示しつつ頭官の大更迭を行い、その後七月九日に大久保利通・西郷隆盛(薩)・木戸孝允・井上馨・山県有明(長)が秘密会議を開いて結論を出し、一二日に岩倉・三条両大臣に断行を勧告した。そこで七月一四日政府は在京の五七藩の知事を召集して廃藩置県の詔書を下した。

朕惟フニ、更始ノ時ニ際シ内以テ億兆ヲ保安シ、外以テ万国ト対峙セント欲セバ、宜ク名実相副ヒ政令一ニ帰セシムベシ。朕曩ニ諸藩版籍奉還ノ議ヲ聴納シ、新ニ知藩事ヲ命ジ各其職ヲ奉ゼシム。然ルニ数百年因襲ノ久シキ或ハ其名アリテ其实挙ラサル者アリ、何ヲ以テ億兆ヲ保安シ万国ト対峙スル事ヲ得ンヤ、朕深ク之ヲ慨ス。仍テ今更ニ藩ヲ廢シ県トナス。是務テ冗ヲ去リ簡ニ就キ、有名無実ノ弊ヲ除キ政令多岐ノ憂ヒナカラシメントス。汝群臣其レ朕力意ヲ体セヨ

この詔書と同時に太政官は全国に対して藩ヲ廢シ、県ヲ被置候事

と布令するとともに、諸藩に対しても

○今般廢藩被仰出候付テハ、追而ハ県治一定之御規則可被仰出候得共、差向キ是迄取扱来候庶務ハ大参事処決可致、尤重大之事件ハ伺出可受朝裁事

○今般藩ヲ廢シ県ヲ被置候ニ就テハ、追而御沙汰候迄大参事以下是迄通事務取扱可候事

との達しを出し、各藩主には知藩事免官の宣旨を授けるとともに翌一五日付で在藩一〇六知事に対して九月中に東京に居住を定めることを命じたが、その指令書には「帰京すべし」との字句を用いて知藩事は中央から赴任させたものとの意を示している。

一、熊本県と人吉藩

廢藩置県と肥後 廢藩置県の布告によって全国は三府三〇二県となったが、この時豊後三郡の四部を含む熊本藩は熊本県となり、球磨郡と米良山、椎葉山を支配する人吉藩は人吉県となり、天草郡は従来通り長崎県の管轄下にあった。

熊本県 熊本県では知藩事は免官となったので、大参事長岡護美が庶務を処決し、権大参事として有吉立愛、津田山三郎、米田虎雄（在京）の三人、少参事として神山讓、宮村七五三、白木弾次、山田五次郎、大

田黒亥和太の五人、少参事心得として安場一平が政務に参与し、九月三日に嘉悦氏房が熊本県少参事に任ぜられた。

七月晦日、熊本県庁は廢藩置県を管下に布達して不穩の行動のないように諭示した。

今般廢藩ニ付、詔書並御書付写共七通相渡候条如毎可取計候、抑今日大勢之所推断然之御措置無之而ハ御国体難相立、政令一ニ帰シ各其分ニ安スルハ理勢之当然恐愕可致訳ニ無之候間、将来之御施設ヲ仰奉リ管下之士民心得違之儀無之様、篤斗可相示也

辛未七月晦日

熊本県庁

また八月に入ると旧知事韶邦と護久親子は、韶邦時代の管内激徒不取締の責任をとって、政府に上書して謹責を受けたいと願ひ出て、同月護久は上京に際して旧藩士民に対する諭告を發してその輕挙妄動を戒しめた。

今般大政更ニ御改正廢藩置県知事一統免職被仰付候処、間茂無ク不肖儀海軍少將拜命誠ニ感恩之至ニ候。然処不肖重大之任其職ニ難堪、真情ヲ陳シ奉固辞候処更ニ陸軍少將被仰付、誠ニ以難有仕合ニテ右再応之敝命此上奉辞候而者深ク奉恐入乍不肖涯分ヲ尽シ勉勵之悟覚ニ候、就而者一統之情誼彼は深察致シ候処、版籍奉還当春猶知事免職之儀奉願候末者、天下之大勢朝廷之御前途予メ承知之前ニ可有之候得共、一旦不肖旧郷ヲ離レ候實際ニ臨ミ候而者、是迄数百年之藩情ヨリ遺憾無聊之意思ヲ生シ、万一愚僻之巷議ヲ唱ヘ心得違之族モ有之候而者大義明分決而難相濟候。今日御新政之始、一層御趣意ヲ奉体シ、四海一家王土王臣之義ヲ明ニシテ各其職分ヲ尽シ其業ニ安シ其土ヲ樂ミ、宇内並立之実効ヲ奏シテ永世皇恩ヲ報シ奏リ候得者、山海懸隔郷土ヲ異ニシ候共、同胞之情誼ニ於テ聊無間隔、不肖平素之志願ニ候条、此旨一統熱復心得違無之様深ク頼入候也

辛未八月

細川護久

事実この年の旧知事の東京移住を契機として各地で事件が発生しているので、護久のこの諭告もあながち杞憂とも言い切れない。同年八月に

は広島の浅野長勲の帰京を拒む騒動があり、九月には高松県や福山県でも同様の暴動がおこっており、政府は一〇月七日付で、旧知事解知を口実とする結党暴行者を鎮定する命を下したが、一二月の岡山県と高知県の暴動も旧知事の復職を要求の一項に加えている。

同じ八月に県下の出張所をそれまでの所在地名から郡郷命に改めたが、県官は旧藩の郡政大属と権少属候補がそのまま詰めておりその下に里正・筆生・与長・十戸長が置かれていたことも旧藩時代のままである。

十月に入ると廃藩にともない改革がはじまった。待客掛を廃し、(二日)、京都出張所を引払わせ(二〇日)、武術・算数・音楽の師範役を免じ、舎密所を廃し(一七日)算術教師・武術師範役補助及専修生を廃する(一九日)などがそれである。

十月十日には県庁を花畑邸から二本木に移そうという願書を政府に出し、その実現の暁には県名も飽田県と改称したいと申請しているが、願書の提出先が違って返戻された。この間に一〇月二〇日花畑邸を鎮西鎮台の屯営とする旨の達があつたので、県庁は同二二日仮に二の丸にある有吉権大参事邸に移転することとなり、二本木移庁の件は翌年に持越しとなつた。

人吉県 人吉県知事相良頼基も四年六月上京のまま廃藩置県の発令となつたので、そのまま在京した。人吉藩は人吉県と改められ、城内の藩庁はそのまま県庁となり、大参事那須拙速が庶政を総括していた。権大参事は犬童治成、新宮簡、少参事に神瀬伝が在職して県政に参与した。県の職政は本庁・監察・郡務札明等の課を置き、大少属に分掌させ、郷村には里正・村長を置いたと記されている。(人吉県政紀事)

三、熊本県と八代県

府県大廃合 廃藩置県は実施され、旧藩主は上京したが、旧藩の遺制は抜き難く一朝一夕には改まらなかつた。これに加えて旧藩領の面積人

口は大小様々でしかも入り組んでおり、散在する天領を併せた新県は行政上の困難をどう解決しようもなかつた。このような状態では統一した県治は行われ難く、政府は県の大小によって一々指令を区分しなければならぬことにもなる。こうして新政府は府県の廃合を実施せざるを得なくなつた

明治四年八月二十九日にはまず天童県を山形県に併せ、九月四日には佐賀県を伊万里県と改称するとともに敵原県を併せ、五日には七戸・八戸・斗南・黒石・館の五県を弘前県に合併するなど漸次廃合が行われていったが、同年一〇月二八日、政府は「府県官制」を定めて府県官職名と事務内容を定め(第二節参照)、同日上野諸県を廃して群馬県を置き、一月二日から大規模な廃合を実施していった。即ち一月二日には播磨・丹波・丹後・磐城・岩代・三陸・両羽の三九県を廃して一三県を置いたのを手始めに、一四日には関東八州(群馬県を除く)一府五三県を廃して一府一〇県とし、また北海道二八県を廃して新たに一一県を置き、一五日に山陰・山陽・南海諸進一五国および駿河・遠江・三河の四七県を廃して一六県とし、二〇日には北陸道七国および摂津・飛騨・信濃・甲斐一府三〇県を廃して一府一二県にまとめ、二二日には畿内、四国および伊賀、伊勢、志摩、尾張、美濃、近江、紀伊、丹波の一府四五県を廃して一府九県に統合し、これで全国は三府七二県となつた。なおこの新設県の知事は「県令」と称することになつた。

大廃合と肥後 一月二日にはじまつた大合併直前には全国三府二四三県であつたが、一月二日現在で三府七二県に合併され、実に一七一県が消滅した。肥後ではこの時人吉県が消滅したが、熊本県は全体的な傾向に逆行して南北に分かれて二県となつた。すなわち玉名・山鹿・山本・阿蘇・菊池・合志・飽田・託麻・上益城の九郡は熊本県となり、南の宇土・下益城・八代・葦北四郡と旧人吉県であつた球磨郡、それに長崎県の天草郡を合わせて八代県が設置された。この時旧熊本県に属していた豊後三郡の四郷(久住、野津原、関、高田)は大分県に引渡され

ることになり、また旧人吉県に所属していた椎葉山八四村は美々津県に引き継がれることになった。

豊後三郡の引渡 一月一日大分県が新設されたが、県の管轄地は旧日田県と八つの廃藩県および他県管轄地から成っており、新県治の開始は翌五年一月一日に参事森下景端が着任してからであった。旧熊本県管轄の四郷には久住出張所と鶴崎出張所が置かれていたが、一月一日から新県への事務引継ぎに入った。そして三月二十九日に大分県は鶴崎出張所を廃してその区域を本庁管轄とし、元久住出張所管内の久住郷を岡出張所管轄として引継事務は完了し、四月四日に熊本県の所員は鶴崎を引払って熊本県に帰任した。

熊本県と八代県 府県の大廃合によって、政府は府県を名実ともに政府の強力な支配下に置こうと考え、有能な政府官吏を新県令に任命し、「新県取扱心得」(第二節参照)を發して新任長官に強権を与えようとにも、旧藩官吏を無用に刺戟しないよう注意を与えている。熊本県・八代県ともにこの時は県令が任命されず、熊本県には参事として山田武甫(旧少参事)が一月一日付で任命され、八代県には大田黒惟信(旧少参事)が一月二日付で發令された。

一月一日、熊本県では一〇月制定の「府県官制」が実施され、旧藩職制の大・少属が新制に切換えられた。この時大参事長岡護美は退職し(一月一日付)、ついで上京して翌年正月米国に向かい、権大参事有吉立愛は引退し、同米田虎雄、津田山三郎は上京し、少参事神山・宮村・白木また引退し、少参事心得安場保和もまた上京した。こうして首脳部の残存者は山田参事の他は少参事心得の嘉悦氏房だけになった。なお二月一日には徳富一敬(旧民政局大属)と倉園又三(旧県大属)の二人が典事に任ぜられている。この後間もなく一月二七日に政府は「県治条例」(第二節参照)を發布している。

新設の八代県では、五年の二月まで旧県官吏により政務が執行され、下益城・宇土・八代・葦北四郡は熊本県官吏、天草郡は長崎県官吏、球

磨郡は旧人吉県官吏が実務に当たっており、球磨郡の引継ぎは五年の五月に至って実現した。

熊本県から白川県へ 明治五年一月一日には林秀謙(旧郡政大属)が熊本県権参事となり、徳富一敬が七等出仕となった。二月になると、前年一月の県治条例が熊本、八代両県で実施され、両県官が正式に任命されることになったが、県政の中心は実学党によって掌握されていた。こうして県庁の体制も一応整ったので、熊本県では四月二日に県庁の二本木移転を再出願し、内諾を得てただちに建築に着手し、同年六月一日に移庁を完了した。現在二本木に記念碑のある場所である。

明十三日二本木県庁之移転候条此旨為心得申達候也

壬申六月十一日

熊本県

翌一四日付で太政官から移庁に伴う県名変更の達しがあった。

其県庁、肥後国飽田郡二本木邸エ被移、白川県ト改称被仰付候事

壬申六月十四日

太政官

県名の変更については、前年県から飽田県の名を推挙していたが、県の中央を貫流する白川の名をとって命名されている。佐賀県が伊万里に移庁して伊万里県となり、佐賀に帰ってまた佐賀県となったように、当時の県名は大畧県庁の所在地名をとったものが多いが、二本木村や飽田郡では著名ではなく、県名として取りにくかったためである。

この移庁の直後、明治天皇が西国巡幸の途上白川県庁に立寄られるという出来事もあった。

八代県の動き 八代県では明治五年二月に大・少属の任命があり、天草郡の長崎県からの引継ぎも済んだが、県庁の位置が定まらなかったため、四月まで熊本県庁で事務を取扱った。大田黒参事は陸軍と交渉を重ねた末、ようやく八代城の本丸を借用することが出来たので、四月晦日ここに引移り、五月二日に開庁した。球磨郡の引継ぎは五月一三日に済み、旧大参事那須拙速に代わって新宮簡が出張所事務をとることになっ

た。なおこの月の二四日になって人吉県の東京出張所引払いの指令が出されている。熊本県からの、南四郡事務分離も五月末に行われたようである。

八代県の権参事は久しく空席になっていたが、四月一五日に熊本県少参事という変則の地位にあった嘉悦氏房が任命された。これは熊本県と同日に政府から権参事に任命された静岡県士が着任せず、その代わりに起用されたため遅れたものである。五月二三日には典事として熊本県大属の内海平也が任命され、五月晦日には園田行真が権典事となっている。

この年の九月二三日には、それまで球磨郡に属していた米良山一四村が日向国児湯郡に編入され、美々津県に所属することとなった。この米良山は旧藩時代相良氏に附属していたために人吉県―八代県とその管轄地に引継がれてきたが、元々日向国に属していたため住民達は日向復帰を望んでおり、その運動がこのたび功を奏したもので、十一月二五日に美々津県への引渡しを完了した。

四、新しい白川県

府県統合 明治四年の三府七二県は府県の大統合であったが、それでもなお行政区画としては数が多すぎたので、政府は機会あるごとに県の統合を実施していった。明治五年は、前半六か月間までには県名改称一二県を数えるだけであったが、九月に七尾県・犬上県が廃止吸収され、十一月には額田県も愛知県に合併されたので三府六九県となった。明治六年に入ると一月一四日に足羽県が敦賀県に吸収され、翌一五日には八代県が白川県に合併になり、美々津県と都城県が廃せられて宮崎県が新設された。

八代県が白川県に合併されたので、新白川県は現在と同じ行政区画を持つようになったが、その引継事務は二月二三日に完了した。八代県参事大田黒惟信は退職し、白川県権参事の林秀謙も免職となり、嘉悦氏房

が白川県参事に転じ、大・少属に相当大幅の異動が行われた。しかし新白川県になっても実学党中心の政治は続いていた。

この年の二月二〇日には香川県が名東県に合併され、また神山県と石鏡県が廃されて愛媛県となった。六月一〇日には柏崎県が新潟県に吸収され、同月一五日印幡県と木更津県が千葉県に、入間県と群馬県とが熊本県にまとまり、全国は三府六〇県に減少した。

安岡権令の着任 明治三年以来藩政・県政を牛耳ってきた実学党政権も、この頃になるとようやく政府の忌むところとなった。はじめ三年の改革の頃には旧藩のあまりにも強い保守性を打破するために、実学党の政権担当は政府によって囁目され支持されたが、それが他派を排斥して独力で進歩的意向をもって県政を動かすようになる、その掲げる政策――民力の休養・租税負担の軽減・諸事業の官費負担要求など――が、逆に新政府の中央集権強化政策や富国強兵策を阻止するものになってきた。そこで政府はその指令を忠実に実行する者を選定してこれに代えた。そこで五月二八日白川県参事山田武甫を免じ同月三〇日付で当時渡会県参事であった安岡良亮を白川県権令に任命した。三年から四年にかけて実学党の弾圧を受け、苦難の時期を過ごして来た勤皇党は、この機会に乗じて実学党を駆逐しようと考え、安岡と結んだ。

安岡良亮は土佐の郷士の出身で、明治元年の東征に従い、新政府の正台少忠から大志にすすみ、集議院判官・民部少丞を経て明治四年高崎県参事となり、任地の不穩の形勢を押さえ、翌五年には一揆の下火になった直後の渡会県参事となってこれを押さえた。白川県権令になったのはその県治の功を認められたためである。

安岡の着任は六月三〇日であるが、彼がその実学党駆逐政策を実施し始めるのは一〇月に入ってからで、翌年七月末に至ってほとんど成功し、代わりに土佐出身者および高崎・渡会県時代の腹心が県庁の要職を占めるに至った。

五、移庁と新熊本県

移庁運動 当時の県庁は明治五年の六月以来二本木の白川堤防上にあったが、六年一月以降八代県を合併して事務増加のために早くも狹隘を告げるに至った。そこで七年三月安岡は県庁を古城に移転したいと考え、政府に第一回の伺書を提出した。この願いは佐賀の乱の平定前であったため簡単に拒否されたが、安岡は屈せず七月にまた第二回目の伺書を出した。ところが今回もまた台湾征伐に伴う日清交渉中のため、焦眉の急を除く一切の事業は不許可ということになった。しかし押しの手一手と考えた安岡は一月に第三回目の願を出したが、情勢の変化にともないまたまた不許可となった。

翌八年一月またまた第四回の伺書を出してはねられたが、六月にはさらに第五回の伺書を出した。政府も遂にこの熱意に負けて一〇月二二日付で正式に移庁の件を許可した。

移庁と県名改称 県は既に九月二四日に、在京の権令から移庁の内諾を得たことを知ったが、権令の帰熊を待つて実働に移った。古城の病院の引渡し期限を一月一五日と定め、その後大部分の手入を行なった後一月二〇日に移転を完了し、一月二四日から古城の県庁は開庁した。県庁が二本木から熊本本の古城に移転したことは、当然県名の改称につながることになる。翌明治九年二月二二日、政府は白川県を熊本県と改称する布告を出し、以後熊本県は名称および行政区画とも今日に至るまで変更されていない。

府県の変動 しかし全国の府県数はなお減少の傾向をたどり、八年には五月七日に新治県が廃止されて千葉・茨城両県に併せられて三府五九県となった。九年には四月一八日にまたまた大合併を行って一〇県を廃して隣県に併せ、八月二日にはさらに一四県を廃して隣県に吸収合併させたので、九年末の府県数は三府三五県となった。この数は一二年の四月に琉球藩が沖縄県となって三府三六県となるまで変化しなかった。

一三年二月には福井県が新設されたが堺県が大阪府に合併されたので数の上では変化はなく、三月の徳島県の新設で三七県となった。翌一四年には鳥取県が分置されて三八県、一五年には北海道開拓使が廃止されて、代わりに函館・札幌・根室の三県が設置され四一県、一六年には富山・佐賀・宮崎三県の分置により四四県となった。しかし一九年には北海道庁の設置によって三県が廃止されて四一県となり、二〇年に奈良県が分置されて四二県、そして翌二一年一二月四日に香川県が分立して四三県となり、これを最後として以後府県の改廃分合は行われなかった。

六、県政の推移

神風連の変と富岡権令の着任 明治九年一〇月二四日、政府の洋化政策に強く反撥し、神国日本が欧米風に汚されることはいきどおった熊本敬神党は、廃刀令・熊本県学校斬髮令・金禄公債条例の公布などに遂に怒りを爆発させた。彼等は鎮台および軍・県官の私邸を襲い、砲兵・歩兵多数を斬り、鎮台司令長官種田少将の首級をあげ、安岡権令・小関参事等に瀕死の重傷を負わせた。事件は一日で鎮定されたが暴動は萩・秋月にも飛火した。この時の負傷で安岡権令は三日後に死去し、後任の着任まで暫くの間、内務権大丞坂部長照が熊本県権令心得となって県政に与ったが、やがて一月二〇日に名東県権令富岡敬明が新たに熊本県権令に任命されて、二月七日に着県した。

富岡敬明は旧佐賀藩士で神代家から富岡惣八の養子となった。明治四年三月佐賀藩権大参事となり、四年一月には新置の伊万里県権参事となり、五年三月に山梨県権参事、八年九月には名東県権令となって名地方官としてたえられた。熊本県権令として着任した時には五四年一か月の老成した施政官であった。

民費騒動と西南の役 富岡は着任早々県内の巡回を行ったが、既にこの頃農民達の民費徴収に関する不平不満が昂まつており、翌一〇年一月

には県内各地で騒動に発展し、城北では民権党の指導によって戸長征伐となり、二月末には阿蘇郡の農民一揆が打ち毀しをはじめ四月まで荒れ狂った。

この間に鹿児島県の西郷隆盛は二月七日に挙兵上京を決定し、直ちに行動を開始して同一五日には鹿児島を發し熊本に向かった。政府は西郷の叛意を知ると直ちに頭官を地方に派遣し、全一八日に熊本県には内務大書記官品川弥二郎が到着した。しかし西郷軍到着近しの報にこの日鎮台は熊本市街に立退き指令を發しており、翌一九日には熊本城も火を發して市街にも延焼し県庁も混乱を來したので、富岡・品川は県庁を御船に移した。ところが二〇日旧土族の鎮撫隊が県庁護衛を名として御船に來り、公金および権令を捕獲しようと謀ったので、これを察した品川・富岡は有栖川官奉迎準備を名として二一日早朝御船を發して再び城内の県庁に入った。その夜西郷軍は城下に満ちて県庁は城外との連絡を絶たれるのである。

一方この日御船県庁では薩軍來襲の風説におびえて、急遽県庁を木山町に移し、二二日にはさらに山鹿に移動し、官庁は風声鶴唳におびえて限府に行き山鹿に戻り居所も定まらず、県庁は遂に解散した。遠近の二等属等はそれより南関に向かい、二四日には南関の戸長事務所を熊本県出張所と定め、官軍の人馬掛を四等属指山延貞に命じた。同じ二月二八日に至って内務権大書記官石井省一郎が属官数名とともに南関に到着し、遠近二等属と謀って熊本県出張所を仮県庁とし官軍進撃の諸務に従事した。

三月七日石井省一郎は熊本県権令心得を命ぜられ仮に県政をとることとなり、解散した県官達も追々に集まり七等出仕桑原戒平もこの南関県庁にあったが、威令は玉名一郡にも及ばず、本庁もまた熊本城に籠城という有様で農民の騒擾は各地に再發した。しかし戦局の好転によって南関仮庁は三月二四日高瀬に移転し、さらに翌月一六日によく城内の本庁と合することが出来、熊本県庁は五四日ぶりで古城の本庁を開き戦

後の整理をはじめた。四月二一日小関敬直の後任として北垣国道が熊本県大書記官に任命された。神風連の変に傷ついた小関大書記官が三月二日に小倉病院で死亡したためである。北垣の着任に伴って五月四日に桑原七等出仕は依願免出仕となり、安岡県政の双腕はここに消滅した。

戦後の経営 熊本城罷籠中に県治の計画を練った富岡権令は、県内の戦乱の終熄を見ると直ちに実働に移った。まず政府に願出て一〇万円の経費の支給を受け熊本市街の道路拡張に着手し、また賑恤金二八万余円を分配した。この戦争中内牧に設けられた県の出張所は九月二五日に内牧支庁として正式に発足し、八年後半に改称された天草支庁、人吉支庁と共に本県には暫く三支庁が設置されることになった。

翌一年になっても県は戦乱の後始末に寧日ない有様で、戦争略奪品の返還・物価抑制・民費支出軽減のための神宮減員・悪疫流行の防止、建築用材給与など次々と布告を發し実施に移している。一方戦災の復興もしだいに進み橋梁架設や学校新築・病院新築・郵便局新築・勸業場設置などの記事が新聞に散見しているが、この年にはまたさまざまの規則の改正や新設も目立ち、一月には県会議事堂も落成している。こうして熊本県は翌一二年から三新法を実施することになるのである。

第二節 県治機構の変遷

政府は既に明治二年二月に府県施政順序を、六月には府県奉職規則を設けていたが、廢藩置県後四年一〇月には新たに「府県官制」を定め、一月にはさらに「県治条例」を定めて県治の大綱を示した。この「県治条例」は四年間実施されて、明治八年一月に「府県職制並びに事務章程」に改められた。「府県職制」もまた三年間実施された後、明治一年七月の所謂三新法の公布に伴って「一府県官職制」に改められ、これは明治一九年七月の「地方官々制」の公布まで実施された。

一、府県官制時代

府県官制

廢藩置県後しばらくは官制も旧藩時代のままに、大参事の下に権大参事・少参事・権少参事以下大・少属の手によって県政が実施されていたが、藩を廢して全国を府と県に統一した以上新しい官制が設けられることは当然の帰結であった。政府はまず七月二十九日「太政官職制並事務章程」を公布して中央官制を整備し、ついで一〇月二十八日「府県官制」を定めて府県の職制を改正した。

府県官制左ノ通被定候事

府	知事一員	三等	権知事	四等
	参事一員	五等	権参事	六等
	典事	八等	権典事	九等
	大属	一〇等	権大属	一一等
	少属	一二等	権少属	一三等
	史生	一四等	出仕	一五等
県	知事一名	四等	権知事	五等
	参事一員	六等	権参事	七等
	典事	八等	権典事	九等
	大属	一〇等	権大属	一一等
	少属	一二等	権少属	一三等
	史生	一四等	出仕	一五等

一、県ニ開港場アレハ其知事ヲ勅任トス、権知事ハ其例ニ非ス
 一、知事アレハ権知事ヲ不置、権知事アレハ知事ヲ不置
 一、開港・開市場アル府県ニハ訳官ヲ置キ、等級ヲ七等ニ分ツ、其第一等ヲ官等八等ニ当テ、自余准之
 一、典事以下ノ職員ハ府県ノ一課目ヲ担当シテ、参事ノ許允ナケレハ其事務ヲ施行スルヲ得ス
 但租税・庶務・聴訟ノ三課ヲ分ツ
 一、典事以下官員定限ハ旧県規則ニ照準シテ定ムヘシ
 旧官制に比べると大・少の正権参事が単に正・権参事となり、新たに

正・権典事が加えられた程度の変更となっており、特に大きな変革とは言い難い。おそらく次の府県大統合を目前にして、県官の心理的な動揺を出来るだけおさえようとしたものではあるまいか。

新県取計心得 一月二日には新任の県知事を「県令」と改称することとし、府県の大融合を行うとともに、新に「新県取計心得」を發し旧県と新県の引継に際して出来るだけ摩擦を少なくしようとした。この府県の大統合は言わば新政府の旧藩行政組織に対する挑戦であったが、ここで政府の威信を示すためには、この大統合において無用のトラブルをおこさぬことが絶対必要であつたのである。

新県取計心得

- 一、廢県ノ参事総而新県ノ場所エ呼寄会合之上、万端宜敷致照会、将来之目途可相立事
- 一、廢県之場所ハ総而出張所ト見做シ、従前之通管轄内事務為取扱可申事
但事務ハ総而従前之通据置細大トナク為申出、不都合之廉々ハ釐正之見込可相立事
- 一、廢県ノ大少参事委任以上ハ新任権参事之次席タルヘク、判任之向ハ総而信任之相当次席ト可心得事
- 一、新権官員ハ総而官祿旅費共相当可相渡、廢県元大参事以下官祿旅費共總而従前之通可相渡事
- 一、廢県大少参事其外之内才能有之、判任官ニ難用モノハ当分之内七等出仕ニ申立、其他ハ総而先判任何等出仕ニ申付、篤ト試験之上等級取扱極登用之積可相心得事
- 一、廢県之官員先従前之通据置ト雖モ、必多人数可有之ニ付追々減省之見込可相立事
- 一、新県官之儀当分之内者多少便宜ニ致所置、追々順序ヲ立官員定限ヲ不越様可政事
- 一、県庁内可成丈長官目撃之場所エ四課ノ調所ヲ設、事務取扱可申事
但四課之節目ハ職制ニ掲載候事

- 一、廢棄貢米等総而新県工可引取旨御達之所、右捌方之儀ハ従前之通取扱、成丈ケ石代納可取計、且会計扱方之儀ハ、每其県所轄之分界紛乱不致様、才出入明了ニ取調本庁ニテ取纏可致事
- 一、租税取立方之儀追而一定之規則可被立候得共、先従前之振合ヲ以所置可致事
- 但諸雜稅等モ同様之心得ヲ以可取計事
- 一、廢棄之分去ル七月廢藩之節有米金調出有之所、従前之出納計算之方法等取調可申立事
- 一、諸上納諸弘等年々九月ヲ限り候儀ハ、兼而公布ニ照準可致候事
- 一、廢藩従前之旧藩債消却之方法取調可相回事
- 但古債之分ハ何歩分歟ヲ遣シ消却之見込ヲ立、新債ト雖利足等ハ可成丈減省之目途ヲ以、金主共ニ精々遂示談、支消之方法可申立事
- 一、負債之儀ハ旧知事及士族卒家禄ヘモ分賦可致ハ勿論之所、公廩費ヨリモ何歩分歟ヲ差入、年賦消却之目途成丈ケ取縮メ候様可致事
- 一、負債之儀ハ従前一県毎ニ消却之見込可相立、此県之有余ヲ以彼県之不足ヲ補候様之儀ハ不成相事
- 一、一体消却之方法相立候迄者、元利共新古之無差別、総而下戻候儀ハ見合可申事
- 一、貫屬士卒・卒家禄之儀、一体之見込相立候迄ハ、廢棄之場所ニ備置可相渡事
- 一、紙幣引替予備金等之儀ハ早々取調可申出事
- 一、常備金之儀ハ当貢米之内ヲ以備置可申事
- 但出納寮規則ニ照準可致事
- 附常備金之儀本文之通候得共、廢棄区々之會計或出納不相償モ有之、当年之租稅ヲ昨年ヨリ費用致居候モ有之儀ニ付、実地經驗之上見込取調可相回事
- 一、東京出張所諸官員之儀、合県折合候迄ハ廢棄前之取調モ有之ニ付、弁務適宜之人員取調可申立事
- 一、管内出張所ヘハ旧官員中ヨリ典事或大屬等ニ新任申付、便宜ニ所轄可為政事
- 一、管内学校之儀ハ追々規則モ可被仰出候得共、官費ヲ不仰有志之者ヲ募リ設

- 施之見込追々可相立事
- 一、徒刑人等ハ授産第一ニ付、精々注意可有之事
- 一、入牢人賄方之儀ハ御規則之通り追々改正可致事
- 一、郡長、里正之廢置或給料等モ、旧県之振合ニ照準釐正之見込追々可申立事
- 一、京撰其外出張所等有之向ハ取調早々引纏可申事
- 一、管内之形勢毎月兩度報告可有之事
- 管内先以注意可致荒増之廉々
- 一、管内土地山川江湖海岸島嶼等地形之事
- 附運輸不弁之事
- 一、郡邸之制置及社寺之朱印除地等之事
- 一、戸籍法ニ寄戸口人民制置之事
- 一、租稅賦役等各所之役従前方法之事
- 一、学校従前方法之事
- 一、即今各所ニ而聽訟及入牢人員数等之事
- 附処刑人之事
- 一、水利開墾之事
- 一、駅通道路堤防橋梁即今体裁之事
- 一、県庁者可成丈簡易ニ可致事
- 但出張所同断之事
- 附無様之建物ハ取毀チ之見込可申立事
- 一、即今出納之元ニ可成金穀取調之事
- 一、従前県庁ニ而取扱候鉦山並製作場・職工書等有之候ハ、勘定書明細取調之事
- 但製作場・職工所等今後之処分取調可伺出事
- 一、管内漢洋共碩学入取調之事
- 一、夫食・種粃等願出候節従前取扱之事
- 一、従前祝寿人之事
- 一、従前賞与之事
- 一、管内警邏捕亡等之事
- 一、官林反別之事
- 一、管庁之費用等郡邸之賦課之有無従前方法之事

- 一、従前検見方法之事
- 一、従前租税取立方雑税等之事
- 一、従前義倉社或貯蓄等有無之事
- 一、従前藩札等之事
- 一、為修行洋行之者並貢進生人員等之事
- 一、物産引当或商法之為貸付金有無及取立方等之事

以上

辛未十一月

廃県の場合は出張所としてそのまま事務をとらせよとか、廃県の官員はまず従前の通り据置けとか、租税取立方も従前の振合で所置せよなどと云うところに新政府の気兼ねが見えるが、その他はすべて漸進的に県政を改革せよという指令であり、管内の形勢を毎月二度宛報告せよとの達しなどは地方官にとって相当の負担であつたに違いない。

一、県治条例時代

県治条例 熊本県と八代県が分立した府県大統合の直後、明治四年一月二七日に「県治条例」が制定公布された。一〇月の「府県官制」は官制だけの制定で、事務内容等については古く明治二年に発せられた「府県奉職規則」によつていたため、このたびの大統合の結果、より詳細な規則の制定が必要となつたわけである。「県治条例」は「県治職制」「県治事務章程」「県治官員並常備金規則」の三部から成り、府・県単位の地方制度がここで一応整つたわけである。

県治職制 この規則では県官の職名とその任務内容を規定しており、長官名が県令に変わつてからはじめてその職務内容を明らかにした。また前の府県官制では県庁職務を三課に分けていたが、新たに出納課を設けて四課とし、東京出張所に詰めるべき県官人員も指定している。

県治職制

令 アレハ權令ヲ置カス
 權令 權令アレハ令ヲ置カス

県内ノ人民ヲ教育保護シ、条例布告ヲ遵奉施行シ、租税ヲ収メ賦役ヲ督シ賞刑ヲ判シ、非常ノ事アレハ鎮台分營ヘ稟議シ、便宜処分スルヲ掌ル

但県内互市場アレハ、貿易事務ヲ兼掌ス

管内ノ事務不挙アレハ、上下ヘ対シ其責ニ任ス

各課ノ典事ヨリ具状スル事務ノ緩急ヲ審案シ、決判スルノ權ヲ有ス

県官奏任以上ノ進退ハ太政官ニ於テ命スト雖モ、黜陟ノ当否ハ常ニ之ヲ審案シ要旨ヲ具状シ、太政官ノ処分ヲ乞フヘシ、判任以下ノ官員ハ能否勤惰ヲ検査シ、撰薦免職ヲ専行スヘシ

参事 参事一員

權参事 權参事

職掌令ニ垂ク 權参事便宜置之不過一員

令ヲ輔ケ部内ノ庶務ヲ参判スルノ責ニ任ス

令事務アリテ他方ヘ出張スルカ或ハ欠官アル時ハ、一切其職掌ヲ代理スルヲ得ル

但此際ニ於テハ反覆核議シ、事務背戾無キヲ要スヘシ

八等出仕 此員常ニ置カス、但事務繁劇ニ涉ルカ或ハ令欠官ナレハ参事ノ職務ヲ輔クル

タメ便宜ニコレヲ置ク、尤此員ヲ置ント欲セバ、事故ヲ詳悉具状シ太政官ニ乞ヘシ

以上奏任官トス

但開港場アレハ令ヲ勅任官トス

典事

県庁ノ事務分チ四課トナスノ目

庶務課

社寺・貫属・戸籍並ニ人畜ノ数ヲ稽查シ、郡長・里正ノ勤惰ヲ察シ、官省進

達府県往復ノ文書ヲ案シ、学校ノ事務及郡長・里正・戸長・等外・使部等ノ

進退ヲ掌ル

聽訟課

県内ノ訴訟ヲ審聽シ、其情ヲ尽シテ長官ニ具陳シ、及県内ヲ監視シ罪人ヲ処

罰ス

及

及

及

及

及

及

及

及

及

置シ、捕亡ノ事ヲ掌ル

租税課

正租雑税ヲ収メ豊凶ヲ検シ、及ヒ開墾・通船・培植・漁獵・山林・堤防・官
繕・社會ノ事ヲ掌ル

出納課

歳入・歳出ヲ計リ金穀ヲ大藏省ニ納メ、公廨用度ノ計算ヲ明ニシ及官員・官
祿・旅費・堤防・官繕等一切ノ費用ヲ掌ル

各一課或ハ二課ヲ担当シ、成規・例格ヲ照シ所務ノ順序ヲ明ニシ、其職任ノ
事ハ令・參事ニ対シ其当否ヲ論弁スルヲ得ヘシ、仮令瑣末ノ事タリトモ令・
參事ノ裁決ヲ經シテ施行スルヲ得ス

課中諸官員ノ能否勤惰ヲ監視シ之ヲ進退黜陟或ハ増減スル等ハ、審査具狀シ
テ令・參事ニ呈シ其処分ヲ乞フヘシ

權典事

職掌典事ニ並ク

典事欠席スルカ又ハ欠員アル時ハ、一切典事ノ職掌ヲ代理スルヲ得ル
課中事務繁劇ニ涉レバ其掛リヲ分チ之ヲ統管スルヲ得ル、其掛中ノ事務ヲ調
理スルニ於テハ令・參事ニ対シ其當否ヲ論弁スルヲ得ヘシ

但コノ時ニ於テハ掛中ノ官員ヲ便宜指令シテ其処務ヲ修整セシムルヲ得ル

大属

權大属

少属

權少属

史生

出仕

四課二分チ典事・權典事ノ指令ニ從ヒ各所属ノ事務ヲ掌ル、史生ハ便宜ニ從
テ課目ヲ立ツ、令・參事ノ処分ニ任スベシ
以上之ヲ判任官トス

權典事以下ノ人員管轄地方ノ多寡ニ從テ増減スルハ別紙章程ニ照準スヘシ
出張所等ヘ典事以下ノ官員出張スル時ハ課目ノ事務ヲ担任スルヲ得ルトイヘ
トモ、令・參事決判無クシテ施行スルヲ得ス

開港場アル県ニハ訳官ヲ置キ等級ヲ七等二分ツ、第一等八等官ニ當ツ、自余

之二准ス

東京出張所ヘハ大属・權大属ノ内一人史生一人常詰県用可取扱事

以上

府県官制に比してその内容詳密を極めている。府県官制では大まかに
しか職務内容を規定していなかったが、これは明治二年二月五日の府県
施政順序に続く六月一五日の府県奉職規則がそのまま生きていたからで
あって、県治条例の施行によって府県奉職規則は当然廃棄の運命をたど
り、一二月一九日正式に廃止された。

右の県治職制によって規定された八代県の三課章程は左の通りであ
る。

諸務課章程

- 一、社寺・實属戸籍並人畜ノ数取調ノ事
 - 一、学校ノ事務取扱ノ事
 - 一、里正・戸長其他等外官ノ勤惰ヲ察シ進退ヲ可掌事
 - 一、請願伺届等諸省進達ノ事
 - 一、条令布告ノモノアルトキハ各課二分賦ノ事
 - 一、官員撰筆並人民賞与ノ事ハ各課ノ見込ニ任スト雖モ奉書辞令等ノ手續可取
扱事
 - 一、府県往復ノ文書ヲ案スル事
- 租税課章程
- 一、年ノ豊凶ヲ検シ正租雑税ヲ収集スル事
 - 一、堤防橋梁社會ノ事
 - 一、開墾・通船・培植・漁獵・山林取扱ノ事
 - 一、田地売買御差許ニ付地券取扱ノ事
 - 一、無税地沽券発行ニ付取扱ノ事
 - 一、駅通ノ事
 - 一、夫食・種籾・類焼農具代等諸拝借ノ事
 - 一、救助筋ノ事

出納課章程

- 一、租税一切ノ出納ヲ勘定シ、金穀ヲ大蔵省ニ可納事
 - 一、公廩用度及ビ家祿旅費凡定額アル一切ノ費用ヲ計算シ、大蔵省ニ可差出手続ノ事
 - 一、堤防宮繕等臨時願渡ノ費用ヲ計リ大蔵省ヨリ受取可遣払事
 - 一、貫屬ノ秩祿ヲ根ニ据ヘ大蔵省ヨリ受取渡方可取計事
但前年貢納米ノ内可然蔵所ニ引置、四節渡ノ節ニ官員出張引渡可申事
 - 一、金穀現ノ出入取計ノ事
- また熊本県はこの職制に基づいて各課の下に次のような掛を置いている。

庶務課	戸籍掛	学校掛	徴兵掛	社寺掛	勸業掛	貫屬掛	郵便掛
警務課	往復掛	録事掛	編輯掛	書記掛			
租税課	警務掛	雜務掛	聴訟掛	断獄掛	監倉囚獄掛	懲役掛	
出納課	總括	常務掛	地券掛	土木掛	山林掛	雜稅掛	印紙掛
	總括	地理掛					
	當務掛	勘定掛	公債掛	用度掛	民費掛	收入掛	

県治事務章程 県治条例中第二の「県治事務章程」は令・参事の権限を定めたものである。

県治事務章程

管下総掌スル事務各款内主務ノ各省へ稟シテ処分スヘキアリ 上裁ヲ經テ行フヘキノ条及諸官省ニ通議スヘキハ主務ノ専任施行スヘキノ条アリ、以テ区分シ其章程ヲ明ニセシ省ヨリ諮問スヘシハアルヘカラス、之ニ依テソノ節目ヲ分ツ左ノ如シ

第一款 部内郡村ノ制置経界ヲ釐正スル事

- 第二条 部内ノ地ヲ互ニ更替スル事
- 第三条 一切租税ノ章程ヲ増減シ或ハコレヲ変更スル事
- 第四条 一切賦役ノ章程ヲ立及変更スル事
- 第五条 凶年饑歲除租減稅ヲ定ムル事
- 第六条 新墾ノ地ヲ檢シ石高ヲ定メ租稅ノ規則ヲ設立スル事
- 第七条 中小學校ノ事
- 第八条 絞以上刑罪人処置ノ事
- 第九条 社寺ヲ廢立シ或ハ其例規ヲ變更スル事
- 第十条 駅道路路從來ノ方法ヲ變更シ郵便規則ヲ設立スル事
- 第十一条 新港ヲ開キ或ハ疏シ或ハ新河ヲ決スル事
- 第十二条 堤防橋梁ヲ修築シ或ハ官倉ヲ營繕スル事
但非常ノ破損遷延シ難キ事及瑣小ノ修繕ハ此限ニアラス
- 第十三条 草萊荒蕪ヲ開墾スル事
但成規ニ依ルハ此限ニアラス
- 第十四条 河流溝渠ノ填闕ヲ浚疏スル事
但多少ノ事業ハ此限ニアラス
- 第十五条 港澳ヲ修理スル事 但全上
- 第十六条 地方警邏ノ規則ヲ定メ或ハ之ヲ變更スル事
- 第十七条 濟貧恤窮ノ方法ヲ設クル事
- 第十八条 節儀篤行人ノ模範トナル者褒賞スル事
- 第十九条 工藝ヲ開キ工場ヲ興スル事
- 第二十条 新發明ノ品專売ヲ許スル事
- 第二十一条 洋行ノ願ヲ許スル事
- 第二十二条 諸会社ヲ許スル事
- 第二十三条 官林伐木ノ事
- 第二十四条 諸鉱産ノ願ヲ許スル事
- 第二十五条 牧場ヲ開ク事
- 第二十六条 定額ナキ諸費ヲ支給スル事
- 第二十七条 圖書開板ノ事
- 第二十八条 外国人ヲ傭使スル事
- 第二十九条 内國債ヲ消却スル方法ヲ立ル事

第三十条 外国債ノ事

第三十一条 奏任以上ノ官員黜陟ノ事

以上各款令・参事コレヲ判決シ処分ノ法案ヲ作り主務ノ省ニ稟議シ許可
ノ後施行スヘシ、尤款内成規アル条ハ此限ニアラサル事

下款

第一条 戸籍編成ノ方法ニ依リ戸口ヲ總計スル事

第二条 定額アル租税及運上冥加金等收納スル事

第三条 諸定額内出納ノ事

第四条 定額アル救助ノ事

但別紙ノ規則ニ照準スル事

第五条 徒流以下輕罪ノ事

第六条 市街村落警備ノ事

第七条 諸省公用ノ土地ヲ撰付スル事

第八条 犯罪ノモノヲ逮捕スル事

第九条 植物及ヒ製造品等民ノ願ニ依テ准許スル事

但水行或ハ田畑等凡地ニ障害アルノ類ハ詳細ニ検査ノ上可伺
出事

第十条 倒木枯木等伐払ノ事

第十一条 荊藜ノ山野ヘ栽植スル事

第十二条 水陸運輸ノタメ新ニ船舶車馬ノ願ヲ指令スル事

第十三条 諸鉦試鑿ノ願ヲ評決スル事

第十四条 官祿旅費士族卒及社寺秩祿其他定額アル公費制限ニ從ヒ支給ス
ル事

第十五条 判任以下ノ人員ヲ定ムル事

但別紙ノ規則ニ照準スル事

第十六条 判任已下ノ官員ヲ黜陟スル事

以上各款令・参事專任処置スルヲ得ヘシ、而シテコレヲ行フノ後其旨趣ヲ
主務ノ省ヘ達スヘシ、最大藏省ヘハ所轄外ノ事件トイヘトモ御届スヘシ
上下款外更ニ掲載スヘキ事及ヒ之ヲ更正スヘキ事アレハ宜ク商議ヲ尽シ
上裁ヲ經テ其条件ヲ増減改革スヘシ

以上に明らかなごとく、上款三一条はすべて中央政府が完全に権限を
掌握し県令は原案を提出するにすぎず、下款一六条も令・参事の処置に
まかせると言いながら、その後の報告を主務省と大藏省に行わせて自由
裁量を制肘しているのである。

県治官員並常備金規則 県治条例の第三は「県治官員並常備金規則」
である。ここでは官員の定員および経費を二〇万石を標準として定めて
いる。

官員

令・權令之内

参事・權参事

典事・權典事

大属

極大属

少属

權少属

史生

県掌

判任官合三十人

右二拾万石ノ目安

官員ヲ定ムル二十一万石ヨリ四十万石迄ハ万石ニ一人ヲ増四十一万石以上ハ
都テ万石ニ付五分ヲ増五十万石ノ人員則五十五人六十万石ハ六十人トス

官員増減ハ前文目安ニ依リ大属以下ヲ以定ムヘシ

權典事ハ二十万石以上十万石ニ付一人ヲ置キ、五十万石ナレハ則典事二人權

典事三人トス、令・参事ハ増減アル事ナシ、若令欠官ナル時ハ七等出仕一人

ヲ置参事ノ事務ヲ補フ

互市場アル県ニ於テ貿易事務ニ関スル官員別ニ増員スヘキ事

使部 二人

仕丁 二人

便宜置之不過一人

使部・仕丁ハ高ノ多寡ニ不拘定員ノ通タルヘシ、最出張所アレハ別ニ置テテ苦事

常備金年々大蔵省ヨリ渡之

第一 金一六〇〇兩

第二 金四五〇〇兩

右二十万石高目安

第一常備金ハ県庁ノ諸費其他官員巡察入費並使部以下ノ月給等ニ可充事

但二十一万石ヨリ四十万石迄ハ一万石ニ付金五十兩ヲ増則二千六百兩ト

ス、四十一万石ヨリ以上ハ万石ニ付三十兩ヲ増、五十万石則二千九百兩ト

ス、都テ目安ヲ以照準スヘキ事

第二常備金ハ管下堤防・橋梁・道路等難捨置急破普請等ノ入費ニ可充事

但二十一万石ヨリ四十万石迄ハ一万石ニ付金百五十兩ヲ増則七千五百兩

トス、四十一万石ヨリ以上ハ一万石ニ付金百兩ヲ増、五十万石則八千五百

兩トス、総テ目安ヲ以照準スヘク、右費用ハ其時々緩急ニ從テ取斗ヒ濟ノ

上明細書ヲ以大蔵省ヘ可相違事

県舎・官員宅並牢屋創立等臨時費用ハ常備ノ例ニ非ス、三分ノ一ヲ官給シ自

余ハ管轄ノ石高二分課スヘシ、最官員ノ居宅取繕等ハ可為自費事

但管内市街多分ノ地高ハ割合方別段見込相立可伺出事

右之通当分被定候事

辛未十月

右之通御規則被仰出候処事務ノ繁閑ニヨリ典事以下ノ人員融通ノ途無之テハ事

実差支可有之ニ付、令・参事ノ見込ヲ以テ属一人ヲ減史生二人ヲ増ノ如キハ定

額人員ノ月給総計ヲ目途トシ増減ハ不苦事

第一常備金ハ県庁ノ諸費・筆紙墨・蠟燭・薪炭・官員巡察・諸向往復飛脚費・

使部以下月給ニ遣払、過金有之候共不足ノ節ニ備へ置都テ流用取計ヒ、過不足

勘定ハ其権限ニテ届出ルニ不及事

第二常備金ハ本文之通急破・普請ノ入費ニ充テ、其度々目論見帳ヲ以届出、其

他窮民一時ノ救助等都テ事ノ緩急ニ依テ遣払、其年十月日ヨリ翌年九月ヲ限り

仕訳書差出、残金有之候ハハ新帳ノ元ニ組込、不足相立候ハハ可伺出、最県舎

破損修覆等ノ入費ハ管轄ノ石高二分課可致事

右之通可相心得事

辛未十月

この時期の熊本県の基準石高は五万石で定員五七人であり、八代県

の基準石高は三〇万五〇〇〇石で四〇一人であるがこの規程実施期

の熊本、八代両県の判任官員数を計算してみると次のとおりである（五

年現在）。

〇熊本県 正典事 二人 権大属 二人 正少属 三〇人

史生 一六人 総計 六〇人

〇八代県 正典事 二人 権太属 九人 正少属 一三二人

史生 一五人 出仕 三人 総計 五二人

県治条例の改正 明治五年五月二日付で政府は常備金規則を更定し

た。

常備金規則

第一、県庁ノ諸費及官員巡察並他方出張ノ入費・等外月給其他牢内等ノ費用ニ供

ス

但不足ノ節ハ遣払仕訳書 勘定帳雛形ニ 照準スヘシ ヲ以テ伺出ヘシ

右

二十万石迄 万石ニ付 金八拾円

二十一万石ヨリ " 金五拾円

四十万石迄 " 金三拾円

四十一万石以上 " 金三拾円

第二、管下堤防・道路・橋梁ノ急破修繕並臨時輕賞・水火災救助等暫時モ難閑急

務ニ供ス、尤臨時払出候共速ニ清算帳又ハ目論見帳、若金穀貸渡候節ハ明細書

ヲ以申立、右払出ノ金高別段大蔵省ヨリ受取、償戻シ将来ノ急務ニ充ツヘシ

右

二十万石迄 万石ニ付 金二百一拾五円

二十一万石ヨリ " 金百五拾円

四十万石迄 " 金百五拾円

四十万石迄 " 金百五拾円

大蔵省

四十一万石以上 〃 金百円

県舎並牢屋創立等ノ入費ハ三分ノ一ヲ官給シ、自余ハ管轄ノ石高二分課スヘシ、尤修覆ノ入費ハ悉皆石高分課タルヘキ事

但管内市街多分ノ地方ハ割合方別段見込相立可何出事

定額並臨時諸費租税金ヲ以差継相渡候節ハ、大蔵省ヨリ切手可相渡候条、右切手ハ追テ租税ノ内エ差加可相納候、尤諸税並私代諸科料等ニ至迄、悉皆上納可致儀ニ付、相渡候切手ノ外其管轄所限り遺払儀ハ一切不相成候事

右之通当分相定候条、本年十月ヨリ翌年九月ヲ限致決算、残金有之候ハハ大蔵省ニ相納可申、委細ハ勘定帳雛形ニ照準可取計事

壬申五月

太政官

この改正の要点はこれまでの「両」建てを「円」建てに改めたこと、その他は少し説明が詳細になった程度のことであつた。

翌六年八月四日県治員職制一部改正が行われ、正・権典事が廃止され、新たに正・権中属が設けられ判任官以下の月給改訂が行われた。大属は上が七〇円で以下順次減少して権少属の下一八円までとなっている。本県では典事倉園又三は大属に（八月二五日）、権典事園田行真は権大属に（同日）改任されている。

この年一〇月一四日太政官指令によつて府県大属以下の職掌を改めて庶務、聴訟、租税、出納の四課を分掌させた。本県でもこの指令に基づいて次のように職制を規定した。

職制

属以下事務区分

一、明治六年太政官第三百四拾五合布告ノ旨ニ基キ、大属以下官ニ随ヒ各課処務ノ大小ヲ区分スル左ノ如シ

一、課中ノ事務ニ幹シ細大注目熟慮審案シテ、一般疏漏失墜ナキ様万端整理スヘキ事

一、毎日接受掛ヨリ差出ス所ノ諸願伺届一々点検ノ上受付帳ニ押印シ事大小緩急ヲ詳ニシ、課中主任ノ者或ハ見込ニ依リテ配賦スヘキ事

一、諸官省布達並他府県ヨリ懸合書ハ、往復掛ヨリ差廻次第課中へ分配スル事前条ノ手續ノ如シ、其内日限アル調物等ハ件名並担当人名ヲ掛ケ板ニ書スヘキ事

一、課中ヨリ出ス所ノ議案ヲ熟覽シ其当否ヲ検考訂正シテ失舛ナカラシメ、此内官省願伺并府県掛合ノ分ハ件名並仕出人名ヲ帳簿ニ記シ置、他日指令或ハ答書差廻来レハ帳簿ニ引合仕出本人ニ附スヘキ事

一、諸官省上申文・府県往復書・管内布達並課中限・区戸長以下ニ達書及願伺書ニ附紙ヲ用、下ケ戻ス分ハ浄書ノ上一応点検シテ脱漏謬誤ナカラシムヘキ事
右正権大属ノ任

一、諸官省へ進達スヘキ条件ヲ担当シ、達ニ整頓ニ至ルヲ要シ其上申文案ヲ勘署スル事

一、新タニ事業ヲ創興シ或ハ変革改正ヲ指画シ、管下へ布令施行スル事件ヲ担任スル事

一、諸願伺書常例成規ナキ条件ヲ受付シ、其可否ヲ審案弁理スル事
一、史生以下ノ回議草案ヲ問檢シ、疎漏遺失アルモノハ考訂添削シテ課長ノ裨補タルヘキ事

右正権中属ノ任

一、諸願伺或ハ府県往復等章程ニ則リ、先規ニ拠リテ類推スヘキ事務ヲ処分スル事

一、諸帳簿編集ヲ担当シ紛乱錯雜ナカラシメ閲覧点検ニ至便ナラシムル事
一、庁中日誌官員勤怠録ヲ掌リ、日々庁内ノ概件ヲ認知スル事

一、機密ニ関スル書類ヲ浄書スル事
右正権少属ノ任

一、諸願伺定則ニ当リテ重大ナラサル事件並届書ヲ処分スル事
一、議案アル進達往復文ヲ浄書スル事

一、中少属担任スル事務ヲ補助シ、諸調物等ヲ取扱フヘキ事
右件々各員処務ノ概則ヲ区分スルト雖トモ、大属以下敢テ専断独決ノ權ナケレハ、等外タリトモ聊忌憚ナク互ニ講習討論シテ事務ノ整肅ヲ要スヘキ事

また明治六年一二月二七日には太政官達第四二七号によつて、第一常備金は常備費、第二常備金は予備費、凡積置金米は概費、第二常備中の

繰替及臨時支給は臨時費と改称することになった。

その後暫く変化がなかったが明治八年一月二〇日太政官達第一一七号で各府県の東京出張所を二月一日以降廃止することとし、同年四月八日は太政官達五三号で「県治条例」の一部改正を達し、第一の県治職制中の県令の任務の中に「学事ヲ奨メ」の五字を加え、それに伴って庶務課の中から学務課を独立させて五課とし、学務課の職掌として「県内学校ノ事務ヲ担任シ、教員並ニ学区取締等ノ進退ヲ掌ル」と内容を明示し、第二の「県治事務章程」の中では前款第七条の「中、小学校ノ事」を削り、第三条として「学制ニ関涉スル諸規程ヲ更正スル事」第三条として「公学校開設ノ事」を加え、さらに下款中に第一七条から第二〇条の四條を加えた。

第一七条 学校教員任免ノ事

第一八条 学資献金寄附ヲ許可シ遺払ノ事

第一九条 外国人ヲ学校教師ニ雇入ル事

第二〇条 委託金例規ニヨツテ遺払ノ事

そこで五月二五日本県でも学務を庶務課から独立させて、学務課章程九條を定めた。

学務課章程

本課ハ文部省所轄スル百般ノ事務ニ標準シ、管内一般学務ニ関スル一切ノ事務ヲ管理シ、興学之御主意ヲ下布シ、衆庶ヲシテ学事ヲ勉勵セサルヘカラサルノ旨趣ヲ了知セシメ、邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ要ス、而此課統轄スル所ノ科目左ノ要旨ヲ掲載シ、又日々奉受スル所ノ諸務滯滞錯雜ナカラシメンカ為、懸ヲ分テ五トナシ章程ヲ設ケ、各之ニ把テ以テ従事セシム、而其担任スル処ノ件々、奉受・仕出・下達・編輯迄月報帳ニ登記、処務ノ顛末ヲ明ニスヘシ

第一条 管内七中学区内、学制定規定規ノ人口ニ準拠シ小学区ヲ分画シ、各小学区毎二一校ヲ興立スルハ勿論ト雖モ、各人家ノ疏密ト遠近ノ形況ニ就テ、

幾小学区ヲ聯合シテ立校セシムヘシ

第二条 各中学区人員ノ多寡ニ依学区取締之人員ヲ定メ、各区内ニ就テ曾テ分与セシ心得書ニ把リ学事ニ担任セシム、而毎ニ其勤怠行状ヲ監督シ、尙情慢アレハ具上シ、進退ノ議ニ参与スヘシ

第三条 学制ニ関涉スル諸規程等更正スヘキノ件アレハ其所見ヲ草按シ、庁議ヲ經テ文部省ヘ進達スヘシ

第四条 委託金ハ文部省布達ノ例規ニ把リ遺払ヲ明瞭ニシ、例期同省ヘ可届出但シ本条出納課処分之事

第五条 本県仮師範学校一般ノ処務ヲ司ル幹事及教員・舎長・庶吏等ノ進退ニ参与シ、卒業生アレハ庁議ヲ經各中学区ヘ分派セシメ規則ノ通り教員ニ充ヘシ

第六条 各大学本部、師範学校卒業生アレハ庁議ヲ經テ文部省ヘ開申シ、県下学校ヘ雇入ルニ注意スヘシ

第七条 洋学校外国教師雇入及解放等之儀、庁議ヲ經テ外務省定規ニ把リ処分スヘシ

第八条 書籍翻刻願ハ文部省布達 明治七年 第廿五号ニ基キ処分スヘキ事

第九条 本課分テ五トナス、左ノ如シ

一、学校懸

一、医業懸

一、委金懸 附献金寄附金

一、書記懸、

一、編輯懸

但受付ハ庶務課ヨリ兼勤セシム

この年七月から、常備金の定額費、概費、臨時費、予備費の呼称を定額常費、額外常費、予備費に改め、また九月八日の布告で租税、賦金を国税と地方税にわけ、これまでの賦金と、今年二月国税を廃止された一五五二種類の營業税とを地方税の部類に入れた。本件ではこれを県税と称し、九年一月一日より徴収することを定めている。

三、府県職制時代

府県職制 八年一月三〇日太政官第二〇三号によつて県治条例は廃止され、代わつて「府県職制並びに事務章程」が發布された。この新職制は次の通りである。

府県職例

知事

権知事

知事アレハ権知事ヲ置カス

令

権令

令アレハ権令ヲ置カス

憲法典令ヲ遵奉施行シ、部内ノ安寧、部民ノ保護、徴税、勸業、教育等ノ事ヲ掌ル

事務章程ニ拠テ章程中掲クル所ノ諸件ヲ管理シ、部内ニ互市場アレハ併ニ其事務ヲ掌ル

掌管ノ事務掌ラサル事アレハ其實ニ任ス、奏任官ノ功過ヲ具状スルヲ得

判任以下ノ官員ハ能否勤惰ヲ検査シ、撰任免黜ヲ専行スルヲ得

非常ノ事アラハ鎮台へ稟議シ便宜処分スルヲ得

参事

権参事

府ハ参事・権参事各一員ヲ置クヲ得

県ハ参事アレハ権参事ヲ置カス、但一員ニ過ス

知事・令ヲ輔テ部内ノ諸事務ヲ参判スルヲ掌ル

知事・令他方へ出張シ或ハ欠員ノ時ハ、一切其職掌ヲ代理ス

大 属

権大 属

中 属

権中 属

少 属

権少 属

史 生

府 掌

知事・令ノ指令ニ従ヒ各其職務ヲ掌ル
属、史生ノ職務ヲ分テ六課トナス、其目左ノ如

第一課 庶務

第二課 勸業

第三課 租税

第四課 警保

第五課 学務

第六課 出納

○開港開市場アレハ訳官ヲ置キ等級ヲ七等ニ分チ、其第一等ヲ以テ八等ニ充ツ、

自余之ニ準ス

○令或ハ参事ノ判事ヲ兼任シタル諸県ニ於テハ、裁判事務取扱従前ノ定規ニヨ

ルヘシ

府県事務章程

府県掌管ノ事務、主務ノ各省へ稟議シテ処分スヘキ者アリ、
上裁ヲ経テ施行

官省等ニ通議スヘキ者ハ其主務
スヘキ者及ヒ諸

ノ省ヨリ之ヲ上請通議スヘシ
専任施行スヘキ者アリ、分テ上下両款トナシ

以テ章程ヲ明ニス、其節目左ノ如シ

上 款

第一 条 定例成規ナキ褒賞ヲ執行スル事

第二 条 例規ナキ救助ヲ執行スル事

第三 条 支庁ヲ廢置スル事

第四 条 社寺ヲ廢立スル事

第五 条 学校教師ヲ除クノ外国人を傭入ルル事

第六 条 銀行及諸会社ニ准允ヲ与ヘ又ハ之ヲ廢停スル事

第七 条 家禄賞典禄ノ与奪増減ニ関スル事件ヲ処分スル事

第八 条 諸欽開採ノ願ヲ許ス事

第九 条 図書版權ヲ与フル事

第十 条 新發明ノ物品専売免許ノ事

第十一 条 公学校ヲ設ク事

第十二 条 經費概目ヲ予算シテ一歳ノ定額ヲ定ムル事

第二十六条 五町歩以下ノ山野ヲ公ノ入札ヲ以テ売却スル事

但道路河渠ニ関スル土地及ヒ森林坑場等ハ此限ニアラス

第二十七条 五町歩以下ノ土地及水利ニ妨害ナキ堤防ヲ、官用ノ節ハ即時返

附ノ約定ニテ貸渡ス事

第二十八条 河口・港口ニ関セサル海面埋立ヲ例規ニ照シ処分スル事

第二十九条 人為ヲ以テ租税ヲ減セシテ土地ヲ変換スル事

第二十條 民有山林原野ヲ牧場トナス事

第三十一條 民有地ノ種類ヲ組替ル事

第三十二條 代地ヲ要セサル土地願フ許可スル事

第三十三條 社寺境外土地ノ分其所有者ヲ例規ニ依リテ定ムル事

第三十四條 社寺境外ニ属スル旧神官僧侶旧修験従来ノ居住地ヲ例規ニ依

リ処分スル事

第三十五條 公立ノ中・小学校ヲ建設スルノ際ニ臨ミ其敷地ヲ附与スル事

但敷区連合ノ敷地及例規外ノ処分ハ此限ニアラス

第三十六條 定額ノ経費ヲ以テ道路・堤防・橋梁ヲ修繕スル事

第三十七條 道路・堤防・橋梁等ヘノ寄附金額ヲ許可シ及ヒ其金ヲ遣ヒ払フ

事

第三十八條 私費ヲ以テ河溝ノ浚疏、港澳ノ修理或ハ病院・工作場等設立ノ

願フ許ス事

第三十九條 運輸便宜ノ為メ舟車營業ノ願フ許ス事

第四十條 民費ヲ以テ田地灌溉ノ用悪水路及溜池ヲ新開シ或ハ在来ノ分

ヲ変更スル事

但租税減免ニ関スル者ハ此限ニアラス

第四十一條 民費ヲ以テ三等道路ヲ新開シ或ハ之レヲ変更シ、又ハ新ニ橋梁

ヲ架シ渡津ヲ開キ及ヒ入費消却ノ為メ路錢・橋錢ヲ收入スルノ願フ許可ス

ル事但租税減免ニ関スルモノハ此限ニアラス

第四十二條 官有地ノ倒木・枯木ヲ例規ニ照シテ売却スル事

第四十三條 不用城郭ノ建物及官舎例規ニ照シテ売却スル事

第四十四條 不用ノ官舎・倉庫例規ニ照シテ貸渡ス事

第四十五條 官費ヲ以テ水ヲ治メ路ヲ修ムル為メ三等官林ノ竹林ヲ伐用ス

ル事

第四十六條 電線障碍ノ木ヲ伐払フ事

第四十七條 官地ニ在ル動物・植物・土石等ヲ、例規ニ遵ヒ売却スル事

第四十八條 並木ヲ植継ク事

第四十九條 定例アル賦金ヲ増減シ及ヒ之ヲ遣ヒ払フ事

第五十條 外国人ヲ学校教師トシテ雇入ルル事

第五十一條 徴兵令ニ照シテ兵丁ヲ調査スル事

第五十二條 巡査賞与並死傷ノ者弔祭扶助療治料等ヲ例規ニ照シテ支給ス

ル事

以上専決スルヲ得ルト雖モ、処分済ノ上ハ主務ノ省ヘ其顛末ヲ具申ス可シ

前ノ県治条例は県だけを対象としていたが、この改正でまた府県共通の規則となった。

職制では聴訟課がなくなった代わりに勸業と警保の二課が加わったばかりでなく、課名を通し番号で呼ぶように改められている。また事務章程では上款に六条が加えられ、下款には実に三二条が加えられており、大蔵省報告こそはなくなったが、報告事項の増加は必然的に県令の専決権限の削減に他ならなかった。

本県では一二月二四日に府県職制をとりあえず左の通り実施した。

今般県治条例被廢、更ニ府県職制並事務章程披相定候、付テハ各課処務区分細目之儀追而可取調候ヘトモ、差向キ左ノ通相心得事務取扱可申事

右相達候也

明治八年十二月廿四日

県令 安岡良亮

第一課 庶務Ⅱ戸籍・社寺・徴兵・郵便・駆通・賞典・囚獄・録事・往復・民費検査・浦方・度量衡取締等は迄之通

第二課 勸業Ⅱ農工商諸会社・動植物蕃殖・博覽物・原野開拓等之事

第三課 租税Ⅱ一切之租税・地租改正・土木土地ニ関スル是迄之通

第四課 警保Ⅱ警察上諸規則ヲ取調、警部申牒之事務並警察費用ヲ調査スル等ノ事

第五課 学校Ⅱ学校一切之事務・衛生・医術等は迄之通

第六課 出納Ⅱ一切ノ金穀・給与・公債等は迄之通

翌九年一月一〇日県はさらに各課処務区分を改訂した。

第一課Ⅱ(庶務) 戸籍・社寺・徴兵・駅通・郵便・賞典・救助・出版・懲役・

囚獄・録事・往復・民費・浦方・度量衡・諸営業・貸座敷・娼妓取締等之事
第二課Ⅱ(勸業) 農工商諸会社・樹叢・牧畜・新發明・博物等ノ事

当分諸礦ノ事ヲ管ス

第三課Ⅱ(租税) 国税・県税・地租改正・地理・土木・官舎・公園・墓地・開

墾・鄉村分合改称・地所書入質入等之事

第四課Ⅱ(警保) 警察上諸規則・警違条目増減

警部ヨリ申牒ノ事務ヲ担理シ及巡査ノ進退、警察一切ノ費用等之事

第五課Ⅱ(学校) 公私学校一切之事務並賞典

当分医務・衛生等之事

第六課Ⅱ(出納) 金穀出納・諸給与・公債・用度等之事

行政と司法の分離

「府県職制」で重要なことは聴訟課を削ったことであり、このとき行政・裁判の分離が正式に具体化の第一歩を踏み出したのである。これより前中央では司法省が裁判権を管轄しており、五年五月には司法事務綱領も制定されていたが、まだ全国的な司法組織を設けることが出来ず、府・県に対してその管轄地の司法権を委託する恰好になっていた。従つて県では令・参事の命を受けて聴訟課が裁判事務を取扱っていた。その後明治八年に大審院が設置され、諸裁判所職制章程が定められて名目上行政と裁判は分離されたが、府県においては令・参事が判事を兼任することとなつたので実質的には何の変化もなかつた。ところがこの府県職制によつて聴訟課が削られ、しかもしばらくはそれに代わるものの指示がなされたので府県からの伺いや上申が相ついだ。

本県でも一二月二八日太政官に速やかな府県裁判所設置を上申した。政府は翌九年一月に至り府県裁判所の設置を令したが裁判官を任命しないままに知事・令・参事の判事兼任を解いたので、判事兼任は七等出仕以下となり、ここに府県庁と裁判所との関係について各府県がしばらく苦慮することとなつた。二月三日熊本県では次の達によつて県庁と裁判所の事務区分を定めた。

令般令・参事兼任判事ヲ被免、七等出仕裁判ノ主務タルニ付テハ、裁判上ノ事務ハ一切主務ニテ裁決スヘシ、然レトモ裁判事務ハ仍ホ地方庁ノ一部ニ属スルヲ以テ、左ノ条件ハ本庁ノ決ヲ取ルヘシ

但裁判掛ヨリ警察ニ関スル照会、並ニ囚獄懲役人処分ノ順序ハ、方今施行ノ通りタルヘシ

第一条

裁判掛リ其局中ノ規則ヲ定メ或ハ之ヲ変更スル事

第二条

一切ノ用度並ニ營繕ニ関スル事件

但シ其主任(合議スヘシ)

第三条

書状ノ差立其他民費ニ関スル手續ヲ改正スル事

第四条

諸雇人ヲ進退スル事

右之通

当初裁判掛と呼ばれていたこの係は、二月五日熊本県裁判所と称することになり、民事と刑事の二課が置かれた。しかしこの県裁判所は九か月の寿命であつた。

九月一三日太政官布告第一一四号をもつて府県裁判所を改めて地方裁判所を置くこととなり、安岡県令が上申した政府直属の裁判所はここに実現することとなつた。但し本県裁判所は安岡が神風連の乱に倒れた後の一一月になつて設置された。

甲第三百五十一号

令般熊本裁判所設置ニ付、六等判事南部甕男所長被命、来二十日ヨリ元当県裁判所ニ於テ開庁事務取扱候条此旨布達候事

明治九年十一月十八日

熊本県権令心得内務権大丞 坂部長照

なおこの年富岡敬明は熊本県権令に任命されて十二月七日着県した。熊

本裁判所は熊本・大分両県を管轄し、管内に一〇の区裁判所を置いたが本県内では熊本、町山口、人吉、山鹿、八代の五か所であった。

県官任期例 地方裁判所の設置される少し前、即ち明治九年七月二九日太政官は達第七五号で県官任期例を發した。

県官任期例

一、凡県令ニ任スル者ハ一任拾貳年トシ毎三年一期トス、每期其治績ヲ考フ
一、初メ県ノ長官ニ任スル者ハ先ツ權官タルコト三年、職ニ適フ者ハ進メテ正官トナス、正官タルコト三年職ニ適フ者ハ月俸五拾円ヲ加フ、又三年職ニ稱フ者ハ又五拾円ヲ加ヘ勅任トナス、拾貳年任滿ツルノ後仍ホ任ヲ続クコトヲ得

一、一期ヲ経テ正長官トナル者ハ必ス本任ノ県ニ本籍ヲ定ムヘシ

一、拾貳年ニ滿チ任ヲ辞スル者ハ常法ノ滿年賜金ニ換ヘ月俸拾倍ノ金ヲ賞賜ス、拾貳年以前他官ニ在リシ者ハ前任ノ年間ハ常法賜金ニ依ル、其拾貳年ヲ踰ヘ仍ホ任ニ居ル者ハ、猶ホ其拾貳年ノ後ノ年間老年毎ニ壹月俸金ノ半ヲ賜フコト常法ニ依ル

一、参事ハ任期ナシ、但シ初任ハ先ツ權官ニ試ミルコト長官ノ例ニ同シ

一、参事ハ三年毎ニ其勤怠ヲ考ヘ、其勉勵衆ニ超ユル者ハ壹月俸金ヲ賞賜ス

一、属官ハ老年毎ニ其ノ勤怠ヲ考ヘ、共ノ勉勵衆ニ超ユル者ハ壹月俸三分ノ一ノ金ヲ賞賜ス

一、県ノ奏任官ニ任シ若クハ俸ヲ増ス者ハ出京ヲ命ジ、式ニ依リ宣旨ヲ付ス、任所ニ於テ命ヲ拝スルコトヲ得ス

変例

一、現ニ県ノ長官タル者ハ本例發行以前本任ノ年數ハ任期ヲ追算スル事本例ニ依ル、其他府ノ權知事、県ノ長官ヨリ転任シタル者及ビ曾テ府ノ權知事ノ長官タリシ者ハ、並ニソノ前任ノ年數ヲ以テ任期ヲ追算スル事亦本例ニ依ル
一、他県ヨリ県ノ長官ニ転任スル者、前任四等官ノ者ナレハ直ニ正長官トナスト雖モ、仍ホ初期ノ例ヲ以テシ、順次任期ヲ逐フ事本例ニ依ル

地方官任免例

一、府知事・県令ノ任期ハ三年ヲ一期トシ毎期ソノ治績ヲ評ス

一、ソノ一度某地方ニ任スレハ他ニ転任セス該地方ニ永住スルモノトス、故ニ

若シ他管ノ者ナレバ必スソノ在任地方ニ本籍ヲ定メシム

一、然レ共ソノ職ニ稱ハサルカ、又ハ政府便宜ノ詮議ニ依テハ旨ヲ論シテ任ヲ辞セシムルコトアリ

一、ソノ初任ハ先ツ權官ニ試ミ、在任一期能ク職ニ稱エハ正官トナス、又在任一期能ク職ニ稱エハ正官トナシ、又在任一期能ク職ニ稱エハ月俸五十円ヲ増加シ、勅任トナシテ終身官トナス、ソノ終身官ヲ命シタル者ハ旨ヲ論シテ任ヲ辞セシムル事ヲ得ス、又在任一期能ク職ニ稱エハ何等ノ賞牌ヲ賜フ

一、ソノ若シ他ノ官ヨリ転任スル者四等官以上ヨリ転スレハ、直ニ真官トナスト雖モソノ任期ハ正官ヲ以テ初ノ一期トシ、爾後順次期ヲ追ツテ本法ノ例ニ依ル、初ノ一期ト次ノ一期トヲ合セ、即チ在任六年ニシテ能ク職ニ稱エハ月俸五十円ヲ増加シ、爾後順次期ヲ追ツテ本法ニ依ルナリ

一、ソノ十二年未滿ニシテ任ヲ辞スル時ハ滿年賜金ハ常法ニ依リ、ソノ在任三年以上ノ者ハ猶ホ位記ヲ存ス、若シ在任中死去スル者ハ猶ホ祭祀料トシテ在任年間一年以上五年マテハソノ一月俸金額、五年以上ハソノ二月俸金額ヲ賜フ

一、ソノ在任十二年ニシテ任ヲ辞スル者ハ常法ノ滿年賜金ヲ停メ、ソノ月俸ノ十倍ノ金額ヲ賜ハリ、十二年以上ノモノハ猶ホ一年毎ニ半月俸ノ金額を賜フ但此年數ヲ算スルニハ他ノ官ヨリ転スル者ハ、他ノ官奉任ノ年間ハ常法ノ賜金ヲ以テシ、地方奉任ノ年間十二年ニシテ始メテ本法ノ例ニ依ル、ソノ若シ参事ヨリ転スル者ハ参事奉任ノ年間ヲ算入ス

一、参事ハ任期ナシ、初任ハ先ツ權官ニ試ミ能ク職ニ稱エハ真官トナス
一、ソノ奉務ニ就テ三年毎ニ勤怠ヲ評シ、勉勵衆ニ超ユル者ソノ一月俸金額ヲ賜フテ之ヲ賞ス

一、参事属ノ辭職スル時ハ奉職十年以上ト雖モ滿年賜金ハ常法ニ依リ、若シ奉職中死去スル時祭祀料ヲ賜フハ、府知事・県令ノ例ニ依ル、属ノ奉務ニ就テ一年毎ニソノ勤怠ヲ評シ、勉勵衆ニ超ユル者ハソノ月俸三分ノ一ノ金額ヲ賜テ之ヲ賞ス

一、陸羽地方ノ県令・参事及ヒ属ノ月俸ハ各ソノ官等ヨリ一等上ノ月奉ヲ賜フ
一、凡ソ府知事・県令・参事ニ任シ、或ハ増俸ヲ命スル者ハ必ス出京ヲ命シ式ニ依テ宣告ヲ達ス、任所ニテ命ヲ拝スルコトヲ得ス

現今ノ地方官ニアル者及ヒ現今ノ他官吏地方官ニ転スルモノノ任免変例

一、府知事・県令ノ他ノ官ヨリ転任スルモノノ曾テ府知事・県令正權ヲ論セス以下倣之ヲ勤メタル者、又ハソノ初メ其地方ノ知事・県令ヨリ直チニ其地方ノ知事・県令ニ転任スル者ハ、ソノ初メ地方在任ノ年数ヲ後ノ地方ノ任期ニ算入サレ、順次期ヲ追ツテ本法ノ例ニ依ル

右の県官任期例・同任免例は数次の部分改正を経たが、明治十七年二月六日太政官達第一七号で廃止されるまで県官の地位を束縛した。

府県職制の改正 明治一〇年一月一日政府は中央の官制を改革し、教部省と東京警視庁を廃止して内務省に吸収した他、各省の諸寮を廃して局を設けまた各省の大・少丞以下を廃して大・少書記官以下を置いた。このような中央官制の改正は当然地方官制にも波及し、一月一六日太政官達第六号で府知事・県令の等級、月俸および府県の職制が公布された。この改正ではまず正・権の参事を廃して、大書記官・少書記官に改め、また今までの大属・中属・少属以下の職名を廃して、一等から一〇等までの属と一等から一〇等までの警部とに改め、行政官と警察官とを分離した。

熊本県では二〇日付で小関敬直参事が小倉病院入院中のまま（神風連の乱による負傷により）大書記官任命の太政官宣下を受け、二四日には県官制を改革し、三一日付で大・中・少属および史生は一等より一〇等までの属・警部に任ぜられた。しかし間もなく西南の役の禍乱にまきこまれたため県の章程例規の改正は翌一一年一月二六日になった。

各課職制

課長 判任官 六課各一員ヲ置
課中掌管一切ノ事務ヲ統理スルノ權ヲ有スト雖トモ專決スルヲ得ス
課中掌管ノ事務ヲサレハ其責ニ任ス、巡查・等外吏・区戸長・学区取締其他各所属員ノ能否勤惰ヲ具状スルヲ得
属官 若干名
警部 若干員

各課主管ノ事務ヲ掌理スト雖トモ、一切專決スルヲ得ス
巡查 若干員
第四課ニ附属シテ各其受持区ヲ警邏ス
等外吏 若干員
各課ニ附属ス

なお次の「熊本県各課事務章程」によって各課中に設けられた科をあげれば次の通りである。

- 第一課 従前庶務課
庶務科 職務科 戸籍科 地理科 土木科 社寺科 駅通科 徴兵科
文書科 編輯科 受付科
- 第二課 従前勸業
勸業科 博物科
- 第三課 従前租税
地租科 雑税科附県税 地租改正科当分置之
- 第四課 従前警保
警保科 検務科 監獄科 会計科
- 第五課 従前学務
学務科 衛生科 該科ハ第一科ノ管掌ニ係ルト
雖便宜ヲ以テ当分当課ニ附ス
- 第六課 従前出納
出納科 清算科 公債科 銀行科 用度科

しかしこの制度も半年ぐらい実施されただけで、明治一一年七月二二日の三新法の発布に伴って「府県官職制」が制定され、「府県職制」は廃止された。

第三節 大・小区制と下部組織の変遷

県庁の組織が整備されるにつれてその下部組織も次第に整備されていく。はじめ戸籍調査のために設けられた大・小区の制度は行政区画とな

り、府・県の分合改廃に伴つて数次の改正が行われ、その改正につれてまた下部行政組織にも変更があった。大・小区の制は三新法の施行とともに消滅するが、当時設けられた戸長の制度は明治二二年の町村制の施行まで継続することになるわけである。

一、戸籍上の大・小区制

戸籍法の制定 維新政府が全国を把握するために是非とも行わねばならぬことの一つに、全国の戸数・人口・土地の調査があった。既に明治二年三月には「戸籍者治道之基云々」という戸籍調査に関する布告を発し、ついで翌三年五月には各府・藩・県に命じて石高・戸口の調査を行わせているが、その形式は旧来のものと変わりなかった。しかし新しい調査をしかも正確に押さえるためには規則の制定も簡単にいかず、その間の暫定措置として政府は三年六月に「氏子改仮規則」を設けて華・上・卒・平民の区別なく産土神社に登録させ、神社がこれを一括して府・藩・県に報告するよう命令した。

そして翌明治四年四月四日太政官布告第一七〇号で、新しい「戸籍法」三三則が公布された。その前文には戸籍調査の重要性を説くとともに「編製ハ来申年二月一日ヨリ以後ノ事ニ候得共、右ニ関係スル諸般ノ事ハ今ヨリ処置致ス可ク云々」と指示している。こうして戸籍調査が来年となるとそれまでのつなぎが「氏子改仮規則」では不十分なので、七月四日に太政官は「大・小神社氏子調規則」を示して新生児は勿論、老幼男女を問わずすべて神社の守札を受けさせ、その期限を五年正月限りと指示した。二月一日が戸籍調査の日なので、その予備調査たることは明らかである。

元にもどつて戸籍法の第一則を見ると、
戸籍旧習ノ錯雑アルハ、族属ヲ分ツテ之ヲ編成シ地ニ就テ之ヲ収メサルヲ以テ、
遺漏ノ事アリト雖モ之ヲ検査スルノ便ヲ得サルニ依レリ、故ニ此度編製ノ法、

臣民一般（華族・士族・卒・祠官・僧侶・平民迄ヲ云フ、以下准之）其居住ノ地ニ就テ之ヲ収メ、専ラ遺スナキヲ旨トス、故ニ各地方土地ノ便宜ニ從ヒ予メ区画ヲ定メ、毎区戸長並ニ副ヲ置キ、長並ニ副ヲシテ其区内戸数・人員・生死・出入ヲ詳ニスル事ヲ掌ラシムヘシ

と規定し、従来の人中心の調査から、土地本位の調査に改めており、第二則では

戸長ハ必ス長ト副トニ限ルヘカラス、時宜ニヨリ長・副数名アルモ妨ケナシトス
但戸長ノ務ハ是迄各処ニ於テ荘屋・名主・年寄・触頭ト唱ル者ニ掌ラシムルモ、又ハ別人ヲ用ヒルモ妨ケナシ

として戸籍調査吏は新任しても兼任させてもよいと述べ第三則には

凡ソ区画ヲ定ムル譬ハ一府一郡ヲ分チ何区域ハ何十区トシ、ソノ一区ヲ定ムルハ四・五丁モシクハ七・八村ヲ組合スヘシ、然レトモ其小ナルモノハ数十二及ヒ、大ナルモノハ一・二ニ止ルモ、都テ其時宜ト便宜ト便利ト二任セ妨ケナシ、
（華族・士族居住ノ地、従前武家屋敷地ト唱ル類モ同様タル、素ヨリ云フ待タス）

但急ニ区画ヲ定メ難キ所ハ仮ニ便宜ニ從ヒ、一村一町ニテ検査セシムルモ妨ナシ、官ノ学校・兵隊・屯所等又ハ大社・大寺ノ別ニ区域ヲナセシハ、其官司ノ吏員・其社寺ノ執事等ニテ戸長ノ事扱ハシムルモ妨ナシ

と区画の仕方について説明している。

熊本の戸籍大・小区 戸籍法が發布されたのはまだ熊本藩の時代であり、実施までの間に廃藩による熊本県・人吉県の成立、続く熊本県・八代県の分立があり、当時の事情は甚だ究めにくい。乏しい資料によれば廃藩後の四年八月に、熊本県は戸籍編制について県下に達しを出してその趣旨を布告しているの、当然人吉県でも同様の達しが行われたものと考えられる。しかし熊本県が戸籍調査のための大・小区編制を指令し

たのは四年の一二月で、この時は八月の熊本県ではなかった。

戸籍編制の儀は当八月及達候に付左之通

一、出張大属之戸長、里正之副戸長之職掌申付候
 一、別紙之通区画を定候条、一郷を大区とし、毎区を小区分ち、戸籍法之通区
 内番号用ひ順序を明し、一小区毎に副戸長を置き引受検査可致候
 右之通候条、早々区画番号、且戸籍専任之受負請待之小区を記、各附可達也
 十二月廿八日
 熊本県

区画

第一区	熊本北区	第十五区	山鹿郷
小区畧		第十六区	菊池郷
第二区	熊本南区	第十七区	竹迫郷
右同		第十八区	大津郷
第三区	五丁郷	第十九区	中富郷
一小区何村・何川		第二十区	小田郷
二小区右同		第二十一区	内田郷
以下右ニ准ル		第二十二区	南関郷
第四区	池田郷	第二十三区	荒尾郷
第五区	横手郷	第二十四区	坂下郷
第六区	錢塘郷	第二十五区	内牧郷
第七区	本庄郷	第二十六区	坂梨郷
第八区	田迎郷	第二十七区	布田郷
第九区	鯉郷		
第九区	沼山津郷		
第十区	木倉郷		
第十一区	甲佐郷		
第十二区	矢部郷		
第十三区	正院郷		
第十四区			

- 第二十八区 高森郷
- 第二十九区 野尻郷
- 第三十区 菅尾郷
- 第三十一区 小国郷
- 第三十二区 波野郷

以上

この通達に基づいて熊本県では、右の三二大区の下に三六二の小区が置かれることになったが、それは五年初頭のことと、小区は大畧旧藩時代の町村の組を単位として設置されている。前節にも明らかなように、大区に改称された郷名は藩政改革以前の手永である。(巻末資料参照)

八代県の大区々分の通達は未発見であるが、五年当初には三〇〜三一の大区に区分されたと推定される。旧熊本藩の一三郷から八代市街を独立させて合計一四大区、球磨郡は面積の割には小分割されて一二大区、天草郡は大区についての資料がなく推定である。八代県の大区がこのように不揃いなのは、旧熊本藩が四郡を一三郡に分けており、旧人吉藩は一郡一藩であるために区分が小単位となり、天草は長崎県の管轄にあった旧天領で一町一〇組(八六村)に分かれており各々違った行政区分を一まとめにしたためである。当時の区画を乏しい資料で復元すれば次の通りである。

第一大区	八代市街	第十四大区(?)	水俣郷
第二大区	高田郷	第十五大区	
第三大区	野津郷	第十六大区	
第四大区	種山郷	第十七大区	
第五大区(?)	中山郷	第十八大区	
第六大区(?)	砥用郷	第十九大区	
第七大区(?)	廻江郷	第二十大区	
第八大区(?)	杉島郷	第二十一大区	
第九大区(?)	郡浦郷	第二十二大区	
第十大区(?)	河江郷	第二十三大区	
第十一大区(?)	松山郷	第二十四大区	
第十二大区(?)	田浦郷	第二十五大区	
第十三大区(?)	佐敷郷	第二十六大区	

球磨郡
 (人吉)
 (木上・上)

第二十七大区(?)	第三十大区(?)
第二十八大区(?)	第三十一区(?)
第二十九大区(?)	
天草郡	天草郡

しかも戸籍調査期日の明治五年二月一日には八代県の事務は旧熊本県、旧人吉県、旧長崎県の官吏によつて別々に執り行われていたから、到底統一した大・小区の制度はとり得なかつたであらう。

一、行政区画への移行

戸長の設置 明治五年正月一三日戸籍編製を目前にした政府は、「戸籍法心得方」を府県に頒つて実働に移らせた。しかし実際事務に当たつてみると戸籍調査吏である正・副戸長と、行政吏である旧来の里正・庄屋・名主・年寄などの管轄事務に混乱、空白、重複などの弊を生じたので、同年四月九日太政官布告第一一七号で旧役人を廃して正・副戸長に統一した。

- 一、庄屋・名主・年寄等ヲ廃シ戸長・副戸長ト改称シ、給料並ニ諸入用割合ヲ定ム
 - 一、庄屋・名主・年寄都テ相廃止戸長・副戸長ト改称シ、是迄取扱来リ候事務ハ勿論、土地・人民ニ関係ノ事件ハ一切為取扱候様可致事
 - 一、大庄屋ト称候類モ相廃止可申事
 - 一、戸長・副戸長給料並諸入用ハ従前庄屋・名主・年寄等ノ振合ニ相心得、官員・神官・華士族・僧尼等ハ、毎戸力或ハ小間割等ニ割合可申事
 - 但戸籍法施行候ニ付テハ事務繁劇ニモ可有之候ニ付、従前ノ給料区々ノ場合モ可有之間、篤卜調査ノ上不相当ニモ無之候ハ、三割迄増サセ候儀ハ地方ノ見込ニ任セ不苦候事
 - 一、村町ノ外城郭内外又ハ陣屋地等ニテ、華士族多分住居ノ地ハ右ノ内ニテ戸長・副戸長ヲ申付、土地ノ広狭・人家ノ多寡等粗比較スヘキ村町戸長・副戸長ノ給料ヲ支給可致、尤右給料ハ其区内官員・神官・華士族・僧尼・農工商ノ無差別、毎戸力或ハ小間割等ニ割合可申事
 - 但諸入用ノ儀モ本文ニ準シ可申事
- 右之通候条速ニ改正可(致脱力?)事

右三府ヘモ同断御達相成候ニ付、添書左ノ通

今般各県ヘ別紙ノ通相達候条、得其意速ニ改正可致、尤府中ニ限相設候戸長・副戸長並給料取立方等已ニ確定致候分ハ其儘差置不苦事

こうして旧来の制度である庄屋・名主・年寄だけでなく、明治三年に設けられた里正もまた消滅して、戸長・副戸長に改められ、戸籍事務と行政事務とを一手に行う職責を持った。となると当然府県では行政上の区画と戸籍調査上の区画とを統一しなければならぬ。戸籍区画は既に政府へ報告してあるばかりでなく、現に調査進行中で今さら動かすことが出来ないの、行政上の区画は当然これに合致させなければならぬ。こうして戸籍区画としての大・小区は行政区画に移行してしまい、戸長・副戸長の任命もまたこの行政区画に対して行われることになるのである。

熊本県(白川県)の大・小区戸長の設置 これより先城北九郡を管轄するこの県には、旧藩から引続いて名称を改めただけの、飽田(旧名千葉城)・上益城(全木倉)・玉名(全高瀬)・菊池(全河原)・阿蘇(全内牧)の五出張所が設けられ、ここに郡政人属以下の役人が詰めていた。数か村の長として里正が任命され、里正の諸詰には筆生を置き、武士の屋敷町には区長(高瀬区長・宇土区長)・城下町には肆長(熊本や八代)を置いて里正と対等にした。村々の庄屋は与長と改められ、時には二か村を兼務するものもあつた。与長の下には頭百姓が十戸長と改まつて勤めていた。

明治五年四月頃熊本県は里正に対して左の布告を出した。

- 一、県庁相成之訳ニ相成候ニ付而ハ弥以里正之職重ク相成候事
- 一、一時究屈之様ニ相成候得共、朝廷之变革之始ニ候得ハ、皇国之身帯積リハ無テ難成訳ト心得驚ヘカラス、且諸願等尽力シテ滞スヘカラス
- 一、国之土台ヲ上ケ候儀ハイツ迎モ変之儀無之、朝廷規律節制之中ニモ深く注意勉励ヘキ事

しかし間もなく、太政官布告一一七号が発せられたので、熊本県は五月七日をもって里正を戸長と改め、前述の区長・肆長もまた戸長とし、里正詰諸筆生・区長付組長・肆長付坊長らを副戸長に任じた。またこの時県の出張所を廨舎と改称するとともに、新に高森廨舎（後南郷廨舎と称する）を設けた。

熊本県では戸籍調査の大区を郷に一致させ、小区を組に一致させていた。従って今回の改正に対しては非常に順調に適合し、組単位に任命していた里正をそのまま戸長としたので、新戸長数は三六二名と変わらなかった。

八代県の大・小区と戸数の設置 八代県の管轄地は複雑であった。旧熊本県の移譲地には旧藩以来の宇土（旧称松山）・八代（全高田）の二出張所があり、天草は富岡出張所が管理し、球磨に至っては五年の五月に入って人吉県の事務引継が終わり、人吉出張所に改組されるという状態であった。そういう際にこの県では一一七号布告に基づく改革が行われることになるのである。

八代県が里正・区長・肆長を戸長と改正し、これら附属の筆生を副戸長、筆生前勤を副戸長助勤と改正したのは五月中旬のことで「今般従朝廷御布告之趣有之候ニ付左之通」として改正を達しているから誤りはなからう。

この県では大・小区の改正は一つのチャンスであった。なまじ戸籍上の大区の呼称があるために、球磨郡のように小さな大区も出来て不統一に苦しまねばならぬ。思いきって大区の称をなくした方が釣合いがとれる。県庁ではこう考えたに違いない。この五月に八代県は八代市街を第一区として旧熊本県管轄地を第一二三区までの通し番号に改め、一〇月には天草郡の八六の村々を第一二四区から第一八四区までに編成し、ついで球磨郡を第一八五区から第二一二区までとし、一二月三日に五箇庄を第一二三区として、数が多いが平均した行政単位に改めた。従って任命された戸長も一三一人であった。

なお八代県は五月には宇土・高田の両出張所を廃止して、宇土・佐敷・宮原の三廨舎を置き、高田郷と田浦郷のみを直轄していたが、一〇月には松橋と佐敷の出張庁に改めて、ここに大・少属の中一員と等外附属者三名を詰めさせ、一〇月には五箇庄教化のため等外二等出仕二名を置いた。但し、天草・人吉出張所には変化はなかった。

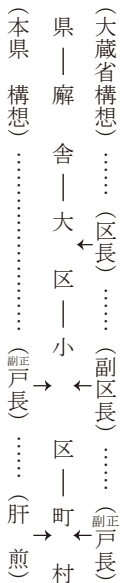
大区長の設置許可 五年一〇月一〇日政府は小区のみならず、大区をも行政区画として存続させてもよいという意向を正式に表明し、大区を正・副の区長を置くことを認め、その経費は民費をもって支弁することを指示した。

庄屋・名主・年寄等改称ノ儀ニ付当中御布告ノ趣モ有之候処、右ニ付テハ一区総括ノ者無之事務差支ノ次第モ有之哉ニ付、各地方土地ノ便宜ニ寄リ、一区ニ区長一人、小区ニ副区長等差置候儀ハ不苦候条、給料其他諸費用トモ悉皆民費ノ積相心得可申、尤先前大庄屋・大年寄杯ト唱候類、自己ノ権柄ヲ以不正ノ儀モ有之趣、右ニ因襲シ事務壅蔽ノ害相生シ候テハ難相成ニ付、区長差置候向ハ事務取扱方規則制限並給料等巨細取調可何出事

明治五年十月十日

大蔵省

この大蔵省達による構想では戸長には一町・一村を管轄させ、数町村の束ねとして副区長を、大区全体の束ねとして区長を置くと考えているが、白川（熊本）・八代両県では出張所・廨舎が区長相当の事務を執行しており、また旧里正を戸長に任命しているため、戸長は大蔵省構想の副区長の役割を果たしており、大蔵省構想の戸長は当時両県では肝煎（又は肝入）に該当した。従って両県とも区長設置の必要を痛感せず、政府もその設置を許可しただけで強制した訳ではなかったから、設けないままに翌年の両県合併を迎えた。



なお政府が一〇月にこのような達しを出したのは、この年七月が戸籍完成予定期であったので、その後も大・小区制を維持する決意を表明したものと見られる。

三、両県合併と大・小区の整備

出先機関の再編成 明治六年一月一日付で八代県は白川県に合併され、県官の大異動が行われ出先機関も再編成された。参事は山田(白川)、権参事は嘉悦(八代)が残り、典事は倉園(白川)、権典事は園田(八代)、大属は白川四・八代二に新任一という形となった。またこれまで八代県出張所であった人吉・天草はそのまま白川県出張所となり、八代県庁は二月二三日閉庁と同時に八代・葦北二郡関係事務取扱のための八代出張所となり、原田権大属が詰め、翌年七月三〇日まで存続した。なお人吉出張所には権少属古沢吉造、天草出張所には権大属並川実忠が詰めることとなり、その中天草出張所は三月二十八日付で富岡から町山口に移転した。松橋・佐敷の廨舎については何の記録もないが、県庁の閉庁と同時に閉鎖されたものと考えられる。

大区の統一 八代県の合併によって両県の行政区画の統一が必要になった。前述の通り八代県は全県を通し番号の小区に統一していたため、ここで大区の再編成を行わねばならない訳であるが、合併と同時に急激な改正を行うことはなるべく避けられた。そこで白川県は通し番号を廃しただけで小区の単位はそのままとし、六年三月旧熊本県移譲の四郡は旧郷をもって一大区として一三大区にまとめ、これを白川県の三二大区のあとに続けて第三三大区から第四五大区までとし、旧人吉県の一二大区は手を加えずに第四六大区から第五七大区までとし、四月には天草郡の六一小区を五大区にまとめて第五八区から第六二区までとし、全県を六二大区五七五小区に区分した。もちろんこの動きに伴って三月には戸長全般に大異動があり、天草の戸長新任は四月に入ってから行われた。

さて、天草郡はこの時新編成して旧県と大体約合いがとれたが球磨郡の一二大区はほとんど一大区Ⅱ一小区(二村一四村)で、この再編成は必至であった。白川県は六年五月末から六月初めに至り球磨郡を三大区に圧縮し、第四六大区から第四八大区と名づけこれによって天草郡の五大区も繰上って第四九大区から第五三大区と改称され、全県は五三大区五七五小区となった。

大区区長の初見 このように大区の編成されていく過程で、白川県は第一大区に安田退三、第二大区に小野平八をはじめ区長に任命した。明治六年二月一七日のことである。

安田退三は旧熊本藩の郡政大属から熊本県大属ついで八代県大属へと転じ、八代県の消滅に伴って第一大区々長に任命されたものである。小野平八の経歴は残念ながらわからないが、彼は一か月後の三月一七日依頼免職になり、同日付で安田が両大区の区長を兼ねることになった。

小野平八免職務候ニ付テハ跡役ハ不申付管ニ付、第一・第二両大区共其方受持ニ申付候也

明治六年三月十七日

安田退三殿

白川県

この当時熊本県廨舎と船場出張所の改革が行われた。その時の記録によると改革前の熊本市街の職制がおぼろげながらわかる。

- 一、肆長二人 百俵 一人二付 五十俵
- 一、熊本廨舎副戸長二十五人 五百俵 一人二付 二十俵
- 一、船場出張所書記 六人 百八十俵 一人二付 三十俵
- 一、坊長二十九人 四百九十三俵 一人二付 十七俵
- 一、画工 四人 五十二俵 一人二付 十三俵
- 一、使丁 一、小使

右の肆長二人がこの改革によって区長となったもので、区長は県の正式任用になったため一人五〇俵宛の増給を与えることになっている。この時までは給与は米であったが三月から現金支給に改められ、区長給は年俸一八〇円他に筆墨紙薪炭油料として年間四五円が支給されることになった。但し全県に大区長を置くのは翌年になってからのことである。

合区の実施 白川県は合併に伴う一応の改革の後、さらに進んで下部行政機構の改革に入った。この改革は県治の統一を目標にして行われたのは勿論であるが、他に県費（国庫支出）の縮小削減の狙いも持っていた。当時政府の全国的な行政統一が進み、各府県に対する特認事項が次第に消滅しつつあり、また旧藩引継ぎの在県米金も次第に減少してきていたので、府県財政は窮屈になる一方であった。

そこで県は県費支出節約のために三月には熊本市中消防の経費を民費に移すことを指示し、さらに三月末には熊本を除く各廃舎を廃止して業務を本庁にまとめる指令を發した。

是迄廢舎廢舎ニ而取扱候米錢此節一切取纏候条、当關係之諸帳面取揃来月五日限当庁エ出方可致候、尤廢舎之儀ハ用道具共ニ其懸リ戸長へ引渡置可申候也

三月廿七日

白川県

阿蘇 南郷 菊池 玉名 上益城

右廢舎出仕中

しかしこれらの廢舎は廢舎としては廃止されたが、諸役人出張の際にそなえて松橋廢舎も含めてそのまま残されることになった。だが、これらの経費よりもっと多くの経費を要しているのが戸長給料であった。戸長給料は当時既に民費支出の府県が多かったが、本県はまだ官費支給であり、しかも五七五の小区のほとんどに戸長が設置されていたので、その経費は大きくこの支出削減は焦眉の急務であった。

白川県は三月一二日、一小区一戸長の制度をやめて新しく数小区をま

とめた組をつくり、その組ごとに戸長を置くことに改正した。当時これを合区と呼び、これまでの戸長は一応全部免職にしてその中の適当なものを改めて任命するという形をとった。この時の合区による組数は一八六組で、旧熊本藩領一五六組、球磨郡一二組、天草郡一八組にまとめられ、これに各一員の戸長を設置した。但し、天草郡の戸長は四月一七日に任命されている。

この合区の実例を示すと、熊本市街の第一・第二大区は各一五小区に分かれていたのを各二組に統合し、第一大区では一小区から八小区までを京町組と呼び京町に戸長詰所を置き（戸長塩川求弥）、九小区から一五小区までを壺井組と呼び新坪井馬借町の旧町会所を詰所とし（戸長草刈千三）、第二大区では八小区から一三小区までを古町組と称して古往生院に戸長詰所を設け（戸長土肥直康）、残りを手取組と名づけて戸長詰所を元長安寺に置き（戸長は四月五日道家重三郎、同九日小野敬蔵、同一三日区長安田退三の兼任）、四月一七日に各詰所に移転して事務を取扱うこととなった。

また球磨郡では三月には旧戸籍大区のまま、大区単位に二人の戸長を任命した。四九大区戸長東九郎次、五三大区戸長今村衛一、五六大区戸長東喜藤太、五七人区戸長樺木茂などの名が当時の記録に見えている。しかし五月末になって球磨郡が三大区に編成されると、旧大区は合区と同様に見られて戸長管轄区域および人員には変化がなく、唯区域の呼びかえだけが行われた。例えば旧第五大区は多良木組で黒肥地・多良木の二村管轄であるが、新大区制では四八大区の一・二小区に改正され合区としてはやはり多良木組と呼ばれている。

天草郡は六一小区を五大区一八組に編成しており、その組ごとに戸長を任命した。例えば六一大区の九・一〇・一一小区は高戸村組と呼ばれ、戸長には藤田国英、五九大区四一七小区は下津深江村組と呼ばれ、戸長には鈴木潤三郎がいずれも四月に任命されている。

合区の戸長は年俸一二〇円で一名、これに副戸長（月奉四円）・筆生（上

三円・中二円五〇銭)を附属させ(こ)までは官費支給とし、戸長詰所の詰所肝煎(年に米二〇俵)、町に置かれた坊長、村に置かれた村肝煎(一〇〇戸につき年に勤料米一五俵)と村用聞(二〇〇戸につき年に米八俵)などはすべて民費支給と決めている。この制度は明治六年一杯続いた。

四、大・小区制の大改正

官費支給の廃止 戸長の設置以来継続していた本県の官費支給制は実学政権の没落に伴って廃止される運命をたどった。明治六年二月五日県達第一九号で安岡権令は左の通り指示した。

戸長給料之儀是迄他県ニ異リ、官費ヲ以致支給来候処、右ハ民費ヲ以テ可取賄筋ニ付来ル明治七年一月ヨリ民費ニ課シ候条此旨布達候事

明治六年十二月

白川県権令安岡良亮

この達しに基づいて県は翌七年一月一日、新たに「民費課則」を設けて民費の徴収法を定めた。

諸民費廉々ノ儀、其部類ヲ管内割・大区割・小区割・一村割ノ四ツニ分チ、割賦法ヲ地券代価割・戸数割・両高地券代価割・水掛地地券代価割ノ四ツニ定ムルコト左ノ如シ

と記して管内割以下の内容を列挙しているが、「管内割」では県舎創立並修覆入費・区長年給並他県行旅費・管内諸御用状並飛脚人足賃・囚人差添人並無籍囚人入費・学区取締給料並旅費・倉庫修覆入費などがあり、「大区割」には正副戸長給並他県行旅費・区長管内旅費・同御用状賃が大り、「小区割」には正副戸長詰所床地米並修覆入費・同詰所諸入費・同小使給料・同御用状入費・同管内旅費・民費取締組入費を含み、一村割は村用聞以下給料・村会所諸費・諸願伺其他村用諸方往復費・行倒人費・猪鹿並鳥番給・虫追入費・雨乞入費・村普請入費・村持山林給・池守給・

井溝守給・執守給・井堰守給・右廉々修繕入費・村社寺修復入費・諸祭礼入用などであった。

こうして区・戸長の給料雑費は民費支給となったが、任命権は依然県庁にあったので、このことがやがて問題になってくるのである。

大区の統合 明治六年前期に統一された大区は、形式上の存在であった。実際上大区を統括する役職は本県では熊本市街以外には設けられなかった。五七〇余の小区も一八六の組に合区が行われると大区の存在はますます曖昧なものになってしまった。加うるに明治七年以降正副戸長・筆生の給料が民費支出となれば民費の負担は一挙に一〇万円以上も増加することになる。安岡権令はこの対策として大・小区制を根本的に改正しようと考え、明治七年二月から実施に移し、若番の大区からしだいに統合しはじめた。

二月七日、まず熊本市街の第一・第二大区をまとめて第一大区とし、これまでの三〇小区を八小区に統合した。熊本市街は常に例外的存在で、ここには既に区長として安田退三がおり、三〇小区は四組にまとめられていたが、あまりに管轄区域が大きすぎたとみえて倍数の八小区に区分されている。

二月一日には県は伝達所を廃止して、代わりに全県を七聯区に区分し、本庁直轄の第一―第四の聯区から正副戸長各一名を熊本市街の郷宿へ出頭詰めを命じた。聯区の区分は次の通りで大区未改正のままである。

第一聯区	飽田・詫摩	第一―第八大区
第二〃	合志・菊池・山鹿・山本・玉名	第一―第四大区
第三〃	上・下益城・宇上	第九―第二三、第三三―第三九大区
第四〃	阿蘇	第二五―第三二大区
第五〃	八代出張所分	第四〇―第四五大区
第六〃	人吉	第四六―第四八大区
第七〃	大草	第四九―第五三大区

同じ二月八日、県は区・戸長の給料を定め、区长一〇円、戸長七円副戸長五円とした。しかし区长はすぐには設置せず、また合区の組を一小区と見做して副戸長を二名に減員させ、残りの副戸長は全部免職することとした。

四月に入ると旧第三・第四大区を合併し、第二大区として一〇小区に区画し、以下新第三大区から第八大区までを設置した。五月には旧第一二・一三・三三・三四大区を合わせて新第九大区とし、旧三五・三六・三八・三九大区を新第一〇大区とし、六月には旧第二五―三二大区を新第一一大区に改めた。八月に入って八代・葦北両郡の旧第四〇大区から四五大区までを新第一二・一三大区とし、球磨郡を第一四大区に、天草郡を第一五・一六の両大区に区分して、新大・小区の区分一六大区一六六小区が誕生した。このときに八代郡五箇庄は、はじめて第一二大区の九小区として正式に編入された。この後大・小区には明治八年一月に第一四大区の一・二・三小区の区画変更があっただけで、明治一二年までそのまま継続した。この改正によって正・副戸長が大幅に減員されたが、それまでもこの年の給料民費移管分は約七万円の増加となっている。

大区長の設置 明治七年八月に一六の大区が出来上がったので、この月の末から翌九月上旬にかけて、各大区に区长が任命された。第一大区は安田退三がそのままなので別段の任命はなく、第二大区は旧藩大草出張奉行であった志方逸次、第三大区は当初の任命は不明であるが翌八年三月には成田清九郎の名が見えている。彼は七年四月には新二大区二小区の戸長としてその名が見えているから、八月末か九月はじめに区长に就任したのではなからうか。

第四大区の区长には当初由良省吾が任命されたが、九月末には辞任して高原淳次郎にかわっており、第五大区長には浅井鼎泉が任命されたが一〇月一二日に辞任して宇野丈九郎が任命されている。宇野丈九郎は旧熊本藩士で武道指南番であった。第六大区長は井上謙治で翌年まで継続して勤務し、第七大区長は山崎定平でこれも翌年まで続いた。山崎定平

は西南の役に佐々友房等と熊本隊を結成した学校党の重鎮である。第八大区長には竹崎茶堂が選ばれている。彼は人も知る実学党の中心で旧熊本藩郡政大属をも勤めた人であるが、一〇月には辞任して富田又太郎に代わった。第九大区長は八月三〇日林秀謙が任命されたが、彼は六年一月に白川県権参事を退職した実学党の錚々たる人物である。

第一〇大区長には林新九郎が初任されたが九月末辞任して後任には熊本鷹匠小路の土族牧文四郎が第一大区二小区の戸長から昇任した。第一大区長には九月七日堀内卓爾が選ばれ、第一二大区では伊藤十平、第一三大区長は野田信道、第一四大区長は不明、第一五大区長は中村善之、第一六大区長は伊野忠親が九月七日に任命された。伊野は明治五年八代県の頃から天草出張所詰の役人であった。

五、区戸長公選運動

区長・戸長の権限 政府は明治五年四月に村役人を正副戸長とし、同年一〇月に正・副区長の設置を許したが、これらは便宜上の処置であった。この区・戸長に特別な権限を与えようなどとは全く考慮していなかった。しかし、戸長が県庁あるいは出張所、廃舎からの布告を周知させるとともに、県から要求される様々な報告書の提出や、個人からの願書・届書の連署責任、諸連上の徴収、納付などの責任を負わされている以上、その責任・義務を明確にするとともにその地位も明らかにしなければならなくなってきた。本県でも五月には平民の養子願届の権限が与えられ、六月にはすべての養子願を許可する権限が戸長に委任された。また七月には郷中取締の勤務督励が仕事に加えられ、九月には「戸長限可取扱稜書」が示されて、郷士の隠居家督願の許可権まで戸長に委託され、十一月には旅行届許可権も加わった。こうして戸長の権限が否応なく拡大されていくにつれて、政府も放置できなくなり、同年一月五日には正・副戸長の民事裁判傍聴を許可したが、全月二八日には司法省達で、

各人民より戸長をはじめ地方官および地方裁判官の非理を出訴することを許しており、戸長の専横を抑圧する態度をとっている。

明治六年二月四日、太政官布告第二八号で政府は区長および戸長について

等外官吏ニ準シ候様ノ儀有之候テハ不都合ニ候条、一般人民ノ取扱ニ可致と指示したが、身分上では区長・戸長・士族・平民の順次とした。これとても区・戸長が平民の身分では士族があなどって指示に従わないためにやむを得ずとられた手段であった。

区戸長心得書 しかし戸籍・徴兵・地券調などの相つぐ重要法令の末端施行者である区・戸長が、何の権威も持たずに住民達を指示に従わせ命令に服させることは到底出来ることではない。本県では明治六年まで官費支給であったから準等はなくとも官吏の下役ではあった訳であるが、七年からは民費支給に繰替えられてしまったので、他県同様にこの威力も最早失われた。そこで政府は七年三月八日に太政官布告第二八号をもって今まで官吏に準ずることを禁じていた区・戸長を官吏に準じて区長は判任一四等に正副戸長は等外二・四等に準じ身分取扱方および俸給を定めた。本県でもこの年「区戸長心得書」を発し、「区長処務要件」「戸長取扱事務概則」「区戸長手限取扱条件」などを定めた。

区戸長心得書

区・戸長タル者ハ区内万般ノ事務ヲ担任シ、人民ノ総代トモ可相立職掌ナレハ、謹テ御仁政ノ御趣意ヲ奉承シ篤実正直ヲ旨トシテ驕傲尊大ノ所業無之、時々区内ヲ巡視シ懇切人民ヲ教化シ農務ヲ勸メ職業ヲ励マシ、治ク上旨ヲ徹底セシメ広ク下情ヲ開通シ、毫モ凝滞否塞ナカラシメ善ヲ勸メ惡ヲ戒メ風俗ヲ釐正シ、漸々固陋ノ慣習ヲ脱シ自由ノ権利ヲ得セシメ、浮花ノ虚飾ヲ去リテ開化ノ実域ニ赴候様厚ク注意致シ可遂励精事

区長処務要件

第一条 区内万般ノ事務普通ノ条件ハ正副戸長へ委ネ置、取束致承知候儀不苦ト雖モ、其綱領要件並異常ノ事ハ時々商議ヲ遂ケ、不条理無之様可取計候事

第二条 時々区内ノ景況ヲ巡検シ、広ク時勢ノ変通ヲ量リ、地形人情ニ応シテ専ラ生産ノ道ヲ開、諸民家業ニ基キ候様最尽力可致事

第三条 戸長以下ノ処務ヲ通視シ、其能否勤怠ヲ注意シ士民ノ才能ヲ察知シテ具状可致、尤区長ハ定会所無之順次各戸長ノ詰所ニ出會シ、且ツ時々出庁シテ他区ノ同僚ト熟議スヘキ事

右三ヶ条ハ専ラ主任担当スヘキ要務ニ而、其他ハ総テ戸長事務概則之通ニ候ヘトモ、概客戸長ハ細目ヲ張り区長大綱ヲ挙ルノ任ト相心得、且手限施行ノ事件ハ別テ熟慮スヘキ事

戸長取扱事務概則

第一条 孝士貞女其他奇特ノ行事有之者ハ、事実明瞭取調可申立事

第二条 鰥寡孤独疫病貧窮等ニテ実ニ不得止生計ヲ営能ハサル者ハ、其状情ヲ具情シ救助ノ方法ヲ立可伺出事

第三条 人民復籍願並華士族神官僧侶ノ戸主送籍願ハ其都度添書ヲ用テ可差出事

第四条 堤防・道路・橋梁等官費ノケ所臨時非常ノ破損有之節ハ実地精細取調急速可届出事

第五条 定免切替・新规定免・免下场年季切替等、至当ニ増税願書可差出候事但荒地年季切替モ願書可差出事

第六条 検見内帳帳ハ小前一同立会現場見平均正路ニ相仕立、実地見取絵図相添可差出候事

第七条 官林並木並社寺境内立木風折根返立枯等ノ損木出来候節ハ木数且往還道路差支有無詳細取調可届出候事

第八条 道路附換・新川堀等ハ得失詳細記載、実地絵図相添願書可差出候事

第九条 火災届出ル者アレハ其出火ノ原由ヲ調査シ、不審ノ廉有無可届出事

第十条 (盜) 難届差出シ候者有之時ハ、□□ハ速ニ最寄羅卒屯當ヘ可差出候事

第十一条 水火ノ災アリテ人畜死傷、家屋田畑蕩燼並堤防橋梁等破損アレハ、詳悉取調可申立、其内窮民ノ救助願出ル者ハ其情実ヲ巨細具状スヘキ事

但損地起シ返ノ処有之候ハハ小前帳取調、実地見取絵図相添可差出候事

第十二条 棄兒届ノ内養育米願並行倒変死等ノ届ハ其情実ヲ檢案シ、添書ヲ用テ可差出候事

但行倒変死取扱ハ明治六年当県布達第二十七号通り可相心得事

第十三条 盜賊及其他ノ法律ヲ破タル現行ノ者見聞タレハ速ニ其筋ニ報知シ捕縛セシメ、其証トナルヘキモノヲ併セテ送致スヘキ事
但急遽ノ場合ハ臨機押捕ノ処分可致事

第十四条 現行ニ非サル犯罪懲役十一日以上律ヲ破タル者ヲ見聞タレハ、其事由ヲ搜索シテ其親類伍列ノ者ヲシテ其犯人ヲ保管セシメ可届出事

第十五条 囚人飲食料ノ儀ハ定則ノ通取立聴訟課ヘ可相納事

右ニ掲クル條款ノ外人民ノ諸願伺届ハ総テ奥印ヲ用ヒ速ニ可差出、其内猶条例ニ相定ムヘキモノアレハ追々増加可致、且又向後手限取扱ヘキ件々ハ別ニ相示スモノ左ノ如シ

区戸長手限取扱条件

第一条 公文布令ハ兼テ布達ノ通相心得、一般布達ノ分ハ速ニ揭示シ、其内尤緊要ノ事件ハ毎戸回達致シ、文盲小民等意旨了解致兼候者ハ懇篤説諭ヲ可加事

第二条 中小学校設立ノ儀ハ兼テ布達ニ及ヒ置候通相心得学区取締ト協議シ、衆庶ヲ誘導シ漸次普及隆盛ニ至ラシムヘキ事

第三条 国家ノ安寧ヲ妨ケ人民ノ健康ヲ害スル者ヲ予防シ心得違ノ者無之様説諭イタシ置、若シ違戻ノ者アレハ事情具サニ可届出事

第四条 祭祀・劇場・諸見セ物等ノ取締ニ注意シ淫風醜体ノ儀ヲ制スヘキ事

第五条 旅人ノ出入ヲ視察シ兼テ宿屋ヘ示シ置、旅人止宿ノ節ハ其郷貫姓名ヲ記載致サセ聞届置ヘシ、若シ不審ノ者有之候ハハ其旨可届出事

第六条 平民隠居養子嫁娶離縁等聞届置、追而可届出事
但事故有之分ハ可届出事

第七条 地所質入書入証文ニハ必奥書印形ノ上扣帳仕立置壹通每番号記載可致事

第八条 田畑山林等讓渡有之節ハ早速地券証書書換可願出ハ勿論ナレトモ、見取帳、名寄帳等無粗漏加除可致事

第九条 罪人病人等宿継送達ノ事

但異変有之分ハ可届出事

第十条 出生ノ者氏神札取扱事

但癸酉五月五日太政官第百八十号御布告且教部省第二十三号御布達之通ニ付、追テ御沙汰有之候迄ハ不及施行候事

第十一条 人民他ノ管内エ赴ク者九十日以内ハ届書、其外ハ願書差出サセ聞届置、月末取纏可届出事

第十二条 華・土族・神官・僧侶ノ子弟及平民ノ生産・死亡・送籍等夫々出入ヲ加除シ、無遺漏取纏月末可届出事

第十三条 人民ノ居宅転移等前同様ノ手続ニ可取扱事

第十四条 区内出火有之節ハ速ニ其場ヘ駆付、消防方ハ勿論人畜死傷盜難等無之様指揮可致事

右条例ノ外兼テ規則ヲ設ケ相達置候件々ハ篤度成規ヲ照シ取扱、期限有之モノハ其定期ヲ過ササル様可心懸事

副戸長事務取扱方モ都テ前同様之儀ニテ、特長副ノ別アルノミト相心得、戸長欠員或ハ不參ノ節ハ概則ニ照準シ、代理担当可致事

第十五条 区戸長手限取扱条件追加
ハ聞届置月末一同可届出候事
但異ナリ候縁組ハ其事情粗細取札其都度伺出可受指図事

右の内容をみると、区長は定詰の役所を持たず区内全般を眺めて戸長を監督し、戸長・副戸長はほとんど同様の事務に従事している。なお六月には戸長以下の旅費規程も定められ、翌八年七月には大区詰所が出来て区長も定位置が出来併区詰は廃止された模様である。

区戸長横暴 明治五年地券渡し方規則（二月一五日）・地券渡規則（七月四日）が出され、明治六年地租改正条例（七月二八日）が出され、六年後半から本県でも地券渡しが始まり八月に入ると地租改正事業もはじまった。これは旧藩時代と名称は異なっても実質は正しく検地であったから、その衝に当たった実務者戸長の権威は大きかった。となるとその権威を笠にきて次第に専権の行方も増加してくるようになる。

既に明治七年一〇月に五町郷鶴羽田・鹿子木・糸山の三組の農民から「戸長笹原堅勝・副戸長木村定雄・長谷川清連ノ諸事不正ノ取計稜々」

に関する訴状が提出されているが、その内容を見ると

- 1、一組限官宅所出来の砌には上より建築費が下渡されたと聞くのに古家を買取り、建直し一村より二貫五百目宛取立明白に支出内容も報せない
 - 2、地券調費は戸長・副戸長は給料外に三五匁宛受取り、筆正には一日三五匁と約束しながら遅くまで仕事をさせ筆墨持出しで一二匁から一七匁五分しか渡さず、下調のため出村の時は数日間村賄にさせ酒まで出させ、調査は投票の調であった。
 - 3、官宅用の炭油薪は昨年迄は上より下渡の由を聞いていたが、官山より薪を伐出させ炭油代は各戸より取立て二重に受取っている。
 - 4、小前の土地論争では賄賂を出した方を勝とし、勝てないことがわかつている時は正直者の土地を官地と唱へて引上げてしまう。
 - 5、木村定雄は戸籍上は土族として一戸をかまえないながら内実は農民の兄と同居し、愚鈍の兄を村用掛にして貰い自分に都合のよい取計いばかりさせている。
 - 6、地券調の時兄の地所はわざと安価に見積っている。
 - 7、小前の書類依頼は多忙と称して四・五日も放置しながら勤めぶりをみると朝は四つ過に出勤して昼酒を呑み、夕方は八つ頃には帰ってしまう。
 - 8、笹原堅勝の妻は下男と密通したにもかかわらず、そのままに内緒ですましているのは不都合である。
 - 9、先々月廿日の大風で倒れた極貧者の家の取建方については何等の差図もなく、廻村見分もなく、多忙かと思えば当世第一の狸佐藤求五宅には三日に揚げずに参り、官宅へは副戸長まで昼中暫く詰めるだけで、佐藤派の連中が県庁向には程よく取繕ついているとの専らの風評である。
 - 10、木村定雄は他人の質地把を譲地に仕直し、他村譲地は出来ぬ規定であるのにこれまで仕直し諸人困窮している。
 - 11、木村定雄兄作平受持地の周辺は境界争論ばかりで皆一尺二尺と押取られてる。
 - 12、長谷川清連は鶴羽田村の内の小前割受持分を勝手に頭百姓に譲渡し、小前よりの申出には地代銭を出して認めるように依頼した。
 - 13、村用掛以下無筆無算の物持だけをえらび人選がなっていない。
- と列挙し、最後に

笹原列生得六邪諛奸之者ニ候得バ、乍恐御県庁ニモ關係仕、一層御多端御時体之御中、御政道不相立様成行奉恐人、右ノ者共儀ハ速ニ被差除、外ニ六正貞臣之者エ被仰付被下度奉歎願候、左モ無御座候得バ、当月以後笹原列之指揮決シテ受申間敷候、惣体御役員之儀ヲ尊慮モ不奉顧免哉角申上候儀ハ重疊奉恐入候得共、余リ非道奸曲、朝暮下民困苦ニ差廻不得止事、村々荒方打寄此段訴書御届仕候事

明治七年戊子十月

五町郷

鶴羽田組・鹿木子組・糸山組平民共

白川県権令安岡良亮殿代理白川県参事小関敬直殿

右同組士族中

と結んでいる。これは表面に出た一例にすぎないが、このような不正が表面化しないままに以後も繰返し繰返し全県下で行われていた。農民達はその不正を腹に据えかねながら、じつと怒りを押さえていたが、民費の増徴に戸長の不正が重なるに至って遂に立上らざるを得なくなつた。

区戸長公選論

明治八年四月「立憲政体の詔」が発せられると、植木

学校の宮崎八郎等は早速私設の民会を設けて自由民権の論議を展開し、また、当時第六大区の官選戸長の地位にあつた民権党员野満長太郎・宮崎正誼等は戸長民選の檄文を草し自ら辞職して同志戸長のこれに倣はんことを奨めた。その後も民権党・実学党は公選民会と公選区戸長の実現を目ざして盛んに言論活動を行ったため、安岡県令も遂に明治九年に至つて公選民会を開設した。進歩派はこの民会で一挙に区戸長公選を決議しようと考え、熊本新聞もまたこの年の五月頃から区戸長公選の論説をしばしば載せている。五月二七日の第七一号には「夫国ノ官吏アルハ人民ノ為ニシテ官吏ノ為ニ人民アルニ非ルハ天地間ノ道理豈先生ニシテ知ラサルモノナランヤ、況ヤ区戸長ハ人民直接ノ名代人ニシテ是ヲ官選スルノ理万々有ル事ナシ」とか「已ニ公選民会ヲ可トセバ、区戸長公選セザルベカラザルハ間ニ一髪ヲ容レザルナリ」と言い、六月二七日の八一号では県民会の議案として区戸長公選を取り上げるべきことを強調し

夫区戸長ハ政府人民ノ中間ニ在テ、訴訟上申請願何ヲ進達下附スル而已ニシテ、人民ノ権利ニ於テハ毫モ関渉スルナキカ、豈之ニ止ランヤ、若シ夫レ純然タル官吏ノ如ク人民ヲ制御スルノ権柄ヲ有シ、或ハ民費金ノ調査正シカラズ、大ニ人民ノ歎ヲ醸シ、或ハ偏頗ニ馳セテ幾分ノ権利ヲ妨ゲ却テ吾輩ノ不便ヲ生ズル如キ不幸アラシメバ、其給俸ハ悉ク人民ノ膏血ニシテ、所謂飼犬ニ足ヲ嚙ルルト一般ナラズヤ、於此乎区戸長ヲ選ブハ則人民通ル可ラザルノ権内ニシテ、一県一区ノ内名望ヲ有シ能ク権利ヲ保護シ、人民ノ為メニ事務ヲ整理スルニ堪タルモノヲ撰ブベシ、官撰ニシテ人ヲ得ベク、公撰ニシテ得ベカラザルノ理アルカ、吾輩ノ未ダ信ズル能ハザルナリ

と述べ、続いて当時の戸長以下の専横ぶりについて可成り痛烈な記事を載せている。

然ラバ則、区戸長モ人民ノ為ニ撰バレタルヲ知り、傲然人ヲ蔑視スルノ弊ヲ招カズ、用掛以下ノモノニ於テモ、少シク事務ノ片端ヲ聞ハツリ愚民ヲ睥睨スルノ害ナク、冗員ヲ汰シ事務自ラ延滞ヲ生ゼズンバ人民ノ幸福何ゾ加シ、或人日蕭何ハ獄ニ下リテ獄卒ノ尊キヲ知り今ヤ詰所ニ入テ戸長ノ尊キヲ知ルト、吾輩ハ此言ノ其過越ナルヲ知ルト雖ドモ、或ハ是ニ似タル事ナキヲ保スベカラズ

こうして七月二一日の県民会を迎えたが、その議案には僅かに「区戸長給料ノ問題」として月給増額案が上提されただけで大いに議員達を失望させた。勿論議員達はこの議案の取消しと、区戸長民選議案下附を県令に要求したが、県令は断然これを拒否し原案を審議しなければ県会を中止する決意を明らかにしたので、議員達も遂に折れて原案を審議してこれを否決した。こうして議会による区戸長の公選決議は不可能となり、戸長以下の横暴はますますつのり、民費の増徴は最早極限に達した。明治九年も末になると遂に押さえに押さえた農民の不満は一触即発の状態にまで昂まつてきた。

戸長征伐 九年一〇月二四日神風連の変によって安岡県令は斃れ、一二月月上旬富岡新権令が着任した。富岡は着任早々県内巡視を行ったが八大区一〇小区（南関町）では二〇〇人ばかりの人民が面会を強要したの

で代表として先述の宮崎正誼、硯川五六郎と会い区戸長公選の建言を聞かされるとともに地方の民情を問ひ、五大区一小区（大津町）でもまた議員と会つて区戸長公選の建言を聞かされ民情を聞いている。しかし富岡とても着任早々のことで県内農民の切迫した事情がわからず、早急な手を打たなかつたため、年が明けると早々に農民達は遂に各地で騒動をおこすに至つた。

明治一〇年一月五日飽田郡小島村では農民が戸長詰所に押しかけ、六日には松求麻村で戸長詰所襲撃事件がおこつた。中旬になると、一八大区では人民集会の結果戸長に嘆願書を出し、小天村では民費徴収の件で騒ぎがおこり、二大区七小区や八大区七小区でも民費の件で人民が戸長に迫つたなどと記している。既に一月一三日の熊本新聞はこの対策として民費の面から「暫ク情実ヲ酌量シテ以テ費額ノ幾分ヲ減少スヘキハ、実ニ子弟ノ就学ト共ニ眼前ノ急務ナリト云ハサルヲ得ス」と述べ、県は一六日に国税と府県税の違いおよび府県税の使途について誤解のないようとの布達を發した。しかしその頃から農民達の間には区戸長の公選を要求する動きがあらわれて各地でそのための人民集会が開かれ、熊本の士族は二一日に大兎狩りをするとの流言もあり県があわててこれを禁止するところまで發展した。一七日には県から地祖軽減の詔書を布達したが民心を鎮めるに足らず、二〇日の熊本新聞は地祖減額と民費の徴収制限について論じ詔書中の「痛ク歳出費用ヲ節減シテ」の項について県の注意を促している。

県側はこれに対して一月二三日甲第二一号布達を出し

「多人数集會之末正副戸長用掛等へ詰問ニ及ヒ、往々粗暴之振舞有之旨相聞へ甚夕以不都合之事ニ候、就而ハ以来右様疑惑之廉有之節ハ、一村限十戸長又ハ長立候者五・六名ニテ区戸長等へ尋出、猶明瞭致ササルニ於テハ封書ヲ以テ直ニ県庁へ申出、右等之儀ニ付決テ多人数集會等致ス間敷候」

と論じはしたが積極的の問題を解決する努力を行なわなかつた。その間にも騒ぎは五・六・七・八大区に拡大して区戸長を威嚇し、打擲し、或

いは県庁の改正掛へ集団で訴えて出るなどの行動に発展したので、権令は二七日遂に県が地租改正費および民費について検査に乗り出すことを公示し（甲第二二号）、二八日より不正戸長の摘発と罷免を開始した。六大区においては二月二日付で一挙に七戸長を免職し、四日には民費取調掛を新任して調査を強行する態勢を示し、五日にも七大区・九大区で各二名の戸長を新任したりしたので、この方面の騒動もどうやら一段落に近づいたが、そこへ新に西郷拳兵という新事態が発生した。

県庁がその禍乱にまきこまれていた中に大規模な阿蘇の打毀しがおこり、県下各地でも再び戸長征伐類似の暴挙が頻発したが、四月の熊本城開放以後は漸次影をひそめ、阿蘇の打毀しの余燼も八月には大方消滅した。しかし、このような官選戸長の横暴に対する人民の暴発は大久保政権に大きなショックを与え、やがて一年の戸長民選を含む三新法の公布につながるのである。

第四節 地租改正と町村合併

昭和二八年以降の町村合併によって熊本県内の市・町・村は急激にその数を減じたが、その源が明治初年にあたったことを知る人は少ない。明治二二年の町・村合併は有名であるが、これが行政範囲の拡大を目指したものであるのに対して、明治初年のものは地租改正と密接不離の關係にあるところに大きな違いがある。極端に言えばこの初年の町村合併によって、江戸時代の自然村は行政村としてはっきりした区画を持つようになったとすることができるとであろう。

一、政府の町村合併策

地租改正 明治政府は廃藩置県後、早速全国各地の各種各様の地積測量法や租税徴収率や租税徴収法を統一する必要に迫られていた。また米

の現物納を続けることも、米の現物輸送の困難や保管問題、さらには作柄の不安定に伴う米価の変動などによって政府の収入を予定することができないので、当然改正を要する問題であった。しかし長い間の租法を一挙に改めて画一的な新税法を施行する事は非常な決意が必要であったので、政府は慎重熟慮の上その下準備を進め、明治四年以降次第にその布石を行った後、明治六年七月二八日に至ってようやく地租改正条例を公布した。（太政官布告第二七二号）その要点は次の三項である。

一、地租賦課の対象を收穫高から地価に改める。
二、税率は地価の百分の三を定率とする。
三、物納を廃してすべて金納とする。

なおその際一反は三〇〇歩に、一步は六尺一分平方に統一した。この布告にもとづく地租改正は六年にはじまり田地・宅地の分は大体九年に終了したが、山林・原野の調査に手間どり、全国的に完了したのは一四年のことである。本県においては予備作業である地券渡しは六年にはじまったが、地租改正事業は八年二月に開始され、途中神風連の変や西南の役にさまたげられて明治一四年九月に至って完了している。

地租改正に当たって政府は旧来の収入の減じないよう、旧来の貢租相当の地価を予定して府県に割当てたため、現地調査の数字と一致せず、府県では予定不足分を増し割当としたために農民の不平は大きかった。また土地を官有・民有・私有に区分する時、確実な証拠のないものはすべて官有に編入したため農民の不満は高まり、明治九年末には全国的に農民騒擾がおこって、遂に政府も地租税を二・五％に引下げを得なかつた。

町村合併の勸奨 地租改正の過程で他にも一つ調査区域の境界確定という問題点があつた。江戸時代の村は検地帳にも記載しているように、村単位の石高があり、為政者の側から見ればその石高に應ずる貢租が確実に収納されるだけでよかった。従つて村内の個人の所有地がどこにあるかとそれは問題ではなかつた。村は自然に成立したもので、村役人

はその村に住む人間を掌握し、その個人別の貢租額を納めさせれば務めは足りる。村人は従つて耕地としての立地条件が有利であればどこでも出村をつくつた。村と村との境界も今日のように明確ではなく隣接村同志の地所入交りも甚しく、一筆ごとに検査して交付する地券にしても隣接村の農民の所有地が入交り、調査は甚だ困難であつた。これを個人別に地価決定を行つた後旧一村分を集計してみても、村石高との歳入比較など実際上は不可能に近かつた。また旧来の村の面積・人口には非常な較差があり、行政上からも種々不公平・不便を生ずる可能性も多かつた。

そこで政府は隣接町村の合併を勧奨することとし、既に地租改正布告前の明治五年四月一〇日に

旧来一町村内分界ヲ立テ諸事調理シ来ル分ハ、以来区分ヲ廢シ、合併一村トスヘキ意見ヲ具シ、大藏省ヘ稟議スヘシ

と一村内の統一をすすめている。(太政官達第一一九号)当時本県にはこの達が出されなかつたとみえて、この時期の合併はないが、同じ町村でありながら分界を立てているものは頗る多く、例えば上代村・下代村(現熊本市)、上奥古閑村・中奥古閑村・下奥古閑村・北奥古閑村(現天明村)、上小岩瀬村・下小岩瀬村(現富合村)など枚挙に暇のないくらいである。六年の六月一七日になると大藏省達第九九号をもつて「村市改称分合方」を定めて分合・改称の条件を示した。

村市改称及ヒ分合追々伺出候処、中ニハ簡畧ニ過キ夫カ為メ調査推問等徒ニ時日ヲ費シ、事務遷延致不都合ニ付、以後分合ノ分ハ其村市苦情ノ有無取糺差支無之分ハ四隣圍繞村市境界ヲ記候絵図面並反別戸口詳細取調、改称候分ハ其村市差支ノ有無取糺可申出、最向条共旧・新呼称ノ側へ仮名ヲ附シ可申候、此旨相達候事

しかし旧習は容易に改め難く、合併願は出てこなかつたのでさらに同年

の二月二十五日には大藏省達第一八六号をもつて前二回の達を敷衍し、小村の合併を奨めた。

五年太政官百十九号ヲ以テ達セラレシ一村内区分ヲ廢シ合併一致ノ処置遷延今日ニ至リ仍ホ旧慣ニ依リ事一齊ナラス、不都合ニ付速ニ提出スヘシ、其他従来独立村ト雖トモ、地積狭隘、戸口稀少ナルモノハ無用ノ公費アル必然ニ付、漸次合村ノ意見ヲ具シ、本年本省第九十九号達ノ順序ニ由リ稟議スヘシ

このような大藏省の動きは地租改正を順調に実施するための工作であるが、その結果は旧来の自然村を漸次行政村に編成することになつた。しかし府県行政の下部機構としては大・小区制が実施されていたので、小区内の町村区画の改正を強行する必要はなかつた。そこで町村合併は結果的には強制されながらも命令としては実施されず、財政上と人民便利上という理由によつて人民側から願ひ出る形をとることになつたのである。なお町村合併関係の事務は明治七年には内務省の所管に移つていたのである。

二、明治七年の町村合併

本県の町村合併指令 六年末の重ねての大藏省達による督促で、腰の重かつた地方官達もようやく動き出した。白川県も七年一月県達第二七号をもつて、去る五年太政官達第一一九号と六年六月大藏省達九九号とを同時に県下に布達して、三月までに一村分界の区分廢止と、小村の合併願の提出を命じた。

旧来一村之内分界ヲ立取扱来候村々ハ、以来其区分ヲ廢シ合併一致ノ一村ト相成候様、改正ノ見込相立、絵図面相添来ル三月限可申上、尤無余儀事故有之、即今改正難致分ハ、漸次改正可被仰付ニ付、其旨ヲ右期限迄ニ可申上。猶右等ノ類並従来独立之村落タリトモ、戸口不多反別稀少ニシテ、便宜合併不致候テハ、毎事無用ノ労費ヲ掛、区入費並村費モ相高、人民不便利ト相成候村々ハ合併ノ積見込相立御達可申上。

右の達の原文は今残っていないので、当時の各戸長からの伺文によつて復原したものである。

期限の三月までに合村願（寄せ村願）は可成り提出されたが、中には第四三大区日奈久組のように「村々合併見込無之」と届出した所もあつた。

村々合併見込無之儀ニ付届

旧来一村之内分界ヲ立取扱来候村々ハ以来其区分ヲ廢シ合併一致ノ一村ト相成候様改正ノ見込相立絵図面相添来ル三月限可申上尤無余儀事故有之即今改正難致分ハ漸次改正可被仰付ニ付其旨ヲモ右期限迄ニ可申上旨御布告ノ趣奉得其意候、第四十三大区日奈久組ノ儀一村之内分界ヲ建取扱来候村々無御座、尤山間之村立ニ御座候得ハ字ヲ持候迄之小村ハ御座候得共、従来一村ノ取扱ニテ更正ノ見込可申上儀無御座候、併本村之内モ多クハ小村ニテ御座候ニ付地租改正被仰付候上者合併奉願度奉存候得共今迄ノ所ハ高ハ被廢候得共、内輪貢米ノ取扱モ免ヨリシテ取出候儀ニテ合併出来兼申候間、是等ノ村々ハ漸次改正ノ見込可申上候、勿論本村モ小村ノ分ハ大村ニ附屬シ現実ハ合併仕居申候、此段御達仕候事

明治七年三月廿二日

第四十三大区日奈久組戸長

安田伝蔵

白川県権令安岡良亮殿

右に対して県の地理掛は三月二十八日次の指令を發した。

書面申立之趣本村モ多ハ小村ニテ合併之見込有之候ハハ地租改正貢米取扱等ニ關係ノ筋ハ有之間敷、漸次合併之見込ハハ絵図面相添事故詳細取調今一応可申立、且小村之分ハ大村ニ附屬シ現実ハ合併致シ居候趣ニ候得ハ、実地ニ基キ合併之見込相立至急可申立候事

この指令に接した戸長安田伝蔵は四月一日付をもつて日奈久組（旧四大区一・二・四区——新一三大区五小区）について次の通りの寄せ村願を提出した。（七年二月二十八日県指令）

下塩屋村・馬越村合併（馬越村）

下塩屋は馬越附屬

下塩屋二二戸 五五人
馬越一四戸 百人

下鶴喰村・上鶴喰村合併（鶴喰村）

下鶴喰二九戸 一五七人
上リ六二戸 三六一人

赤松村・大平村合併（赤松村）

赤松三三戸 二一八人
大平二三戸 一一一人

小藪村・鷹野河内村合併（小藪村）

小藪二四戸 一一一人
鷹野河内一七戸 九七人

船津村・洲口村・白嶋村合併（洲口村）

船津三七戸 二一四人
洲口一戸 六九人
白嶋二八戸 一六八人

田子崎村・平野村合併（田子崎村）

田子崎一八戸 一〇二人
平野一四戸 八四人

平野は田子崎附屬

右の如く単純なものは処理の方法も簡単であつたが、白川県はこの当時大・小区制の改編を実施中であり、しかも地券渡しも実施中であつたので、これにからまる合併願については頭を悩ました。

小村合併之儀ニ付御指令願

第四十七大区深田組須恵村之内

一、畑反別式町八反五畝歩

此大豆式石八斗四升五合四勺三寸

一、人家七戸

右者第四十八大区十小区上村江合併之儀奉願置候ニ付テハ此節地引帳え關係之筋御座候ニ付急速御指令奉願候 以上

明治七年五月廿七日 第四十大大区上村組戸長

豊永新七郎 ㊞

第四十七大区深田組戸長

永田 早苗 ⑧

白川県権令安岡良亮殿

(県指令) 書面合村願之儀追テ何分之可及指令候事 六月十三日 長官

区画改正ニ付分村願書

元第二十六大区一ノ小区新浪野村之儀、今度御改正ニ付而第十一大区六ノ小区ニ編入被仰付候処新浪野村之内日ノ尾ト申所之儀ハ第十一大区三ノ小区古閑村近村ニ而六ノ小区ニ而者大ニ不弁利ニ御座候間、何卒新浪野村之内元三百七拾九番屋敷ヨリ三百九拾四番屋敷迄分村被仰付直ニ三ノ小区古閑村之合併被仰付被下候様奉願候事

明治七年六月九日

第十一大区三ノ小区戸長

高 宮 広 雄

白川県権令安岡良亮殿

(県指令) 書面之趣ハ戸口反別並村方苦情之有無等詳細取調図面相添尚可伺出候事 六月十五日 長官

そこで県は一応大・小区改編の終わったところで、町村合併の趣旨をさらに徹底させる必要を感じ、同年七月県達第二一四号をもって再び布告を行った。その内容は一月の第二七号達を再述するとともに、さらに「従来独立之村落タリトモ、反別戸口之多寡ニ不拘、地所犬牙等毎事人民不便利ト可相成村々ハ、合併之見込相立有無其本月中可申上」の一項を追加している。即ちここで地所犬牙すなはち地所入交りの村々は、地租改正の時に困難をするから合併を促進するようにとの新事例を追加したわけである。

この新通達は相当の効果を示し、合村願や寄せ村願が相ついだ。試みに新通達の出る前の六月に提出された第六大区九小区の上・中・下の小柳村寄せ村願を見ると

一、合併ニ付而表立苦情書上候程之儀者無御座、併古来別村独立ニテ人質モ同格ニ無之、当前和兼候筋モ可有之且ハ後來之利筋ニハ氣付薄愚昧之小前ニ而、間ニハ変革ヲ好不申下情モ有之候得共、土台小村之儀ニ付漸次之合併奉願候

と戸長(統適)が述べており、これに対して県の租税課地理掛は次のように強く指示を与えた。

書面上中下小柳村合村願ニ付テ(中略)漸次合併トノ申立候処、右ハ三村共地所入交リ居原来一村之内上中下之区分ヲ立自然ト別村之形ニ相成居候儀ニ而、殊ニ反別戸口不多所謂合併一致ノ一村ト可相成村落ト相見候処、右之通人質異リ当然和シ兼候筋モ可有之又愚昧之小民変革ヲ好不申下情アルニ依リ漸次合併ト申候而ハ真ニ無余儀情故トハ相聞不申、當ニ村情ヲ想思スルノ書面ト相見未タ尽ササルカ如シ。尚精々説示懇諭ヲ加如何ニモ不服実以即今合併難成情故候ハ、尚詳細取調本月廿日迄可申立候事

甲戌七月十四日

即ち余儀ない事情のある場合に認める合併なのに漸次合併とは何ごとかと言うのである。そこで同戸長は同月二〇日に次の「寄せ村願添書」を提出した。

本紙漸次合村之儀奉願候処別紙御達之趣奉敬承、惣小前共寄せ方仕説示懇諭ヲ加工申候処、何連モ承服聊苦情等無御座候更ニ即今合併被仰付被下候様此段添書ヲ以奉願候事

明治七年七月廿日

第六大区九小区

戸長 統 適

こうして渋々の合併願は、少なくとも形の上では懇願合併ということになつていくのである。

その証據には同じ六月に提出された第六大区三小区の左の願書は最初から懇願の形であるので、何等の支障もなく受入れられている。

寄せ村願

第六大区三小区

菊池郡上西寺村

但旧称廃

一、戸数百貳拾四軒
一、人員五百八拾四人

- 一、田畑反別九拾九町五反三畝三歩
- 一、山林反別式町式拾壹歩

同 小区

同 郡下西寺村
シモニシラ
 但旧称廢

- 一、戸数百四拾六軒
- 一、人員六百拾九人
- 一、田畑反別七拾五町六反式畝拾五歩
- 右ヶ村合併一村卜成 ○西寺村卜唱申度

- 一、從來独立村ニ而御座候
- 一、合併ニ付而何モ苦情之筋無御座候
- 一、地所入交ニ而從來地推帳等モ一綴ニ仕立、両村ニ一卜通ニ而用弁仕來申候、尤枝村ハ少々相放レ居候ヶ所モ間々候得共、本村ハ区界判然不仕入戸入交之村方ニ而此節合併奉願候
- 右者第六大区三小区上下西寺村之儀地所且人戸入交之所柄ニ而区界難相立諸帳簿取扱等兩村ニ引分レ居候而ハ甚不受理ニ而委細繪図並前願上申仕候通ニ御座候間此節更ニ合村被仰付彼下候様奉願候事

明治七年六月十四日

第六大区三小区戸長

武 藤 一 忠

白川県権令安岡良亮殿

第一回大合併 このようにして八月上旬頃までに提出された合村願の中、県が調査を完了した一七〇村については、九月一八日一括して合村願を内務省に提出した。

肥後国村々合村之儀ニ付伺

(飽田郡京町村外百六拾九村合村願)

肥後国飽田郡京町村

- 一、戸数百拾五戸
- 一、人員五百參拾式人
- 一、田畑反別式拾四町四反壹畝式拾七歩
- 一、藪三反八畝三歩

同 郡岩立村
イワタテ

- 一、戸数百四拾五戸
- 一、人員六百五拾八人
- 一、田畑反別式拾四町九反九畝廿八歩
- 一、藪式反五畝八歩

同 郡長迫村
ナガサキ

- 一、戸数六拾戸
- 一、人員三百人
- 一、田畑式拾四町老反式畝七歩
- 一、山野老町式畝三歩

同 郡西原村
ニシハラ

- 一、戸数拾八戸
- 一、人員九拾四人
- 一、田畑反別拾五町六反八畝六歩
- 一、山野三反八畝式歩

同 郡富尾村
トミオ

- 一、戸数五拾戸
- 一、人員貳百八拾六人
- 一、田畑反別式拾六町五反五畝拾八歩
- 一、山野三反壹畝式拾七歩

同 郡北島村

- 一、戸数式拾戸
- 一、人員百四人
- 一、田畑拾二町五反六畝三歩
- 一、藪反別式拾壹歩

同 郡池亀村
イケカメ

- 一、戸数三拾九戸
- 一、人員百九拾六人
- 一、田畑拾九町三反式畝式拾四歩
- 一、藪反別六反式畝九歩
- 右七ヶ村合併 池田村与改称

(以下村名ノミ)

飽田郡 柿原村・井芹村・中尾村・牧崎村合併

八島村・田崎村合併

横手村・筒口村合併

春日村・久末村・阿弥陀寺村合併

久末村ノ内字中島屋敷・宮寺村・古町村合併

上小岩瀬村・下小岩瀬村合併

南中無田村・北中無田村・今村合併

今村・富籠村・刈草村合併

池島村・金光村合併

椎田村・北椎田村・南椎田村・中椎田村合併

十三村・東正保村・西正保村・南正保村合併

上白石村・妙美村・上天保村合併

大保村・渋江村合併

御馬下村・長峯村・上野村・馬出村合併

糸山村・原口村合併

井上村・津留村・立石村・尾当村・前原村合併

楠原村・楠古閑村合併

鹿子木村・中尾村合併

四才町村・良間村合併

上近見村・中近見村・下近見村合併

(朱消)〔平野村・西村合併〕

八反田村・出仲間村合併

笛田村・上笛田村合併

上木部村・中木部村・下木部村・小原村合併

春竹村・別所村合併

菊池郡 上妙見村・妙見村合併

(花園村)

(田崎村)

(横手村)

(春日村)

(古町村)

(小岩瀬村)

(中無田村)

(合志村)

(白藤村)

(八幡村)

(八分字村)

(会富村)

(並建村)

(四方寄村)

(明德村)

(改寄村)

(楠野村)

(鹿子木村)

(良町村)

(近見村)

(平野村)

(出仲間村)

(笛田村)

(木部村)

(春竹村)

(森北村)

広瀬古閑村・大塚村合併
夜間村・宮園村合併
蟹穴村・羽根木村・西郷村・五海村合併

(長田村)

(清水村)

(砂田村)

(蘇崎村)

(平井村)

(豊田村)

(亀甲村)

(四津原村)

(三津川村)

(小柳村)

(古閑村)

(中村)

(津留村)

(杉村)

(城村)

(平山村)

(長村)

(福原村)

(島田村)

(榎津村)

(志々水村)

(廻江村)

(三十町村)

(田尻村)

(糸石村)

(安見村)

(新開村)

(野鶴村)

合志郡

山本郡

玉名郡

山鹿郡

古閑村・白石村合併

中村・中村合併

上津留村・下津留村・下宮村合併

上杉村・下杉村合併

上城村・城村・保柳村合併

上平山村・下平山村合併

長谷村・長谷川村合併

福原村・北福原村・中福原村・下福原村合併

島田村・才木村合併

本札村・榎津村合併

古閑村・志々水村合併

清藤村・廻江村合併

中野村・三拾町村合併

北田尻・西田尻村合併

上糸石村・下糸石村合併

上安見村・下安見村合併

新開村・下新開村合併

伊津野村・鶴見塚村合併

宇土郡

字土郡

伊津野村・鶴見塚村合併

菊池郡 上西寺村・下西寺村合併
葦北郡 田平村・蕨野村合併
長野村・出野村合併
上初野村・下初野村合併
大迫村・早栗村合併

(西寺村)
(田平村)
(長野村)
(初野村)
(大迫村)

中鶴村・気子村・市渡瀬村・仁王木村・桑生村合併
薄原村・桜野村・大鹿倉村合併
葛渡村・井良迫村合併
荒平村・石坂川村・大藪村合併
久木野村・寒川村合併
古里村・中小場村合併

(市渡瀬村)
(薄原村)
(葛渡村)
(石坂川村)
(久木野村)
(古里村)
(大川内村)

右者旧来一村之内分界ヲ立取扱来候村々、合併一致之村落ト相成候様見込相立可申出云々、壬申第百十九号公布、尚癸酉第百八十六号大藏省布達之通ニ付、管下肥後国飽田郡京町村外百六拾九村之義、旧来分裂且独立之村落、反別戸口不多其他地所犬牙等毎事人民不弁利之村落合併願出候分、書面之通候間、大藏省昨六年第九十九号布達之手続ヲ以取調候処、人民協和合併改称ニ付聊苦情且差支之筋無之候間、願之通聞届候様致度、将管内之儀場広殆二千村ニ近キ村数合併之分急速取纏メ出来兼候間、此他ハ取調済次第追々相伺候積兼テ御聞置相成度、依之図面相添此段相伺候也

明治七年九月十八日 白川県権令安岡良亮代理 権参事 小関 敬直

内務卿伊藤博文殿

右に對して内務省よりは同年一〇月一九日付を以て「書面伺之趣聞届候事」との達があり、県は一二月七日に各合併村に對して「書面之通聞届候事」との指令を發し、一七〇村は正式に六八村に統合された。

第二回大合併 右の第一回伺の翌日すなわち九月一九日付で県は第二回分として飽田郡柚木村外六四村の合併伺を内務省に提出した。

肥後国村々各村之儀ニ付伺書
(以下形式畧)

飽田郡 柚木村・田上村・庄村合併
田畑村・豆尾村・古市村・坂下村合併
赤水村・川東村・桑鶴村・小桑鶴村・古閑村合併
五町村・上古閑村合併
高平村・高平下村・高平打出村合併
池上村・新村合併
平木村・小走潟村・東走潟村・南走潟村・西走潟村・三ヶ村合併
方丈村・八町村・五町村・式町村・式拾町村・惟重村合併
川口出村・沖新村・浦田村合併
上奥古閑村・中奥古閑村・下奥古閑村・北奥古閑村合併
河原村・中河原村・下河原村合併
田原村・舟底村合併
西山村・小島村合併
小吉松村・前原村合併
宮山村・日向村合併
小森村・小東村合併
方指崎村・平野村・西村合併
鳥栖村・鳥栖辻村・鳥栖東村・鳥栖北村合併
木原村・西木原村合併
西塚原村・塚原村合併
小道村・草葉村・仁連塔村合併
山本郡 右者旧来一村之内……(前の伺書と同文、但し、「京町外百六拾九村」が「柚木村外六拾四村」となり、最後の「将管内之儀……兼而御聞置相成度」が脱ける)

(硯川村)
(下硯川村)
(和泉村)
(貫村)
(高平村)
(池上村)
(走潟村)
(川口村)
(海路口村)
(奥古閑村)
(河原村)
(豊岡村)
(富応村)
(轟村)
(宮山村)
(小森村)
(元三村)
(野々島村)
(木原村)
(塚原村)
(広住村)

……相伺候也

明治七年九月十九日

熊本県権令安岡良亮代理

権参事 小関 敬直

内務卿伊藤博文殿

この伺に対しては一〇月二日内務卿より聞届の指令があり、県は一
月八日に各村に対して「書面之通聞届候事」と指令して、六五村は二〇
村にまとまった。

その間にも合村願は続々提出されたが、中には高瀬区のように岩崎村
との合併を嫌って独立村になりたいと願い出るものもあつた。

元高瀬区村名ニ改称之儀ニ付伺

第七大区八小区玉名郡

高瀬区

但旧称廢シ高瀬村ト唱申度

- 一、戸数百六拾二軒
- 一、人員六百六拾九人
- 一、屋敷反別拾壹町四反八畝
- 一、東西凡三百二十間
- 一、南北凡百七拾五間

私

掛区之内元高瀬区之儀岩崎村ニ合併最前奉願候処書面御規則ニ齟齬仕候処ヨリ
御下ニ相成候ニ付、猶御規則ニ照準仕調達可仕筈之処高瀬区ハ土族聚落仕居候地
ニ而岩崎村ニ合併之儀双方希望不仕候情モ有之、従前之俣被差置候而モ便利不便
利ニ関涉之訳モ無之様相考候ニ付可相成儀ニ御座候者前条之通村号相役度奉存
候、依之絵図相添奉伺候、御指令奉仰候以上

七大区八小区玉名郡戸長

梅田 範次

明治七年九月十四日

白川県権令安岡良亮代理

白川県権参事小関敬直殿

この願は地図を見ても到底受け入れられない。県は同二二日次のように
指令した。

書面図面上岩崎村之地所入交到地租改正地引絵図等不都合不少、殊ニ反別ハ
宅地而已ニ而便宜合併不致而ハ毎事無用之勞費ヲ掛、区入費等相嵩人民之不弁
利トモ可相成ニ付合併可致処、双方希望ニ無之情故ヲ以最新合併願出候末、独
立村号改称と申儀ハ難聞届候条尚懇諭ヲ加合併之儀至急可申立候事

第三回大合併 同年一〇月二五日に県はさらに調査を完了した玉名郡

上井手村外一四三村の合併願を内務省に提出した。

肥後国村々合村ノ儀ニ付伺

(玉名郡上井手村外百四拾三村合村願)

(以下形式畧)

玉名郡 上井手村・中井手村合併

玉名村・社家村・寄名村・下社家村合併

迫間村・下迫間村合併

石貫村・下石貫村合併

本平山村・下平山村合併

上野口村・中野口村・下野口村合併

上山田村・下山田村合併

横埜村・川内田村・梅木村合併

水越村・東水越村合併

東上野村・南上野村・北上野村合併

両上埜村・八勢村・南田代村合併

北田代村・上田代村合併

下早川村・北早川村合併

古閑村・八町村・山出村合併

上田口村・下田口村・和田内村合併

上江頭村・江頭村合併

上小野村・中小野村合併

(上井手村)

(玉名村)

(両迫間村)

(石貫村)

(平山村)

(野口村)

(山田村)

(滝ノ尾村)

(水越村)

(七滝村)

(上埜村)

(田代村)

(早川村)

(白簾村)

(田口村)

(江頭村)

(中小埜村)

葦北郡

- 北古保山村・南古保山村合併 (古保山村)
- 北萩尾村・南萩尾村合併 (萩尾村)
- 仲間村・下仲間村合併 (仲間村)
- 馬越村・下ノ塩屋村合併 (馬越村)
- 上鶴喰村・下鶴喰村合併 (鶴喰村)
- 小藪村・鷹野河内村合併 (小藪村)
- 船津村・洲口村・白嶋村合併 (洲口村)
- 田子崎村・平野村合併 (田子崎村)
- 袋村・神川村合併 (袋村)
- 月浦村・中茂村合併 (月浦村)
- 長崎村・野川村・茂川村・木白野村合併 (長崎村)
- 湯鶴村・頭石村・招川内村・迫廻村・大窪村合併 (湯出村)
- 田浦村・猪埜山村・大木場村・岩屋河内村・宮後村・赤松村合併 (田浦村)
- 黒岩村・永谷村合併 (黒岩村)
- 海路村・内野木場村・高田辺村合併 (海路村)
- 簸瀬村・上藪村合併 (簸瀬村)
- 吉尾村・市居原村合併 (吉尾村)
- 大河内村・岩屋河内村合併 (大河内村)
- 宮浦村・下宮浦村合併 (宮浦村)
- 小田浦村・下小田浦村合併 (小田浦村)
- 海浦村・滝上村合併 (海浦村)
- 湯浦村・山川村・橋本村合併 (湯浦村)
- 平生村・大鷲浦村・小鷲浦村・福浦村合併 (女島村)
- 福浦村・平国村・赤崎村・泊村・浜村合併 (福浜村)
- 上門村・川内村・野中村合併 (千代村)
- 津奈木村・中尾村・日埜村・乱橋村・蔵谷村合併 (津奈木村)

中村・上原村・松岡村・山口村・桜戸村・町原村・

小津奈木村合併

- 宇土郡 長崎村・下長崎村合併 (長崎村)
- 椿原村・下椿原村合併 (椿原村)
- 恵里村・下恵里村・飯塚村合併 (恵塚村)
- 神原村・神山村合併 (神合村)
- 龜尾村・西松崎村合併 (龜松村)
- 山本郡 嘉村・慈恩寺村合併 (米塚村)
- 飽田郡 今新開村・方近村合併 (中原村)
- 中島村・山下村・迎五町村合併 (中島村)
- 浜口村・無田口村合併 (浜田村)
- 葦北郡 赤松村・大平村合併 (赤松村)

(後書は前回と同様につき省略)

内務省は右の願を二月四日付で開届けたので、県は同月二八日一四四村に指令して正式に五四村に合併させた。しかしこのように急速な合併が行われると必ずどこかに無理が生ずる。合併願を提出しながら取下げを願うものや、既に合併開届済になった後その取消を願うものなどが散見するのをもまた止むを得ぬ仕儀であったであろう。第一回大合併の筆頭に上った、池田村・花園村の「寄村御取消更ニ合村願」などはその最たるものである。

寄村御取消更ニ合村願

去明治七年二十七日同二百十四号御布達之趣ニ付当区十一ヶ村ヲ二ヶ村ニ合併奉願既ニ御開届ニ相成申候、然処右ハ全御旨趣ヲ誤解仕且本研究之所ヨリ奉願候義ト相見エ今更当惑罷在申候。右合村之義者十丁余之外ニ散在ニテ村中寄合申談等急速之間ニ合兼困窮之下情ニ御座候。第一今般地租改正ニ付而ハ地順ヲ泊番号ヲ定候ニ順序ヲ失候ケ戸間々致出来、百方熟慮仕候得共着手困難訓方差聞申候ニ付、御取消被仰付、更ニ別紙絵図之通合村被仰付可被下候。左候得者地顔ヲ泊番号モ接続仕村中寄合大ニ便利ヲ得申候。最早内務省一統工御布達モ

有之候末、斯奉願候儀者重畳奉恐入候得共、難黙止次第二御座候間、出格之御詮議ヲ被為持、何卒願之通被仰付被下度此段奉願候事
 明治八年九月十四日

第二大区二小区

戸長 愛敬 正元 ㊦

同区长 坂梨 惟修 ㊦

白川県権令安岡良亮殿代理

権参事小関敬直殿

(組替願) 京町村・岩立村合併

長迫村・西原村・富尾村・北島村村合併

池亀村・柿原村合併

井芹村・中尾村合併

(池田村)

(富永村)

(亀ノ原村)

(芹尾村)

(県指令) 書面合村之儀ハ既ニ其筋伺之上先般及指令候通ニ有之、今更不都合申立者願之趣難聞届候事

明治八年九月廿二日

長官代理

(指令の理由) 右合村之儀昨七月依伺内務省御指令済ニ相成居申候。然処右合村云々御達之趣戸長手元ニ才テ誤解且本研究之処ヨリ願出候趣ニ付而先般合村之儀ハ取消更ニ別紙之通組替願出有之、右ハ地租改正ニ付而ハ地順ヲ失シ云々等書面之趣ニ候得共、檢考候ニ先度合併之村落地所之順序取失候様之ケ所ハ有之間敷、又願□□□是非組替不申而難成筋モ相見不申、道程ト申候而モ拾町余散在之村落迄ニ候得バ左程不弁利之筋ト申程ニモ有之間敷、内務省御指令モ相済居候通ニ付容易ニ再組替ト申儀間モ無ク其筋御申立モ如何、依テ此節願之趣ハ先聞届無之方ト奉存。

三、明治八年の町村合併

内務省指令と第四回大合併 明治八年二月八日、内務省は乙第一四号達をもつて町村合併改称の禁令を發した。

宿駅廢合並村落合併ノ儀ハ人民格別便利ヲ得候儀有之哉或ハ實際不得已事故有之外ハ以来廢合及改称等不相成儀ト可心得此旨相達候事

しかし白川県では前年以降八年一月までの町村合併・村名改称願が山積

しており、それらの内調査完了の分も相当に達したので、二月二十八日本郡二田村外一七六村の合併伺を内務省に提出した。

肥後国村々合村ノ儀ニ付伺

(山本郡二田村外一六七村合併願)

(以下形式略)

山本郡 二田村・大塚村合併

本井手村ノ内宇深瀬・下井手村合併

玉名郡 上荒尾村・下荒尾村合併

上中村・下中村合併

葦北郡 佐敷村・杉谷村・山下村・宇戸村合併

兼丸村・井手向村・井樋口村・見附村合併

上白木村・下白木村合併

長沢村・才木村合併

上益城郡 上豊内村・下豊内村合併

下横田村・浅井村合併

漆川内村・桑沢見村合併

中園村・松生村合併

豊尺村・長崎村・楮ヶ迫村合併

中小場村・城ノ迫村合併

泥沼村・杉園村合併

岡村・井料村合併

蔵谷村・馬出野村合併

上内野村・下内野村合併

大川内村・鳥屋尾村合併

飛松村・中屋敷村合併

古田村・古道村・石間伏村合併

馬場村・寺川内村合併

牛渕村・野々木村・垣内村・今村合併

(正清村)

(下井手村)

(荒尾村)

(中村)

(花岡村)

(八幡村)

(白木村)

(天月村)

(豊内村)

(下横田村)

(角割村)

(立野村)

(丸山村)

(富永村)

(国見村)

(岡井村)

(倉馬村)

(内野村)

(大川内村)

(畑中村)

(古石村)

(宮崎村)

(田川村)

玉名郡 古地村・上吉地村合併
山鹿郡 霊仙村・久原村・今田村合併
方保田村・日置村合併

上益城郡 大川村・平野村合併
仁田尾村・牛ヶ瀬村・鶴底村合併
西ノ原村・高須村合併

阿蘇郡 馬場野村・上原村・茗ヶ園村合併
小嶺村・猪尾村・栃原村合併
梅木鶴村・川ノ口村・栗林村・栗藤村・尾ヶ分村合併

八代郡 南野津村・東野津村・北野津村・野津村・西野津村合併
東鹿島村・新地村合併
南鹿野村・北鹿野村合併

東網道村・中網道村・西網道村合併
大野村・上北大野村合併
川上村・立神村合併

西吉本村・吉本村合併
上梶屋村・下梶屋村合併
西宮地村・東宮地村・上日置村之内字小寺合併

山鹿部 上片野川村・北片野川村合併
中片野川村・下片野川村・長田村
井上村・下井上村合併

上益城郡 日置村・上日置村・福正原村合併
東沼山津村・西沼山津村合併
西惣領村・東惣領村合併

合志郡 富納村・平原村合併
山本郡 大清水村・下大清水村合併

山鹿郡 四町村之内柏ノ木村・岩野村合併
上芋生村・下芋生村合併
上小阪村・下小阪村合併

上益城郡 桐原村・轟村合併
麻生村・山出村合併
笹原村・山出村之内小松村合併

男成村・稲生原村合併
尾野尻村・小野尻村合併
上田所村・下田所村合併

白石村・大飼村之内相藤寺村合併
中富村・川崎村合併
山鹿郡 上住吉村・下住吉村・住吉村合併

合志郡 宮村・上千田村・下千田村・久野村合併
持松村・古閑原村・牟田村合併
岩原村・上岩原村・郷原村合併

広村・上広村・下原村合併
米野村・堂米野村・下米野村合併
権藤村・五町新開村合併

新村・江中島村・上海氏村・下海氏村・道古閑村合併
東錢塘村・西錢塘村・南錢塘村・北錢塘村合併
下内田村・鶴森村・内田新開村・上内田村・西新開村合併

飽田郡 新村・江中島村・上海氏村・下海氏村・道古閑村合併
東錢塘村・西錢塘村・南錢塘村・北錢塘村合併
下内田村・鶴森村・内田新開村・上内田村・西新開村合併

新村・江中島村・上海氏村・下海氏村・道古閑村合併
東錢塘村・西錢塘村・南錢塘村・北錢塘村合併
下内田村・鶴森村・内田新開村・上内田村・西新開村合併

新村・江中島村・上海氏村・下海氏村・道古閑村合併
東錢塘村・西錢塘村・南錢塘村・北錢塘村合併
下内田村・鶴森村・内田新開村・上内田村・西新開村合併

新村・江中島村・上海氏村・下海氏村・道古閑村合併
東錢塘村・西錢塘村・南錢塘村・北錢塘村合併
下内田村・鶴森村・内田新開村・上内田村・西新開村合併

新村・江中島村・上海氏村・下海氏村・道古閑村合併
東錢塘村・西錢塘村・南錢塘村・北錢塘村合併
下内田村・鶴森村・内田新開村・上内田村・西新開村合併

新村・江中島村・上海氏村・下海氏村・道古閑村合併
東錢塘村・西錢塘村・南錢塘村・北錢塘村合併
下内田村・鶴森村・内田新開村・上内田村・西新開村合併

新村・江中島村・上海氏村・下海氏村・道古閑村合併
東錢塘村・西錢塘村・南錢塘村・北錢塘村合併
下内田村・鶴森村・内田新開村・上内田村・西新開村合併

新村・江中島村・上海氏村・下海氏村・道古閑村合併
東錢塘村・西錢塘村・南錢塘村・北錢塘村合併
下内田村・鶴森村・内田新開村・上内田村・西新開村合併

新村・江中島村・上海氏村・下海氏村・道古閑村合併
東錢塘村・西錢塘村・南錢塘村・北錢塘村合併
下内田村・鶴森村・内田新開村・上内田村・西新開村合併

新村・江中島村・上海氏村・下海氏村・道古閑村合併
東錢塘村・西錢塘村・南錢塘村・北錢塘村合併
下内田村・鶴森村・内田新開村・上内田村・西新開村合併

ここで申請された合併願は地所犬牙または独立小村の合併が多かったが、中には第五大区四小区の富納村（戸数三一、人口一六〇人）に合併する同大区六小区の平原村（戸数五、人口二四人）のような区画改正に伴っ

て合村の機運を生じた所もある。

両村之儀従来民情モ同一ニ有之、何事ニヨラス一村同様之交リ致居其上書帳簿等ニ至迄右村方取結有之候処、本年四月区画御改正ニ付而小区之別相立大ニ不弁利ニ有之候間此節合村被仰付富納村ト称申度左候而五大区四小区ニ編入被仰付被下候ハ、往々得弁利可申候間、宣數被仰付可被下候事

第五大区四小区戸長

西口 敬也

明治七年十二月

同 六小区戸長

高山 齊

白川県権令安岡両亮殿

県もこの情実を認めて、「平原村之儀戸口稀少、独立ニテハ往々不都合ニ付合村致可然相見候間、纔之戸數ニ付戸籍之儀モ四小区ニ組込合村之儀外ニ一同ノ御伺ニ可相成」として申請を取り上げている。

独立小村としては第九大区四小区の桐原村（一八戸、八三人）と轟村（二三戸、六四人）合併の城原村、同区の尾野尻村（八戸、三七人）と小野尻村（一五戸、七五人）合併の野尻村などがあり、地所混合の例としては同区の上田所村（一八戸、一〇〇人）と下田所村（一六戸、八八人）合併の田所村などをあげて一例とする。

さて今回の伺書は乙第一四号の合併改称禁止令の出たあとではあったが、その直後でまだ達が地方へ届く前であつたためか、内務省は四月一七日付で次の許可指令を發した。

書面合併之儀ハ当省乙十四号達ノ趣モ有之候得共、地所混淆實際便宜相見得無余儀次第ニ付聞居候事

但シ玉名郡才木村・長沢村之儀、絵図面ニハ葦北郡ト有之、不分明ニ付今一応取調更ニ可申出事

そこで県は五月五日当該村に許可指令を發し、（一三大区七小区については五月三一日付）右の一七五村は七〇村に統合された。但書の才木村、

長沢村合併天月村は葦北郡が正しかったので、県は五月二八日次の上申を内務省に提出した。

肥後国葦北郡才木村長沢村合併之儀ニ付申上候書付

葦北郡 才木村
長沢村 二ヶ村合併天月村ト改称

右者肥後国山本郡二田村外百七十六ヶ村村落合併之儀本年二月廿八日附ヲ以同候処、伺之通被聞居、但玉名郡才木村・長沢村之儀絵図面ニハ葦北郡ト有之不分明ニ付今一応取調可申出旨、本年四月十七日御指令ノ趣奉敬承候。取調候処右兩村之儀絵図面之通葦北郡ニ相違無之、全郡名書誤ニ付宜御開置被下度依之此段上申仕候也

明治八年五月三十日

（内務卿殿）

（長官代理）

この上申については七月一〇日内務省聞届指令が發せられ、第四回分は全部無事落着した。

右のような大合併の外に村名改称願の処理（第六大区二小区の班蛇口村を半尺村と改称したいとの願い―八年二月二日戸長溝口貞臣より願出―二五日指令「書面願之趣難聞届候条、班蛇口ニ確定之儀ト可相心得候事」・花岡町廃止伺のような小件が次々と地理掛の手を経て庶務課・租税課との連絡の下に決定されている。

第五回大合併 明治八年五月、県はまた山積した合併願を整理して、玉名郡野部田村外一四一村の合併伺を提出した。前回とは異なつて既に二月の内務省達を承知の上のこのような大合併申請であるから、伺の文面も当然大きく変わつてきている。

肥後国村々合村之儀ニ付伺書

（玉名郡野部田村外一四一村合村願）

（以下形式略）

玉名郡	野部田村・下野部田村合併 宮崎村・宮崎出目村合併	(野部田村) (宮崎村)	八矢村・神木村合併 丸小野村・二瀬本村・大野原村合併	(八木村) (二瀬本村)
上益城郡	東木倉村・西木倉村・南木倉村・北木倉村合併 高山村・高野村・下高野村・甘木村合併 今城村・牛ヶ瀬村合併	(木倉村) (高木村) (滝川村)	樺山村・橋崎村合併 神動村・花寺村合併	(橋村) (花上村)
山本郡	御船町・辺田見村ノ内横町村合併 滴水村・下滴水村合併	(御船町) (滴水村)	大迫村・米ノ山村合併 菅尾村・大久保村合併	(米迫村) (菅尾村)
合志郡	苦竹村・塔迫村合併	(室町)	斗塩村・黒原村合併 土戸村・竿渡村・須荊村合併	(塩原村) (滝上村)
天草郡	登立村・上村ノ内蔵々・千束合併	(登立村)	松崎村・上高子原村・下高子原村合併	(松高村)
菊池郡	虎口村・長野村・寺小野村・染土村合併 小楠野村・白木村合併 西迫間村・市野瀬村合併	(竜門村) (小木村) (狭間村)	上津久礼村・下津久礼村合併 上津久礼村ノ内鉄砲小路村・新町・馬場村・ 柳水村・入道水村・中尾村・南方村合併	(津久礼村) (原水村)
合志郡	東迫間村・戸豊水村合併 御領村・御領出分村・上古閑村・野附村合併 二子村・油古閑村合併	(豊間村) (福原村) (幾久富村)	上宮原村・下宮原村合併 平島村・中野村合併	(宮原村) (中島村)
山鹿郡	原口村・群村合併	(豊岡村)	上有佐村・小路村合併	(有佐村)
玉名郡	平島村・鹿水村・中林村・後川辺村合併 江良村・弘生村・南弘生村合併 灰塚村・大池村合併	(栄村) (合生村) (御代志村)	菊池郡 岩本村・姫井村・下河原村ノ内九峯村・ 大谷村・四町分村ノ内小川村合併	(明治村) (山本村)
阿蘇郡	新町・上御宇田村合併	(来民町)	山本郡 正院村・知田村合併 目磨村・九折原村合併	(山本村) (栄村)
菊池郡	上中村・下中村・高瀬町・立願寺村・繁根木各 村ノ内元高瀬区分・岩崎村合併	(岩崎村)	下益城郡 舞鹿野村・御前浜村・川原畑村・津留村・ 一谷村・越早津村合併	(永富村) (安部村)
阿蘇郡	平野村・大柿村合併 生味村・伊倉原村ノ内木佐木村合併 小倉村・早檜村合併	(大平村) (重味村) (高辻村)	安掛村・口原村・久立村合併 小長野村・小夏村合併	(二和田村) (三和村)
	旅草村・梶原村合併	(伊勢村)	長野村・常海原村・北村合併 栗崎村・柑子野村合併	(栗崎村)
	東竹原村・西竹原村合併 稻生村・目細村合併	(竹原村) (長谷村)	下田村・田中村・岩尾野村合併 下町村・下町出分村合併	(三加村) (下町村)
			合志郡 下陳内村・中陳内村・陳内村合併	(陳内村)

中代村・中代出分村・川窪村・大堀木村・津留村合併

(久保田付)

上益城郡 浜町・浜村

(浜町)

右者宿駅廃合・村落合併之儀ハ人民格別便利ヲ得候儀有之哉、或ハ實際不得已事故有之候外ハ、以来廃合等不相成云々本年乙第十四号御達ノ趣モ有之候処、管下肥後国玉名郡野部田付外百四十一ヶ村之儀、地所混淆且人戸反別瑣少ニ付、一村落ニ据置候テハ漸々民費相嵩候ノミナラズ、取扱百事不弁利之筋有之趣ヲ以、合併願出候間、官員差遣実地検査篤ト取調候処、申立之通無相違、實際不得止事情無余儀次第ニ付、願之通聞届候様致度、就之図面相添此段相伺候也

明治八年五月

白川県権令 安岡良亮

内務卿殿

この伺を提出した後にもまだ未調査の合村願が残っている上に、次から次へと新しい願書が届けられてくる。これは明治八年に入って地租改正の実地検査がはじめられたため、それまで合併の必要を痛感しなかった村々にも切実感が生じたためであろう。しかし、県としては牛涎然として続く合併願には堪えられなかった。そこでこの年六月四日乙第五五号をもって

小付合併之儀兼テ及布達置候ニ付テハ、人民格別便利ヲ得、或ハ實際不得已事故有之願出候訳ニハ候得共、無際限申立候儀ハ都合ニ付、右等之付々ハ本年六月三十日限取調可申立……

と達し、期限を六月三〇日迄とした。この期限設定に驚いてまたまた多数の合村願が提出されたが、中にはこの通達を見て逆に合併取消願を提出する所もあった。一二大区一〇小区の吉王丸村、南吉王丸村がそれぞれある。

小村合併願之儀ニ付先書御取消願

第十二大区十小区吉王丸村南吉王丸村之儀先般御布告ニ付テ合併被仰付度、昨甲戌三月奉願置候処、今般布達之趣ニ付而ハ人民格別便利ヲ得或ハ實際不得止事故等村方承合セ申候処、人民格別便利ヲ得申程之儀無之先書御取消被仰付度出願仕候間可然御採用被仰付度此段奉願候事

明治八年六月三十日

第十二大区十小区副戸長

同

加来

治

白川県権令安岡良亮殿代理

白川県権参事小関敬直殿

昨甲戌三月之願書見へ兼候条写ヲ以本紙ニ添至急ニ可差出事

七月四日

地理掛

御付礼之趣奉敬承候、則甲戌三月御届申上置候書付写別紙相添御達申上候間御取消被仰付度奉願候事

乙亥七月十日

第十二大区十小区副戸長

加来 治

⑤ 小村帳御改正ニ付御届

小村帳御改正ニ付雛形被差添御、布達之趣奉得其意候、第四十一大区岡中村組之儀別冊之通一小区南吉王丸村ヲ吉王丸村ニ合併被仰付度、其他合併仕候小村無御座候、此段御達申上候事

明治七年三月二日

岡中組戸長 岡本 覚

書面合付之儀人民格別便利ヲ得申程之儀無之ニ付取消願出、右者村落並地所大牙之所柄ハ合村可致勿論候処、本年ニ至リ取消願出候儀子細モ可有之哉、見合之筋有之候条右兩村落地所共委敷繪図面仕立、来ル三十日迄ニ無相違可達出事

七月廿五日

地理掛

本紙合村願之儀本年ニ至御取消奉願候儀子細モ可有之哉御見合之筋御座候ニ付右村落地所委敷繪図面仕立御達可申上旨奉敬承候、右御取消願之儀於村方何ゾ子細モ無之、当区外無田北村上土三ヶ村ヲ合村太牟田と称呼仕度奉願書面ニ御

付紙之趣合村願之儀ハ容易ニ難被仰付旨ニ付此甲戌三月御届書御取消奉願候儀
ニ御座候、則両村落所繪図面相添御達申上候事

明治八年八月一日

十式大区十小区戸長

民門 清三郎

(指令)書面之趣繪図面上ノ如ク地所混淆之所柄ニ候ハバ合村イタシ候儀ト可
相心得、就テハ人員戸数並田畑山林反別取調繪図面相添更ニ来ル十五日迄之内
可願出候事

明治八年八月九日

権令代理

このような経緯を経て、吉王丸村の合併願は既に七年三月に提出したにも
もかかわらず、八年八月に再提出を命ぜられ、県からは九月に他町村と
一括して内務省へ進達されることになったのである。

ところで五月に提出した合併伺は、前年の例にならえば七月には内務省
の指示が発せられる筈である。ところがその七月三日に内務省は出火の
ため全焼したので、直ちに各府県に対して「内務省火災ニ付諸願伺之内
本年七月三日前差出候内指令無之分猶取調可進達」と指示した。そこで
県は五月の野部田村外一四一村合村伺を再進達することとし、同年九月
次の副書を添えて提出した。

一、肥後国玉名郡野部田村外百四拾壹ヶ村合村伺

右者御省火災ニ付請願伺之内本年七月三日前差出候内御指令無之分猶取調可
致進達旨御達之趣ニ候処、当県下肥後国玉名郡野部田村外百四拾壹ヶ村合村
之儀本年五月相伺置候処、未タ御指令無之ニ付則伺書並繪図面共写進奉仕候
条、至急御指令有之度此段上申仕候也

明治八年九月

(権令代理)

(内務卿殿)

県としてはその手順が正しく行われればよい訳であるが、合併願を提出
した側としては既に地租改正の取調が進捗しているのに何の指令もない
という非常に不安な状態で放置されることになった。しかも早きはこ

年三月に申立てた所が未処理のままである。県に対して合村御指令願が
殺到するのも当然である。八月から九月にかけて九大区七小区・六大区
一〇小区・一三大区五小区・一四大区九小区・一六大区一一小区などの
各戸長達から県に対して指令を急いでほしいとの願書が届けられており、
県はこれらに対していづれも合村の積で取調を行うよう指示している。
その中から九大区七小区の願書を掲げてみよう。

合村之儀ニ付伺

第九大区七小区村々合村願、本年四月御達仕置候処、未タ御模様不相分、右者
地租改正一村全図ニ関係仕候間奉伺候事

明治八年八月三十一日

第九大区七小区副戸長

右 岡島 尹 清
戸長 石山 喜 三
区 長 佐藤 新 治

白川県権令岡安良亮殿代理……

(県指令)書面当時取調中ニ付追テ何分指令可及候得共同之趣無余儀相聞候ニ
付先合村ノ積ヲ以取シラベ候儀ト可相心得事

八年九月八日

長官代理

このような情勢の下に一〇月五日内務省の達が到着したが、それは聞届
指令ではなくて次のような指示とともに伺書が返戻されていた。

書面改称ノ内、栄村ノ名義ニテ所有之、郡達ニ候得共改称ノ際同名相設候儀ハ
不都合ニ付、調直可申出、且辺田見村ノ内横町村等ノ類附箋ノ廉々ハ、一村ノ
小字敷又ハ枝郷等ニテ是迄一村立罷在候儀敷、其他御船町村ヲ御船町ト改称ス
ルノ類、町村合併改称候共税額ニ異動無之哉、右稜々詳細取調更ニ可申出、依
テ調査繪図面共一ト先下戻候事

但図面ハ可成丈各村色分致可差出事

明治八年十月五日

内務卿 大久保 利 通
栄村の名は合志郡の中村・後川辺村合併の栄村と、下益城郡目鷹村・九

折原村合併の栄村とがあり、出願願から言えば下益城の方が後であったので、この方を改称させることにし、一〇月一八日に第九大区八小区戸長に対し次の達を出した。

其区目鷹村・九折原村合併栄村ト改称致度段先般出願致候処、右ハ他郡へ同称之村名有之改称ノ際同名相設候儀ハ不都合ニ付別紙差下候条更ニ村名取調、来ル廿日迄ニ可申出此旨相達候事

明治八年十月

長官代理

また今回の提出分には含まれていない新規の合村願の中に玉名郡の友田村・林田村が合併して栄村と改称したいと申出していたので、これにも同日付で別な村名を撰定するよう指令を發した。

一村限の色分け図面についても一月一二日迄の期限内で町村に指令したが、一月二九日に至つて、右の合併伺に名を連ねていた第六大区二小区の西迫間村・市野瀬村合併の取消願が提出された。

第六大区二小区菊池郡西迫間・市野瀬両村之儀別番絵図面通川添一流之村立二而從前者年久敷庄屋モ併動ニ付、御布告且御出張之官員衆ヨリ御演達之趣モ有之、合村奉願置候処、右ニケ村境界之儀谷川ヲ隔地縁モ絶、其上西迫間本村ヨリ市野瀬村懸岩下組迄者里程式拾町余モ有之、村方寄合之申談等不弁利ニ而往々迷惑可仕見直ニ而、離村之儀願出申候ニ付、内情探索仕候処、他ニ重立候苦情逆モ無之候ニ付、今更分離ト申儀容易ニ難奉願訊ヲ以說督仕候得トモ安心不仕、混ヲ御取消之儀願出申候間、只今ニ至苦情申立御手数率願儀者何共奉恐入候得共、右之事情ニ御座候間、合村之儀何卒御取消被仰付被下候様奉願候、此段別紙村絵図相添御達申上候事

明治八年十一月廿九日

第六大区二小区

西迫間村市野瀬村

川口 宗 衛

戸長

溝口 貞 臣

区 長

白川県権令安岡良亮殿

牧 信友

本来ならば許可される筈のない願であつたが、伺が却下になつて返つて来ており、再伺来提出であつたことが幸いして、一月二日に「書面願ノ趣聞居候条、向後右躰不合無之様注意可致候事」との県指令が發せられた。こうしたいきさつを経て、県は一月二日再伺を内務省に提出した。

(五月の伺の「……實際不得止事情無余儀次第ニ付」まで同文) 本年五月相窺置候処、改称之内栄村之名義ニ夕所有之、郡違ニ候得共改称之際同名相設候儀ハ不都合ニ付調直ヘク、且辺田見村之内横町村等ノ類ハ一村ノ小字敷又ハ枝郷ニテ是迄一村立罷在候儀敷、其他御船町村ヲ御船町ト改称スルノ類町村合併改称候トモ税額ニ異動無之哉、右廉々詳細取調図面之儀モ可成丈ケ各村色分致シ可差出旨本年十月五日付ヲ以御指令之趣致承知候、

右ハ下益城郡目鷹村・九折原村合併栄村ヲ境村ト相改、其他上益城郡辺田見村之内横町村、天草郡上村内蔵々千束、菊池郡原村ノ内木佐木、右村々ハ何レモ枝郷ニテ本村名称ノ内ニ相孕ミ、是迄一村立罷在候儀ニ無之、玉名郡上中村・下中村・高瀬町・立願寺村・繁根木村ノ儀ハ本村ニテ、右村町ノ内点々飛地ノ分(注 小字前ニ記載ス)合シテ從前高瀬区ト唱、岩崎村へ接続之所柄ニ付、各本村町ヨリ分裂ヲ以岩崎村へ合併相伺候儀ニ有之、且御船町村ヲ御船町ト改称スルハ、元同村並辺田見村ノ内横町村_小商店營業市街連続ニ付、右商家ノ分合併実地ニ付テ御船町ト改称候儀ニテ、ケ所限り貢租反米ハ異同有之候得共、元在町ニテ農地一般貢額ノ扱ハ相異候儀無之候間、伺通御聞届相成度、依テ図面モ各村都テ色分ニ認直シ此段更ニ相伺候也

但菊池郡西迫間村市野瀬村合併之儀、最前記載相伺候処、尚願出候次第モ有之候ニ付此節ノ書面删除致置候条為念併テ申上置候也

明治八年十二月

(白川県長官)

(内無聊宛)

右に対する指令は翌九年一月九日に至つて内務省から發せられた。

書面申出之内、岩本村外三ヶ村合併改称明治村ト唱候儀不都合ニ付、更に調替可申出、其他伺之通聞居候事、

但上中村外四ヶ村内ヨリ岩崎村へ分裂分、反別ノミニテ戸数・人口各村記載無之調査差支候条、辺田見村ノ内横町村、上村之内蔵々村・千束村等取調之例ニ倣ヒ、詳細書分早々可届出事

明治九年一月九日

内務卿 大久保利通

ここに至つて明治八年五月何の第五回大合併分の中一三八村の五一村統合が認められ、明治村については即刻地元との文書往復がはじめられた。
第六回大合併 第五回の大合併は八年五月に提出され年を越して認可されたが、県がこれについて一括提出すべく、八年六月限りと期限をきつた合併願も七月に延期を願うものがあり、またさらに地租改正とのつながりで時期を外れた後にその必要を痛感して願出るものも依然跡をたたなかつた。以下はその実例である。

合併村ニ付願

小村合併之儀者、客月三十日限取調上申可仕旨御達之通ニ候処、本月十二日遠近権大属巡回、地租改正之方法詳細演達ニヨツテ篤ト相考候得者、合村不仕面々不都合ニ有之候間別紙取調奉候儀、右者期限過候儀ニ候得共特別ヲ以御僉議被仰付被下度奉願候事

明治八年七月廿八日

第十一大区九小区戸長

甲斐 太郎

右 同 大区区长

野田 信道

第七大区六小区白石村・請村

右両村之儀、地所犬牙錯雜ナル故、今度地租御改正ニ付地所引合ニ至双方ヨリ苦情申出地所引分致兼申候ニ付、両村合併ニ致定仕候、然処右合村願之儀当六月中可出願答之処、其儀届兼不念之次第第二候得共、合村被仰付度依之別紙願書

御達仕候付乍恐急々御指令可被下候事。

明治八年九月二日

第七大区六小区戸長

村上 二平

同 大区区长

山崎 定平

県としては一日も早くそれらをまとめて内務省へ提出したいとあせつたが、一々の願について調査を行わねばならず八月末になつても一括提出が出来なかつた。そのため地租改正事業に支障を来す村々からは既に八月に合村指令の督促が行われており、九月に入ると悲愴感さえ伴つてくる。

当区上坂下村東今村合村之儀、本年三月二十八日付ヲ以奉願出候処于今御指令無之、右ハ当今沽券取シラベ中ニテ何分之御指令無之候而ハ調上大ニ混淆仕候間、何卒至急御指令被仰付候様此段奉願候也

明治八年八月四日

第八大区五小区戸長

唐 杉 次郎

右 同 区长

富田 又太郎

(白川県権令代理)

(県指令) 書面當時調中ニ付追テ治定指令可及候得共、申立之趣無余儀相聞候ニ付、先合村之積ヲ以取シラベ候儀ト可相心得事

八年八月

(長官代理)

合村御指令願

第六大区十小区米野村ノ儀第七大区六小区姫井村ト申セシ地所混淆ノ誤ヲ以先般合付奉願置候処、最早地租改正調モ卒業ノ場ニ到リ、關係仕候間、急ニ御指令奉願候事

明治八年九月十日

第六大区十小区

戸長 江上 玄良

同 大区区长

牧 信友

(白川県権令代理)

(県指令) 書面ノ趣目今其筋ヘ伺中ニ付追テ何分之可及指令候得共無余儀相聞候ニ付、先合村之積ヲ以取調候儀ト可相心得候事

明治八年九月十五日

(長官代理)

右の県指令は「目下其筋へ伺中ニ付」と記しているが、指令案文でははじめ「当時取調中ニ付」とあつたのが訂正されたもので、実はこの指令本文の出た三日前の九月一二日に宇土郡松山村外三二〇村の合併伺いが内務省へ提出されたのである。

肥後国村々合村ノ儀ニ付伺書

(宇土郡松山村外三百二十村合村願)

(以下形式畧)

宇土郡 松山村・下松山村合併

下益城郡 内山村・桑木野村合併

藤木村・夏水村・山出村・戸屋村・下福良村・

天ヶ瀬村合併

越草村・大辻村・勢井村合併

北野村・権正村・興正寺村・岩上村合併

金木村・水上村・迫村・内園村合併

用束村・小崎村・貫平村十土

峠原村・菴室村・竹ノ迫村合併

桑鶴村・福良村合併

山本郡 平嶋村・山城村・葦原村合併

阿蘇郡 坂梨村・古閑村・馬場村合併

上野中村・下野中村・上三ヶ村・下三ヶ村合併

手野村・尾籠村合併

東下原村・西下原村・中原村・井手村合併

分西宮地村・四分一村・宮地町・南宮地村・東宮地村・

西宮地村・北宮地村合併

八代郡

外出村・北出村合併

碓原村・貝洲村合併

南野崎村・北野崎村合併

北村・外無田村・上土村合併

葦北郡

小田浦村・宮浦村合併

浜村町・大崎村合併

野角村・岡井村合併

倉馬村・内野村・大川内村合併

大川内村ノ内島屋尾村・畑中村合併

古石村・上小場村合併

富永村・百木川内村合併

丸山村・久野川村合併

大野村・立野村合併

告村・角割村合併

馬越村・日奈久村合併

千代永村・田野川内村・小川村ノ内溝口村合併

小川村ノ内板練村・船倉村・羽仁田村合併

久多良木村・大門瀬村・田野宇埜村ノ内一〇戸合併

上良石村・田野宇埜村ノ内五七戸合併

破木村・与奈久村・鎌瀬村・瀬戸石村合併

赤松村・子藪村合併

下大野村・上大野村・窪村合併

内野村・田子崎村合併

合志郡

久米村・高江村・高江出分村合併

田島村・猪目村・岡村合併

板井村・三万田村合併

富村・富出分村・古閑村・邑吉村合併

福本村・田吹村・中林村ノ内五戸合併

(両出村)

(貝洲村)

(野崎村)

(太無田村)

(小田浦村)

(浜浦町)

(豊岡村)

(大川内村)

(高岡村)

(古石村)

(米田村)

(丸山村)

(大野村)

(告村)

(日奈久村)

(千小田村)

(木多良村)

(久多良木村)

(田上村)

(川内村)

(赤松村)

(下大野村)

(野田崎村)

(豊水村)

(田島村)

(龜尾村)

(吉富村)

(福ノ本村)

菊池郡

永村・永村出分村合併 (永村)
片俣村・下中窪田村・中窪田村合併 (矢護川村)
高柳村・平村・湯船村合併 (麓村)
妻越村・高永村・高永手分村合併 (新明村)
隈府町・立石村・正観寺村・高栢瀬村合併 (隈府町)
本分村・木野本分村合併 (木野村)

木野本分村ノ内中木野・本分村ノ内田中竜徳一〇戸・
竜徳村ノ内三五戸・道場村ノ内二七戸・木山村ノ内
三六戸・大林村合併 (松尾村)

竜徳村ノ内酒蔵野・池田村・木山村ノ内
永山一九戸・道場村ノ内四坊ノ原一四戸合併 (池永村)

飽田郡

坪井村・竹部村合併 (坪井村)
下村・本村・東外村・西外村・外村・新外村合併 (健軍村)

下益城郡

北小川村・西小川村合併 (北小川村)
鰐瀬村・土鹿野村合併 (鰐瀬村)

藤山村・尾窪村合併 (藤山村)

上郷村・下郷村合併 (上郷村)

馬場村・出目村合併 (馬場村)

池田村・高木村・下神園村・上神園村合併 (中郡村)

木早川内村・野中村合併 (木早川村)

大岩野村・小岩野村・石原村・九尾村合併 (岩野村)

坂貫村・小田尾村合併 (坂貫村)

上益城郡

小原村・長野村合併 (長原村)

中島村・木鷲野村合併 (嶋木村)

杉村・梅木村合併 (杉木村)

大野村・寺川口村・上司尾村合併 (上寺村)

片平村・下大川村合併 (城平村)

今村・入佐村合併 (入佐村)

玉名郡

黒木尾村・川又村・入佐村ノ内久見木・
名連石村ノ内下鶴合併 (黒川村)

名連石村・上名連石村合併 (御所村)

上辛川村・辛川村合併 (辛川村)

木崎村・赤井村合併 (赤井村)

上砥川村・下砥川村・砥川村合併 (砥川村)

東無田村・櫛島村合併 (嶋田村)

下六嘉村・南六嘉村・上無田村合併 (下六嘉村)

新藤村・小ヶ蔵村合併 (新小村)

横野村・川内村合併 (川野村)

立山村・桃田村合併 (大倉村)

中程村・土器屋村合併 (中土村)

友田村・林田村合併 (満村)

築地村・西築地村合併 (築地村)

上坂下村・東今村合併 (上坂下村)

上江田村・江田村合併 (江田村)

用木村・上用木村合併 (用木村)

芋生田村・上津原村合併 (津田村)

岩村・上岩村合併 (岩村)

永方村・塩屋村合併 (永塩村)

宮崎村・宮崎出目村・向野村合併 (宮野村)

平原村・清源寺村合併 (清源寺村)

腹赤村・新沖洲村合併 (腹赤村)

折地村・赤崎村合併 (折崎村)

阪ノ上村・東坂ノ上村・安ノ原村合併 (豊永村)

石貫村・北石貫村合併 (石貫村)

赤坂村・荘寺村合併 (細永村)

肥猪村・肥猪東村・肥猪中村合併 (肥猪村)

久井原村・下久井原村合併 (久井原村)
 下津原村・東下津原村・西下津原村・菰田村合併 (下津原村)
 上沖洲村・下沖洲村合併 (沖洲村)
 水島村・小野村合併 (水野村)
 白石村・請村合併 (瀬川村)
 八代郡 上松求麻村・下松求麻村合併 (松求麻村)
 吉王丸村・南吉王丸村合併 (吉王丸村)
 米野村・姫井村合併 (合里村)
 山鹿郡 村山村・高森村・高森町合併 (高森町)
 市下村・竹崎村合併 (両併村)
 阿蘇郡 吉田村・吉田新町合併 (吉田村)
 久木野村・下久木野村・下田村ノ内放ケ内合併 (河陰村)
 上久木野村・二子石村・久木野村ノ内御陣村合併 (久石村)
 下市村・下積村・上中村ノ内井上村合併 (一ノ関村)
 上中村・下積村ノ内二戸・西中村・下中村・松木村合併 (中松村)
 東下田村・宮寺村・下田村・川後田村・喜多村合併 (河陽村)
 菊池郡 水島村・寺町村合併 (台村)
 輪足村・築地村合併 (亘村)
 上益城郡 上島村・西上島村合併 (上島村)
 北甘木村・北上甘木村合併 (北甘木村)
 鯉村・下鯉村・西鯉村合併 (鯉村)
 秋只村・万ヶ瀬村合併 (豊秋村)
 球磨郡 宮原村・湯前村ノ内切畠村合併 (宮原村)
 上村・須恵村ノ内脇村合併 (上村)
 玉名郡 下長田村・山口村合併 (長山村)
 長洲上町・長洲下町合併 (長洲町)
 前無田村・上長溝村・下長溝村・中長溝村合併 (長溝村)
 詫摩郡 右八村落合村之儀ハ人格別便利ヲ得ル儀有之歟、或ハ…… (以下前回分と同様) …… 昨年八年御省第十四号御達之趣モ有之…… (全前) …… 官員差出美地

検査取調候処申立之通…… (全前) …… 願之通御聞届相成候様致度依之絵図面相添相伺候也

明治八年九月十二日

(内務卿殿)

(白川県権令代理)

この伺いに対する指令は年内には遂に得られなかつたので、またまた願書提出の戸長連から「合村願御指令願」「小村合併御指令願」が続々と差出され、県ではいずれも「追而何分之指令ニ可及候得共、伺之趣無余儀相聞候ニ付、先合村之積ヲ以取調候儀ト可相心得事」との指令を發して急場をしのいでいる。

四、明治九年の町村合併

第五回、第六回合併の始末 九年一月九日、第五回大合併について内務省指令があり、明治村は不許可、その他なお取調を命ぜられた個所があつたことは前述の通りである。

明治村というのは奈良県にもその名があるので、何故不都合なのかわからないが、とにかく内務省が不都合という以上は止むを得ないので、九年一月二二日で戸長宛次の通り通達した。

書面合併改称明治村ト唱候儀不都合ニ付更ニ調査可申出旨御筋ヨリ指令有之候条、尚村名取シラベ本月二十五日限更ニ可申立候事 (長官)

この村々の合併願は八年四月一三日に県宛提出されたが、九か月目の指令が右の通りであつた。そこで六大区一小区では一月二五日付で後記村々を辨利村と改称する旨の願を出し、県は二月二日付第六一号で左の伺を内務省へ再達した。

肥後国岩本村外三ヶ村合併改称ノ儀ニ付伺

(以下形式畧)

菊池郡 岩本村・姫井村・下河原村ノ内九峯村・大谷村・四町分村ノ内小川村

合併

(辨利村)

右者肥後国玉名郡野部田村外百四拾壹ヶ村合併之儀、昨八年十二月十五日附第三百八十四号ヲ以相伺候処、申出之内菊池郡岩本村外三ヶ村合併改称明治村ト唱候儀ハ不都合ニ付、更ニ調替可申出其他伺之通被聞届旨本年一月九日附ヲ以御指令之趣致承知、其区へ相達候処、辨利村ト改称イタシ度旨申出不都合ノ儀モ不聞候間願之通聞届可申哉、依之此段相伺候也

明治九年二月二日

(内務卿大久保利通殿)

(長官)

ところが二月十七日付で内務省は

書面ノ趣、評議之次第モ有之、追テ何分ノ儀相達候迄当分見合置可申事

と指令して許さなかつた。しかし第六回の大合併何に対する四月二十八日附内務省指令但書に「地租改正之際既ニ合村ノ積ヲ以諸帳簿等調整有之儀候得ハ可聞届条、尚可申出事」とあつたので、これに基づいて県は「再々応伺」を九年六月二十六日付で内務卿大久保利通代理内務少輔林友幸宛に提出し、七月一九日付をもつてようやく聞届けられた。県ではこれを八月一二日に村々に指令している。

なお今一つの取調指令については、七大区八小区戸長梅田範次を県庁に呼び出して調査した結果、二月五日に次の通り届書を提出し、これ第五回大合併の後始末は終了した。

肥後国上中村外五ヶ村町合併ノ儀ニ付御届書

(前署) 右之内上中村外四ヶ村内ヨリ分裂ヲ以岩崎村エ合併分反別ノミニテ戸数人口各村記載無之調査差支候ニ付、辺田見村ノ内横町村等取調ノ例ニ倣ヒ詳細書上可届出旨本年一月九日附ヲ以御指令ノ趣、致承知、尚取調候処、人民住居ノ地ニ無之、田畑反別ノミ飛地相成大牙イタシ居候間、右飛地之分岩崎村へ合併候儀ニ有之候、依之此段更ニ御届申候也

明治九年二月 日

(長官)

(内務卿大久保利通殿)

八年九月提出の第六回大合併何に対しては年を越しても何等の指令がなかつたので、県は九年四月一四日第一八八号をもつて再何書を提出したが、同四月二八日

書面之趣ハ詮議之次第有之候条追テ何分ノ儀相達候当分見合置可申事
但地租改正之際既ニ合村之積ヲ以諸帳簿等調整有之儀候得ハ可聞届条尚可申出
事(内務卿大久保利通)

との指令をもつて却下された。しかしこの末尾の「地租改正之際既ニ合村之積ヲ以云々」は救いの手であつた。五月一日地理掛は左のように起案した。

宇土郡松山村列合村何別紙内務省御指令之趣ニ付更ニ浄書右書左案ノ通調認シ御上申ニ可相成哉

右ハ当県管下肥後国宇土郡松山村外三百式拾ヶ村合併ノ儀本年四月十四日第百八十八号ヲ以相窺候処、詮議ノ次第有之追テ何之儀相達候迄当分見合置可申云々、同月二十八日御指令ノ趣致承知候、右ハ地租改正ノ際既ニ合村ノ積ヲ以諸帳簿等調整此俟見合置候テハ百事不都合有之候条、願ノ通御聞届有之度此段再応相伺候也

但絵図面ノ儀ハ先書上申ニ取添置候間、此節ハ差出不申候、此段モ添テ上

陳候也

明治九年五月

(内務卿代理)

(熊本県長官)

この再応伺は六月九日付け第二七五号として一〇日に内務省へ発送され、七月一三日内務卿代理内務少輔林友幸の名で全部無事聞届られた。県は八月一日各戸長に合併聞届の指令を發し、三三二町村は一三三町村にまとめられたが、これがこの時期の町村合併の山であつた。

この指令が一〇か月も出なかつたのは、政府が全国的な区画改正を考えていたためのものであるが、その改正計画も実施に移すことなく消滅

した模様で、九年七月一日付で地理頭は県令に次のような書翰を送つて
いる。
外二五二号

分合村処分方之儀ニ付テハ、全国一般区画改正之内議モ有之、其筋伺中ニ付、
先般来御伺出之向ヘハ処分方当分見合之儀指令相成居候分モ有之、然ルニ右区
画改正之儀ハ其筋ニ於テ尚詮議之次第モ有之候間、前段指令ニ寄り御見合相成
居候分ハ、従前之通処分方御伺出相成可然ト存候、此段御心得拙者ヨリ及御通
知候也

明治九年七月一日

地理頭 杉浦 讓

熊本県令安岡良亮殿

第七回大合併 明治九年三月三十一日に内務省宛「葦北郡中の同称同文
字村名改称伺」が県から提出された。(第一六五号)

肥後国葦北郡中同称之村名改称之儀ニ付伺

肥後国葦北郡大河内村 大岩村ト改称

同 郡大川内村 大川村ト改称

同 郡大川内村 従前之通据置

右ハ当県管下肥後国葦北郡中ニ従来同称同文字ノ村名有之称呼及簿書調査ノ際
屢違乱ヲ生シ不都合ニ付、右之通改称致度段願出、事実無余儀相聞候間願之通
御聞届ニ相成候様致度此段相窺候也

(内務省指令) 書面之趣聞届候条、新旧称之仮名ヲ附シ至急可届出事

明治九年四月二六日

内務卿

右に関する願書は既に八年六月に提出されていたもので大岩村と改称の
分は一三大区六小区にあり、大川村と改められたものは一〇小区の大川
内村で、旧称のままの大川内村は八小区であった。県はこれらの村々に
聞届指令を六月一日に発している。

九年六月二三日には、第一三大区二小区から片長村の名を二川村と改

中片野村

めたいとして「右者元下片野村合併片長村ト改正候処、今般地租改正ニ

長田村

望地所分裂ニ付テ右之通更正被仰付度」と願ひ出たが、県は七月三日付
で「書面中片野川村外二ヶ村合併昨年四月中其筋伺之上聞届置候処、
地租改正之際地所分裂ニ付テ村名更正云々、右ハ村名改称之儀現実不得
止訳無之分ハ改称不相成候条、願之趣難聞届候事」と許可を与えなかつ
た。これは一〇月一五日の一三大区六小区の浜浦町が浜町と改称したい
という願ひに対しても「難聞届」としたのと同様である。

さて第六回合併伺が長引いている間に、合併願がまたまたまってきた
たので、地理頭からの通知を受けると直ちに県では調査を開始し、宇
土郡城山山村外八四村の合村伺を調べて一〇月一八日第四七一号として
内務省に提出した。これは神風連の辺の一週間前のことである。

肥後国村々合村之儀ニ付伺書

(宇土郡城山山村外八四村合村願)

(以下形式略)

宇土郡 城山山村・馬場村合併

下益城郡 著町村・千原村合併

坂本村・平野村合併

今村・吉野村合併

上宮地村・中宮地村合併

八代郡 高下村・西高下村合併

大野村・南大野村合併

東本野村・西本野村合併

上益城郡 中無田村・西無田村・下無田村・託摩郡竹宮村

ノ内野間合併

下寺中村・迫村合併

阿蘇郡 津留村・上津留村・永野村・重井野村合併

野尻村・胡桃原村・向津留村・蔵地村合併

尾下村・牧戸村合併

(神馬村)

(千町村)

(坂野村)

(今吉野村)

(宮地村)

(高下村)

(大野村)

(本野村)

(秋田村)

(寺迫村)

(津留村)

(野尻村)

(尾下村)

味鳥村・河原村・市野尾村・黒岩村・仁田水村合併
中村・祭場村・峯宿村合併
(河原村)
(中村)

矢津田村・高尾野村・小村合併
草部村・社倉村・小崎村・木郷村合併
(矢津田村)
(草部村)

永野原村・幸子村・大中野村・岩神村合併
下切村・小笹村・大切畠村・所尾野村合併
(永野原村)
(下切村)

芹口村・馬場村・原口村合併
菅山村・水濱村・水迫村・下尾野村・栃原村合併
(芹口村)
(菅山村)

大村・上野村・海士江村合併
陣内村・田平村合併
(会地村)
(陣内村)

渡野村・中鶴村合併
深渡瀬村・市渡瀬村・宝川内村ノ内木河内・羽迫・
(中鶴村)
(市渡瀬村)

板鶴・馬淵合併
宇土郡 新町出村・本町出村合併
(段ノ原村)
(岩古曾村)

玉名郡 佐野村・三日村合併
関町・田町合併
(花園村)
(関町)

関東村・椿原村合併
天草郡 関外目村・北開村・下原村合併
(関東村)
(関外目村)

津留村・市瀬村・平床村合併
今村・益田村合併
(新合村)
(今田村)

杵町田村・下田村合併
(河浦村)

右八村落合村之儀ハ人民格別便利ヲ得候儀有之歟、或ハ實際不得止事故有之外ハ以来合村不相成云々昨八年御省乙第拾四号御達之趣有之候処、当果管下肥後国宇土郡城神山村外八十四ヶ村ノ儀元來地所混淆イタシ、境界難引分去迎一村落据置候儀ハ往々不弁利之筋有之趣ヲ以合併願出候間、官員差遣実地遂検査取調候処、申立之通相違無之、右合村追々申立候末無際限相伺候儀不都合候得共、地租改正之際不得止合村不致テ難相成村々ヲイテハ最早合村之積ヲ以諸帳簿等

調整候儀ニ有之、此俟難閑實際不得止事情無余儀次第二付願之通御聞届相成候様致度、依之絵図面相添此段相伺候也
明治九年七月

内務卿大久保利通殿代理内務少輔林友幸殿
熊本県令安岡良亮

この願にあぶなくすべり込んだのは天草郡（一六大区七小区）の合村願で、六月二六日付で天草支庁から県庁第三課宛次のような文書が届いたことから取り上げられるに至った。

当分轄第十六大区七小区小村合併願差出候ニ付不審ノ稜及推問候処、明治七年四月中願諸進達致候得共于今何等御指令無之旨申立候、依テ当支庁綴込搜索致候へ共書類不相見候間、前年取扱ノ模様難知候得共、内務省御伺案モ相添差出候儀ト推考致候、右ハ昨八年当県乙第五拾五号ノ御達ニ因レハ御採用相成間致哉ニ存候へ共、既ニ七年四月中差出置候儀ナレハ御採用可相成哉、先以前年之成行御搜索被下若シ其節其儘ニ相成居候儀モ候ハ、可否何分ノ御指令相成度依之御問合旁別昏相添差引候也
九年六月廿六日
天草支庁

本庁第三課御中
(明治七年合併願写)

小村合併之儀ニ付御願
杵町田村・下田村合併
平床村・市瀬村合併
益田村・今村合併

右者從來一村之内分界ヲ立取扱来候村方無之候得共、書面之村々合併仕候ハ、無用之勞費等無之、一体弁利筋之目途ニ御座候間、免絵図相添此段御願申上候也
明治七年四月廿七日

第五十一大区益田組副戸長
園田 矩 庸

天草出張所

御崎 実文
池田 祇栄
戸長 唐杉 次郎

県は七月五日天草出張所に返書を出し至急の回答を要求した。

第十六大区七小区津留村列合併之儀ニ付願書被差添御申越之趣致承知候、右ハ明治七年四月中願書差出候趣ニ候得共、右之書類ハ一切無之候、然ニ合村願之儀一昨七年來追々之申立ニテ当今迄モ無際限相伺候儀不都合ニ有之、右ニ就テハ評議之次第有之追テ何分ノ儀相達候迄見合置可申旨内務省達之趣モ有之、尤地租改正之際既ニ合村之積ヲ以諸帳簿等調整候儀ニ候得ハ開届ニモ可相成候得共、其他ハ進達難致訳ニ候条右村々之儀モ前記ノ如ク不得止次第モ有之候ハハ一村限戸数人員田畑山林反別共詳細取シラベ、地所村落ノ境界判然色分ケ図面取添至急更ニ出願候様御取計有之度此段急キ及御回答候也
但合村追願之分此節無残取纏上申ノ積、既ニ整頓ノ際ニ付様子ハ至急申立候様御取計有之度此段モ添テ申遣候也
九年七月一日

第三課

しかしその回答も不満であつたとみえて、八月廿二日再度掛合の書面を送つた。

別紙合村願御差返之処、不明瞭ノ儀有之上申調差支候条絵図面共附紙之通一村限記載至急差出候様御取計有之度此段及御掛合候也

組合村之儀一昨年來追々ト申立際限無之候処、追々ニ取纏リ既ニ此節分迄ニテ上申一切相済候積調査出来致居候ニ付、本文至急行主ノ儀ノ指揮有之、速ニ御進達有之度此段モ添テ申遣候也

九年八月十六日

(第三課)

(天草支庁御中)
右の両書面ともに今回をもつて一切の合併を終了する積りであると繰返しており、事実これが最後の大合併となるのである。とにかくこのような往復の後天草の合併願も今回の何に編入されたので、伺書は早く七月

に出来しながら發送が一〇月にも延期される結果となつた。

この第七回の大合併何に対して内務省は同年十一月に指令を与えた。

書面中無田村外三ヶ村合併分不明瞭之廉別紙絵図面へ付箋之上下戻候条、更ニ取調可申出、其他何之通聞届候事

明治九年十一月廿二日

内務卿 大久保利通

この許可指令の到着した時には県令安岡良亮既になく、権令心得として坂部長照が臨時に着任していたが、間もなく、権令富岡敬明が着任したので県は一二月二八日各戸長宛許可指令を發し、ここに八一村が二二村に統合され、七年にはじまつた本県の町村大合併も九年をもつて一先ず完了した。但しこの指令に残された分は翌一〇年まわしになつた。

五、明治一〇年・一一年の町村合併

一〇年の合併改称 九年の神風連の変に続き不安な情勢は翌一〇年まで持ち越した。一〇年一月には下益城郡の二村の改称願が内務省に提出された。この二村からの改称願は既に九年六月一九日附で県に提出されていたが、県は合併願の取り纏めを急いでこの方を後にまわしにしたため、この期に及んだものである。

村名改称願

第十二大区一小区

下益城郡中間村 改称 両中間村
全 下郷村 改称 西下郷村

右者下益城郡中山郷中間村、下郷村ニ差合、同郷ニハ無之候エトモ地券証面肥後国下益城郡何村字何、下益城郡何村ト有之、同郡同村称不都合ニ付改称可奉願旨今般地租改正掛宇土出張志水大貴ヨリ申立両村エモ篤ト及協議候処、異議無之依右之通奉願候也

明治九年六月十九日

戸長 荒木 慎十郎

もない分合改称にきりをつけようと考えたのであろう。同年一月九日達乙第一〇四号をもって内務省は「町村分合組替方心得」を示し、以後の分合・改称はこの規則に基づくことを指示したが、これは乙八三号達に特例を認めただけのことであった。

本年乙第八十三号達ノ旨モ有之候処、尚左ノ通可相心得

町村分合組替方心得

第一条 近年分合セシ町村ノ内ニテ實際差支有之分、復旧ノ為メ分合致候儀ハ

右達ノ限ニアラセス

第二条 他ノ町村ニ点在セル飛地又ハ錯雜セル地所ハ其所在ノ町村ヘ可組替事

(一一年七月第一七号で消滅)

明治一一年の分合改称 この年に入ると町村の異動はほとんどないと言つても過言でなく、僅かに山鹿町が生まれ三崎村の改称があつたくらいである。

山鹿町の成立についてはこの年の六月地元より次のような願書が提出されたことにはじまる。

合村并分裂願

第六大区十二小区山鹿郡

(形式畧)

湯町、竹林寺村、中村ノ内馬場添合併

(山鹿町)

右合併願ノ事故ハ第六大区十二小区山鹿郡中村内字馬場添、全区竹林寺村内字市場地所當時大宮通ト唱、山鹿湯町ヨリ連続シタル市街地ニテ居住スル人民ハ総テ商業ノ者共ニテ、申談筋等万事湯町ヘ交接自然湯町ト一市ノ体裁ニ相成居候処、戸籍及土地ハ書面ノ通中村、竹林寺村ノ両村ニアツテ、此兩村ノ内竹林寺村宅地之位置ハ全村湯町ト合口ニシテ商業ノ者共ニ過キ、中村之内字馬場添ニ居住スルハ商業ノ者共ニ過キ、同村ノ内本村ニ居住スルハ農務ノ者共ニ過キ、然ルニ農商稼業ヲ異ニスレハ是迄申談筋等万事不都合ノ儀モ不尠、惣体馬場添字ノ儀ハ図面之通湯町・竹林寺内工突出シタルモノニシテ、此節竹林寺ハ全村、中村ハ馬場添字ノ已湯町エ合併候得ハ経界モ判然シ万事往々至極上下ノ用弁ニ相或可申、右ハ地租改正帳簿確定ノ今日ニ至リ、地所合併候得ハ三市村ニ跨リ反別番号等ノ扱出来候儀ハ何共恐縮之次第二候得共、合併之儀ハ双方共障碍ノ筋モ

頭無之、就中竹林寺村ハ纒二十乃至ノ戸数孤立ノ見込モ付兼候俟、後来上下之用弁ヲ量リ合併致度候間、則別紙繪図面相添惣代之私共連署ヲ以此段奉願候事

第六大区十二小区山鹿郡中村人民惣代

木村 常二郎
相川 満蔵

竹林寺村惣代
鳴田 虎七
湯町 惣代
毛利 嘉太郎

明治十一年六月十七日

熊本県権令富岡敬明殿

前書之通相違無之、仍テ奥印仕候也

右区戸長 野村 伝一郎
区 長 片岡 正路

以後県庁と地元との間に書翰の往復があり、七月三日に県は内務省宛次の上申を提出した。(奇第二九八号)

合村并二分製之義ニ付上申

山鹿郡 湯町・竹林寺村・中村ノ内字馬場添合併(山鹿町)

右竹林寺村ノ義僅式拾四戸ノ小村ニシテ将来独立自治ノ規模無之、其上宅地悉皆湯町ヘ接続連櫓市街之体裁ヲナシ専ラ商業ヲ営ミ、中村ノ内馬場添ノ義ハ地勢狭長ニシテ湯町・竹林寺ノ間ニ斗入シ竹林寺村宅地ト相對シテ櫓ヲ並ベ同ク商業ヲ営ミ人情風俗自ラ湯町ト同ク諸事本村ト相背馳シ不便ノ廉不尠趣ヲ以湯町ヘ合併、山鹿町ト改称致度、三ヶ村町人民連署ヲ以出願儀ニ付実地取調候処、事実口相違無之、尤竹林寺村ノ義ハ十年十一月御省乙第四百四号御達第二条ニハ準據シ難候得共、中村ノ内馬場添字湯町ヘ合併致候後ハ終ニ湯町之中間ニ介マリ錯雜ヲ生シ候義ニ付、願通御聞届相成候様致度且又湯町ノ義モ古来一般人山鹿町ト称シ来リ湯町ト称候者無之義ニ付、改称致候方至便ノ義ト存候此段相候候条、何分之御指令相成度候也

明治十一年七月三日

(長官) (内務卿宛)

右については同年一〇月一九日付地六九七三号をもって地理局長桜井勉の間合せがあり、(一〇月三〇日県受)県は一二月二日これに回答したが、越えて一二月四日内務卿伊藤博文名で伺之通聞届けられた。

なお今一つの三崎村は玉名郡第七大区九小区の林田村と友田村とが合併して、はじめ栄村と改称しよう願っていたが、既に同名村が出来ていたため八年一〇月一八日改称を命ぜられ満村と改めて再出願し九年七月一三日許可(内務省)されたところである。この満村が、何時、またなぜ三崎村と改称したいとの願を出したかは資料が欠けて不分明であるが、一年の九月二七日内務省に聞届けられているところを見ると、栄村の称を急に改めさせられた時に何等かの手落ちがあったものである。

この年四月六日に阿蘇郡高森町に合併した旧村山村が地租改正の折収獲等別村の所で決定しているので、等級等不公平となるから分村したいと願出たが、同月一三日県は帳簿だけは不都合のないよう別に調製してよいが、分村は聞届けられぬとして却下している。

この年六月岩下町(上益城郡)の人民総代達は町名を甲佐町と改めたいと次の願書を提出した。

町号更正願

当岩下町之義従来他人ハ甲佐町ト称来、其実称ノ岩下町ナル事ハ地民ニ於テモ瞭知不致、況ヤ外人ニ於テヲヤ、其称全虚称ニ帰シ其実却テ空ルニ至レリ、此故ニ虚実混淆往々不都合ヲ生スル事不尠、抑叩ニ虚称ヲ挙クルノ所以ハ、往昔ハ甲佐町ト称其後岩下町ト改称ナシタルトノロ伝タリ、於是今般地民協議ヲ遂ケ、自他渴望スル所ノ称ニ依リ甲佐町ト改称致度候間、御許容被給度伏テ奉懇願候事

熊本県第九大区一小区上益城郡岩下町

人民総代赤星文斉(外一四名)

右用掛 鳥井典三

熊本県権令富岡敬明殿

文章は字体から見て用掛鳥井典三の筆に成るらしいが、これまでの願書とは異なつた漢文口調で記されている。この願に接した県官八等属渡並靖は、形式的な願書の中に久方振りに我意を得たる文章を見て心憎くもあつたせい、権令提出の指令案に左の如く記している。

右検査候処、地名変更之義ハ後世考證ノ迷惑ヲ醸シ、制度上尤然ル可ラサルモノニ有之、八年内務省乙第十四号(實際不巳得事故コレアルノ外ハ、分合及ヒ改称等不相成云々)達有之候モ、畢竟後患ヲ覚悟ノ様ニ被相察候、尤願文中(其実称ノ岩下町ナル事ハ土民ト雖モ瞭知セズ、況ヤ外人ヲヤ)云々、頗ル実ニ過タル言辞ニテ、若今ニ於テ改称スル時ハ目下却テ不都合之義モ可有之、因テ御聞届不相成方可然、御指令案左ニ相伺候也
書面願之趣難聞届候事

結局六月一七日付で不許可の達が現地に出されて、甲佐町への改称は明治二二年を待つこととなつた。

六、合併の型と新村村名

合併の成績 明治六年末の白川県内の町村数は、熊本市街(旧熊本城下町区域)と八代区および宇土区・高橋区(区は侍町)を除いて四三町一九二一村であつた。これは隣県大分の同年三月の調査数一七町一七六六村に比して決して多すぎはしない。当時の人口、戸数を比較すれば、本県一九万戸、九六万人に対して、大分県は一二万戸、五六万人であるからである。

しかし、部分的に見れば決して統合されている方ではなかつた。当時の資料によれば僅々一〇戸に満たない村々が相当数存在し、中には僅か三戸という村も阿蘇郡に見えていた。それが七年から九年にかけての七回の大合併により約七〇〇村を減じて、一二年には三八町一二四五村となつた。大分県でも八年三月の大小区制改正により八大区一六〇小区(白川県は当時一六大区一六六小区)に編成され、町村数も八町七九二村となり、一一年の郡区町村編成では九町一二八村と逆に増加したが、そ

れでも約六〇〇村以上が統合されている。

合併型式 この時期の町村合併は、達の表面では人民便利と民費負担の軽減を理由にあげているが、主目的は言うまでもなく地租改正事業を
支障なく進めることであった。従って合併の当初にあげられたものは「一
村之内分界ヲ立ツルモノ」であり、ついで戸数・人口の少ない独立小村
の合併にすすみ、ついで「地処犬牙（混淆）」の合併へと進展している。
当時の合村願や寄村願によつて区分してみると次の七種に分類出来る。
一、旧時一村で中途分裂及び一村同様の取扱であつたものの再合併——
これには上・中・下で区別された村々や東・西・南・北などを冠する
村々が多い。

△合志郡 下津久礼村・上津久礼村合併↓津久礼村

(現菊池郡菊陽町)——一村同様、明治九年一月合併

△上益城郡 北田代村・上北田代村合併↓田代村

(現上益城郡御船町)——往昔一村後分裂、明治七年二月合併

△上益城郡 福原村・北福原村・中福原村・下福原村合併↓福原村

(現上益城郡益城町)——往昔一村、後分裂、明治七年一〇月合併

△山鹿郡 中富村・川崎合併↓中川村、(現鹿本郡鹿本町)↓元一村中世分裂、

明治八年四月合併

二、本村と出村との合併——江戸時代にも人口の自然増があり、耕地の
不足を補うため新しく土地を開いて分村することも多かった。このよ
うな分村を当地では分村・出村・出目村・打出村・出分村・外村・新
村・今村などと呼んでいる。これらは通常本村との血縁関係があり、
また戸口・反別とも小さいので、この時期に本村に合併したものが多
い。

△詫摩郡 竹宮本村・全東外村・全西外村・全下村・全外村・全新外村合併

↓健軍村(現熊本市健軍町) 明治九年七月一三日合併

△飽田郡 高平村・高平下村・高平打出村合併↓高平村(現熊本市清水町)

明治七年一〇月二日

△合志郡 下町村・下町出分村合併↓下町村(現菊池郡大津町)

明治九年一月九日

△玉名郡 宮崎村・宮崎出目村・向野村合併↓宮野村(現玉名郡長洲町)

明治九年七月一三日

三、独立連続小村の合併——戸数、反別の少ない村は、周囲の町村がし
だいに寄合つて大きくなると、労力、経費ともに負担が大きくなつて
くる。平野部ではそれほどでもないが山間部に入ると特にこのような
独立小村が多かつたので合併は急速であつた。

△下益城郡 北野村(二〇戸・一〇二人)・権正村(二二戸・一〇七人)・興正

寺村(二六戸・一二八人)・岩上村(二九戸・一三四人)合併↓遠野村(合

計九七戸・四七一一人——現砥用町) 明治九年七月一三日

△葦北郡 野角村(二五戸・八九人)・岡井村(二九戸・一〇六人)合併↓豊

岡村(合計三四戸・一九五人——現湯浦村) 明治九年七月一三日

この中の岡井村は前年四月に岡村と井料村が合併して出来た村で、両村併せ
て一九戸になったものである。

△阿蘇郡 旅草村(一七戸・六六人)・梶原村(六戸・二四人)合併↓伊勢村

(合計二三戸・九〇人——現蘇陽町) 明治九年一月九日

△阿蘇郡 土戸村(二〇戸・八一人)・竿渡村(二〇戸・三四人)・須苅村(一

三戸・六五人)合併↓滝上村(合計四三戸・一八〇人——現蘇陽町) 明

治九年一月九日

右のように合併しても五〇戸に満たない小村がなお相当数存在してい
る。これを天草郡登立村(八二戸・四八〇三人)と上村ノ内蔵々村、
千束村(三一三戸・一七四一人)との合併登立村(計一二二五戸・六
五四四人)に比すれば実に雲泥の差である。しかも蔵々、千束を除い
た上村ですら一一〇七戸・六一四一人を容れているのである。

四、大町村と近接小村の合併——大町村の近接小村はその大町村に接近

していることによつて恩恵を蒙るのが普通なので、当然合併吸収されることになる。独立することは過重な経済的負担を背負うことになるからでもある。

△玉名郡 上坂下村(二六九戸・八〇三人)・東今村(二八戸・七四人)合併

↓上坂下村(現南関町) 明治九年七月二日

△上益城郡 中島村(一七〇戸・七九二人)・木鷲野村(二八戸・一四八人)合併

併↓島木村(現矢部町) 明治九年七月二日

△上益城郡 浜町(一八六戸・八七二人)・浜村(八戸・三一人)合併↓浜町(現

矢部町) 明治九年一月九日

五、地所錯雑のための合併——自然村とは人間集団を基準とした村であるから、耕地は散在していても他村と入交つていても何等支障はなかつた。しかし、一定地域を限定して一つの村と定め、境界線をひくことになれば当然地所錯雑という事態は重視されねばなくなる。特に地番を附して地券渡しを行うことになると、この地所入交りは非常な障害となり、地租改正事業の開始に伴つて土地所有者にとつても不利益をもたらすことが明らかになつた。そのため八年に入つてこの類の合併願は県に殺倒するに至つた。

右の一例として山鹿郡米野村と玉名郡姫井村の合併願を示してみよう。この米野村は、もと米野村・堂米野村・下米野村の三村であつたが、地租改正のため地所混淆を理由として合村願を出し、八年五月五日許可になつたところであるが、それが更に他郡の姫井村と合併しようというものである。

区画改正額

七大区六小区玉名郡 姫井村

右姫井村ノ儀、六大区十小区米野村ト地所犬牙錯雑ナル故、今度地租御改正ニ付地所引分ニ至双方ヨリ苦情申出、惣体姫井村ハ根元米野村ト一村ナリシ由ニテ、南ハ五大区十小区、東北ハ六大区十小区ノ中ニ特リ突出シタル一村落ニテ、終ニ両村合併ニ決定、就テハ別紙合村願書御達申上候通ニ付、区画ノ儀ハ六大

区十小区エ編入被仰付度奉願候間、乍恐至急被及御指令可被下候事

明治八年七月二十六日

第六大区十小区戸長 江上玄良
第七大区六小区戸長 村上二平
区 長 牧 信友
全 山崎定平

(県令代理権参事殿)

六、戸数のない村の吸収合併——僅かではあるが、旧来特殊な理由から耕地だけの村が存在していた。これらは当然合併されることになる。

△葦北郡 田平村・蕨野村(戸数なし)合併↓田平村(現水俣市) 明治七年

一〇月一九日

△下益城郡 藤木村(三九戸)・夏水村(二〇戸)・山出村(二一戸)・戸屋村(戸

数なし)・下福良村(三三戸)・天ヶ瀬村(二戸)合併↓洞岳村(一一四

戸・五九六人・田畑六四町余・山林一五八五町余) 明治九年七月一三日

七、戸数のみで土地のない村の合併——数少ない例ではあるが、腹赤村(玉名郡)をあげることができる。明治九年七月一三日腹赤村と新洲村とが合併しているが、新洲村は土地を持たず、合村願によれば「寛政四年子四月津波後ヨリ腹赤村ノ地所エ家居取建新洲ト唱居」と記されている。

新町村名称 合併することそのことにも旧来の慣習上から種々の困難が伴つたが、新町村名の決定についてもまたより以上の困難があつた。合併町村が共通名称を持つ場合は簡単であるが、その他の場合紛糾するのは当然の成り行きである。この時期の新町村名の型式は大畧次の六つに分類できるようである。

一、共通部分の名称をとるもの——上・中・下とか、東・西・南・北などを冒称する村々の合併の場合は簡単に頭を削つて共通村名をとつて

いる。

△飽田郡 東錢塘村・西錢塘村・南錢塘村・北錢塘村合併↓錢塘村(現飽託

郡天明村) 明治八年四月一七日

△飽田郡 上奥古閑村・中奥古閑村・下奥古閑村・北奥古閑村合併↓奥古閑村(現飽託郡天明村) 明治七年一〇月二二日

二、旧一村名を残すもの

(イ) 大町村が小村を吸収するもの——先述の浜町・上坂下村のような例がある。合志郡の富納村もその例として挙げられよう。

(富納三一戸で、合併した平原村は五戸、明治八年四月一七日合併、現菊池郡泗水町)

(ロ) 合併町村中有名町村名をとるもの——三町村以上の合併の場合、最も有名な町村名が新名称として決定される例も多い。

△菊池郡 隈府町(四六六戸)・立石村(二四戸)・正観寺村(九五戸)・高野

瀬村(四〇戸) 合併↓隈府町(六一五戸—現菊池市) 明治九年七月一三日合併

△玉名郡 玉名村・寄名村・社家村・下社家村合併↓玉名村(現玉名市) 明治七年一二月四日合併

三、合併地区の汎称をとるもの——この類には旧郷名をとるものが多い。

例えば山本郡知田村、正院村の合併村は山本郷の名をとって山本村としており、(明治九年一月九日合併) 飽田郡京町村・岩立村・長迫村・西原村・富尾村・北島村・池亀村の合併村は池田郷名をとって池田村とした(明治七年一〇月一九日)ものなどがその例である。

四、地理的名称をとるもの——地形上の共通点や、地理上の共有条件をとって村名とするのも抵抗感が少ないので好んで用いられた。

△飽田郡 柚木村・田上村・庄村合併↓硯川村(現飽託郡北部村——明治七年一〇月二二日) 三村を流れる硯川の名をとっている。

△飽田郡 方丈村・八町村・五町村・二町村・二十町村・惟重村合併↓川口村(現飽託郡天明村——明治七年一〇月二二日) 緑川の川口にあるという共通点をとっている。

△飽田郡 川口出村・沖新村・浦田村合併↓海路口村(現飽託郡天明村——

明治七年一〇月二二日) 有明海に面した川口干拓の村々である。

五、歴史的名称をとるもの——合併村に共通の古名称のある場合、若しくは一方に歴史的に有名な別称のある場合には、その旧称が採用される。これは旧称であるために合併村相互の摩擦もおこりにくいからであるが、唯適当な旧称がさらにある訳ではないのでその例はあまり多くはない。

△山鹿郡 新町・御宇田村合併↓来民町(現鹿本町) 明治九年一月九日合併
△玉名郡 桃田村・立山村合併↓大倉村(現玉名市) 明治九年七月一三日合併

併 大倉村は元禄頃の古名であると願の中に述べている。
△詫摩郡 竹宮六村↓健軍村(前述)
有名な健軍社の歴史的名称にあやかっただものである。

△天草郡 志町田村・下田村合併↓河浦村(現河浦町) 明治九年一二月二三日合併

六、合併記念の新名称をとるもの——以上の五分類のどれにも属しない新村は思いきった新名称をとることになる。この中には真剣に合併を祝福し、将来に望みをかける型と、唯単なる便宜的なものがあるが、この第六類が数の上では最も多い。

(イ) 合併村数を表示するもの
△飽田郡 方指崎村・平野村・西村合併↓元三村(現熊本市——明治七年一〇月二二日合併)

△飽田郡 御馬下村・長峯村・上野村・馬出村合併↓四方寄村(現飽託郡北部村——明治七年一〇月一九日合併)

△下益城郡 田中村・下田村・岩尾野村合併↓三加村(現砥用町——明治九年一月九日合併)

(ロ) 明治の合併を表現しようとしたもの
△合志郡 妻越村・高永村・高永出分村合併↓新明村(現菊池郡旭志村——明治九年七月一三日合併)

△飽田郡 糸山村・原口村合併↓明徳村(現飽託郡北部村——明治七年一

○月一九日合併)
(ハ) 合併祝福の気持を表現するもの

△合志郡 江良村・弘生村・南弘生村合併↓合生村(現菊池郡西合志町)
——明治九年一月九日合併)

△合志郡 平島村・鹿水村・後川部村・中林村合併↓栄村(現菊池郡合志町)——明治九年一月九日合併)

(三) 単に合併を表示するもの

△菊池郡 岩本村・姫井村合併↓辨利村(現旭志村)——明治九年七月一九日合併)

△八代郡 上野村・海士江村合併↓会地村(現八代市)——明治九年二月二二日)

△飽田郡 井上村・津留村・立石村・尾当村・前原村合併↓改寄村(現飽田郡北部村)——明治七年一〇月一九日)

(ホ) 旧名を折衷したもの——各村名の中の一字宛をとって組合せる型式は地名を失わせる最劣の策であるが、一番多く行われている。それはこれが最も簡単であり、しかも合併村民の感情を刺激しないためであろう。

△天草郡 益田村・今村合併↓今田村(現河浦町)——明治九年一月二二日合併)

△阿蘇郡 西中村・上中村・下中村・松木村合併↓中松村(現白水村)——明治九年七月一三日)

△宇土郡 曾畑村・上古閑村・岩熊村・布古村合併↓岩古曾村(現宇土市)——明治九年一月二二日)

(注) 第五章に引用した資料は次の通りである。

- ・法令全書(熊本営林局図書館)
- ・県政資料のうち郡区町村分合改称(県立図書館)
- ・白川新聞および熊本新聞(東大明治新聞文庫・熊本城顕彰会・熊本市立博物館)
- ・白川県国史および熊本県国史(県立図書館・内閣文庫)